

# 若桜町地域防災計画

令和2年度修正

若桜町防災会議

# 目 次

## 一般対策編

第1章	総則	1
第1節	計画作成の目的	2
第2節	計画の構成	2
第3節	計画の性格	2
第4節	若桜町の概況と災害の記録	3
第5節	町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱	6
第2章	予防計画	10
第1節	組織体制計画	10
第2節	防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚	23
第3節	情報通信広報計画	25
第4節	防災関係機関の連携推進計画	28
第5節	避難対策計画	34
第6節	医療救助計画	40
第7節	交通・輸送計画	41
第8節	食糧・物資調達供給計画	43
第9節	保健衛生対策計画	46
第10節	障害物の除去などに関する計画	47
第11節	共助協働推進計画	49
第12節	自治体としての業務継続計画	56
第13節	災害時の事業継続の取り組みの促進	58
第14節	住宅対策計画	59
第15節	文化財災害予防計画	63
第16節	農林業災害対策計画	64
第17節	被災者支援計画	66
第18節	水害予防計画	69
第19節	雪害予防計画	70
第20節	土砂災害予防計画	72
第21節	危険物など災害予防計画	74
第22節	防災訓練	75
第23節	防災教育	78
第3章	応急対策計画	80
第1節	組織体制計画	80
第2節	情報通信広報計画	96
第3節	防災関係機関の連携推進	111
第4節	避難対策計画	120
第5節	医療救助計画	131
第6節	交通・輸送計画	137
第7節	食糧・物資調達供給計画	144
第8節	保健衛生対策計画	151
第9節	共助協働推進計画	158
第10節	住宅対策計画	161
第11節	文教対策計画	167

第12節	農林業災害対策計画	170
第13節	被災者支援計画	172
第14節	ライフライン対策計画	174
第15節	水防計画	179
第4章	復旧・復興計画	187
第1節	公共施設の災害復旧	188
第2節	災害復興計画	188
第3節	損害補償	189
第4節	激甚災害の適用	190

## 震災対策編

第1章	総 則	192
第1節	計画の概要	192
第2節	地震被害想定	193
第3節	若桜町防災会議	193
第4節	防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	193
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	194
第2章	災害予防計画	195
第1節	災害に強いまちづくり	197
第2節	町の防災力の向上	197
第3節	住民等の自主防災力の向上	202
第3章	災害応急対策計画	204
第1節	応急活動体制	204
第2節	災害情報の収集・伝達	214
第3節	災害広報	220
第4節	応援要請	222
第5節	自衛隊派遣要請	222
第6節	災害救助法の適用	223
第7節	避難対策	225
第8節	消防活動	225
第9節	救助・救急活動	225
第10節	医療救護	226
第11節	遺体の収容・埋葬	226
第12節	交通規制	226
第13節	緊急輸送	226
第14節	障害物の除去	226
第15節	食糧・飲料水及び生活必需品等の供給	227
第16節	廃棄物の処理	227
第17節	防疫・保健衛生	227
第18節	孤立地区対策	227
第19節	文教対策	227
第20節	農林業対策	227
第21節	ライフライン施設の応急対策	227

第 22 節	住宅の応急対策	227
第 23 節	災害時要援護者対策	227
第 24 節	ボランティア活動支援	228
第 25 節	義援金、救援物資の受付・配分	228
第 4 章 災害復旧・復興計画		229
第 1 節	復旧・復興の基本方向の決定	229
第 2 節	迅速な原状復旧の進め方	229
第 3 節	復興計画の進め方	229
第 4 節	被災者等の生活再建等の支援	229
第 5 節	激甚災害の適用	229

## 資料編

第 1 章 主な関係法令・条例		231
資料 1	災害対策基本法抜粋	231
資料 2	災害救助法の概要	233
資料 3	鳥取県災害救助法細則（概要）	235
資料 4	激甚法に定める事業	239
資料 5	若桜町防災会議条例	246
資料 6	若桜町災害対策本部条例	248
資料 7	若桜町被災者住宅再建支援事業助成条例	249
第 2 章 町の現況		252
資料 1	災害履歴	252
資料 2	地すべり危険箇所	254
資料 3	土石流危険箇所一覧表Ⅰ	255
資料 4	土石流危険箇所一覧表Ⅱ	258
資料 5	急傾斜地危険箇所一覧表Ⅰ	260
資料 6	急傾斜地危険箇所一覧表Ⅱ	261
資料 7	山地災害危険地区	262
資料 8	雪崩危険箇所	262
資料 9	雨量観測所	264
資料 10	水位観測所	265
資料 11	防災カメラ	265
資料 12	重要水防区域判定基準	266
資料 13	重要水防区域：若桜町・鳥取県指定	267
資料 14	水防用備蓄資機材の現在数量	269
資料 15	文化財一覧	270
資料 16	消防団の現況・点検責任者	270
資料 17	消防協力団体の現況（自衛消防団）	271
資料 18	危険物取扱業者（危険物施設）一覧表	271
資料 19	地区別の避難場所	272
資料 20	災害別避難所	274
資料 21	炊き出し施設	278
資料 22	病院、医院等の医療機関	278

第3章	様式等	279
資料1	災害概況即報	279
資料2	災害発生即報	285
資料3	出動職員報告書	286
資料4	放送申込書	287
資料5	災害応急処理報告書	288
資料6	現地調査書	289
資料7	被害状況等報告	290
資料8	家屋被害調査票	292
資料9	自衛隊災害派遣要請書	293
資料10	自衛隊災害派遣撤収要請書	294
資料11	市町村への応援要請書	295
資料12	消防応援要請書	296
資料13	避難所開設状況	297
資料14	避難状況一覧	298
資料15	避難者名簿	299
資料16	消耗品受払簿	300
資料17	避難所日誌	301
資料18	避難所生活状況報告書	302
資料19	運転日誌	303
資料20	緊急輸送車両確認申請書	304
資料21	緊急輸送車両標章	305
資料22	緊急通行車両確認証明書	306
資料23	トリアージ・タグ	307
資料24	罹災証明書	309
資料25	罹災台帳	312
資料26	毒性ガス施設事故通報（発信・受信用）	313
参考	洪水等に関する防災情報体系の見直しに伴う用語説明	314

# 一般対策編

# 第1章 総則

## 第1節 計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」といいます。）第42条の規定に基づいて、住民の生命、身体及び財産の安全と保護を図るための計画です。

また、本計画は、若桜町における災害の防止及び被害の軽減並びに災害復旧のための諸施策に関する基本的事項を総合的に定め、それに基づき防災活動の効果的な実施を図ることを目的としています。

## 第2節 計画の構成

若桜町地域防災計画は、「一般対策計画」「震災対策計画」で構成します。

なお、それぞれの計画において「予防対策編」「応急対策編」「復旧・復興対策編」「資料編」を定めます。

## 第3節 計画の性格

### 第1 計画の位置づけ

この計画は、災害対策全般に関して、町、県、その他の防災関係機関、関係団体及び住民の役割と責任を明らかにし、更に防災関係機関の業務などについての基本的な指針を示しています。

### 第2 この計画の主な役割

#### 1 一般対策の立案、実施に当たっての指針

町及びその他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目などの作成及び風水害など対策の立案、実施に当たっての指針とします。

#### 2 自発的な防災活動に参加する際の参考となる計画

住民や関係団体においては、防災意識を高め、自発的な防災活動に参加する際の参考となる計画とします。

#### 3 見直し及び修正

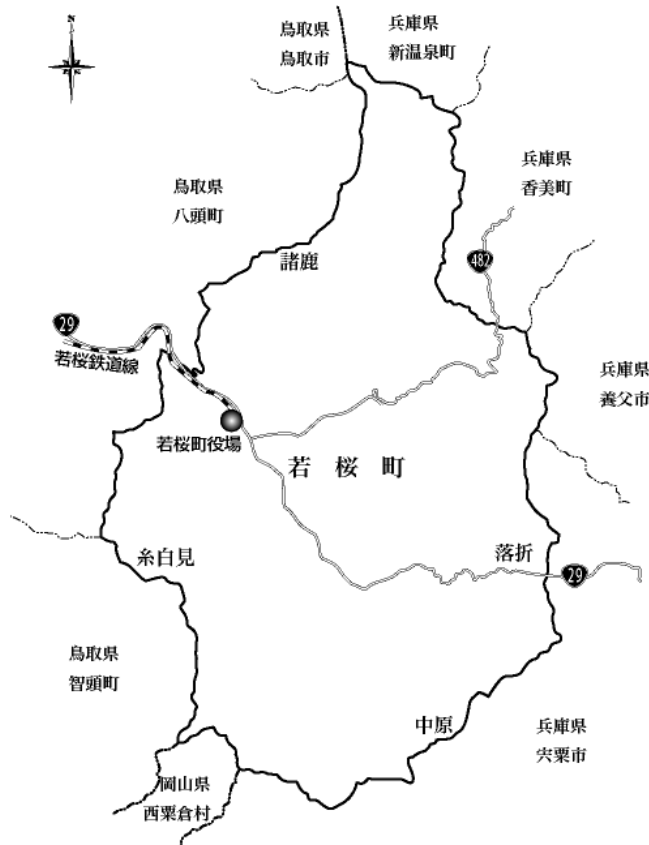
この計画は、災害対策全般に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加えます。

## 第4節 若桜町の概況と災害の記録

### 1 自然的条件

#### (1) 位置

若桜町は鳥取県の東南端に位置し、東側は兵庫県、南側は岡山県、北西側は八頭郡八頭町、南西側は八頭郡智頭町にそれぞれ接しています。



方位	地名	経度 緯度
東	若桜町大字落折(戸倉峠付近)	134° 30′
西	若桜町大字系白見(智頭町境界付近)	134° 21′
南	若桜町大字中原(大通峠付近)	35° 13′
北	若桜町大字諸鹿(扇ノ山付近)	35° 26′

#### (2) 地勢及び地質

- 本町は、氷ノ山、東山、三室山、扇ノ山の四山系をはじめ、県境に沿って高さ1,000m内外の峰が連なってすり鉢のように町の四方を囲んでいます。
- 広大な山岳地帯は総面積の96%を占め、平均標高は455mで、わずかな平地に散在する各集落も標高の高い位置にあります。
- 背後の溪流は無数の谷を刻み落折、茗荷谷、諸鹿などでは典型的なV字谷が、小船、系白見などでは小規模な扇状地が広がっています。
- 面積は199.18 km<sup>2</sup>あり、距離は東西14.1 km、南北22.7 kmです。



### (3) 気象

- 本町は、山間高冷地帯に属し、冬期間の降雪量は多く、積雪期間は3箇月にもおよびます。
- 早稲、晩霜のおそれがあるため、稲作は単作地帯ですが、杉、桧などの針葉樹の生育に適しています。

## 2 社会的条件

### (1) 人口

- 本町の人口は、昭和45年以降5年ごとに4～6%の減少率で推移していますが、今後も若年層の流出や出生率の低下による人口の減少が想定されます。
- 平成27年国勢調査の人口は、3,269人で1世帯当たりの家族数は約2.6人、65歳以上の人口割合は50.8%と高齢化、核家族化が進んでいます。

### (2) 産業

- 本町は恵まれた自然条件のもと農林業を基幹産業として栄えてきました。
- 農業は、耕地面積が平成27年作物統計調査では1.7%にとどまり山間部の水田はほ場整備により生産性の向上に努めています。山間高冷地を利用した山菜栽培、野菜・果樹(梨・柿)の栽培、小規模ながら肉用牛の飼育・養豚などが行われています。
- 林業は、材木不況により厳しい経営を強いられていますが、地質・気候に恵まれ県内屈指の林業地として良材の杉が産出されています。
- 若年層の流出により、農林業労働者の確保が課題となっています。
- 製造業は、縫製、弱電気部品製造企業が立地しています。

### (3) 交通

本町は冬期間、降雪、積雪ともに多く、国道及び県道の一部を除き自動車の通行不能となることがしばしばあったが除雪体制の強化、融雪装置の設置により大きく改善しています。

#### ア 国道

鳥取・姫路間を結ぶ国道29号線が町内を縦断しています。

国道482号線は刈見～茗荷谷、茗荷谷～つく米間バイパスが開通しました。

#### イ 県道

県道は、主要地方道若桜下三河線、一般県道若桜湯村温泉線、一般県道若桜停車場線が整備されています。

#### ウ 町道

町道は、国県道から各集落を結ぶ主要幹線をはじめ集落内道路が整備されています。

#### エ 林道

林道は、林道密度5.7m/ha(民有林野面積に対する延長)で県の目標14.4m/ha

に比べ低くなっています。

#### オ 公共交通

- 若桜町内を走るバス路線は、町営バスによって運行されており、若桜～落折、若桜～春米の2路線があります。
- バス路線は、冬期間積雪のため運行に支障をきたすことがあります。また、昭和62年に旧国鉄より引き継いだ若桜鉄道は上下分離方式により若桜～郡家間を結んでいます。

### 3 過去の災害記録

本町における過去の災害記録は、資料編第2章資料1のとおりです。

## 第5節 町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱

町及び防災関係機関が防災に対して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとします。

### 1 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国農政局鳥取支局	災害時における主要食糧の供給対策
中国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧</li> <li>2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供</li> <li>3 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言</li> <li>4 災害に関する情報の収集及び伝達</li> <li>5 災害時における交通確保</li> <li>6 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣</li> </ol>
鳥取地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象に関する予警報などの発表及び通報</li> <li>2 恒久的災害対策の気象資料の提供</li> <li>3 災害発生時の気象観測資料の提供</li> <li>4 その他防災に係る气象台の所掌事項</li> </ol>

### 2 陸上自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第8普通科連隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の準備 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災関係資料の基礎調査</li> <li>(2) 災害派遣計画の作成</li> <li>(3) 防災に関する訓練の実施</li> </ol> </li> <li>2 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人命及び財産の保護のために応急に行う必要のある応急救援又は応急復旧</li> <li>(2) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</li> </ol> </li> </ol>

### 3 県等の機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鳥取県防災会議に関する事務</li> <li>2 防災に関する組織の整備</li> <li>3 防災に関する訓練及び防災思想の普及</li> <li>4 防災に関する施設及び資機材の備蓄及び整備</li> <li>5 防災に関する施設及び設備の整備</li> <li>6 災害情報などの収集及び伝達並びに被害調査</li> <li>7 水防その他の応急措置</li> <li>8 被災者の救助及び救護措置</li> <li>9 災害時の文教対策</li> <li>10 清掃、防疫その他の保健衛生対策</li> <li>11 施設及び設備の応急復旧</li> <li>12 交通規制及び公安警備</li> </ol>

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	13 緊急輸送の確保 14 災害復旧の実施 15 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整 16 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の実施及び福祉施設の災害対策の指導に関する事。
鳥取県東部振興監 東部振興課	県東部圏域の防災対策の総括に関する事。 県災害対策本部東部支部の運営に関する事。
鳥取県東部福祉保健事務所	医薬品及び衛生資材等の備蓄に関する事。 福祉施設、医療機関等の被害情報の収集報告及び必要な対策に関する事。
鳥取県東部県税事務所	災害時における県税の減免に関する事。
鳥取県東部生活環境事務所	食品衛生、食中毒防止対策に関する事。 廃棄物処理に係る町の支援及び調整に関する事。
ハローワーク鳥取	災害時における労務者の斡旋に関する事。
鳥取県東部農林事務所 （八頭事務所）	農林水産業防災に関する事。 農林水産業被害情報の収集報告及び必要な対策に関する事。
鳥取県八頭県土整備事務所	水防及び公共土木施設の防災並びに被災施設の復旧に関する行政及び技術指導に関する事。
郡家警察署	災害時における治安、交通、避難誘導など災害応急措置に関する事。
八頭消防署 若桜出張所	災害時における消防、救急、救助その他防災に関する事。

#### 4 町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
若桜町	1 若桜町防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災に関する訓練及び防災思想の普及 4 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 5 防災に関する施設の整備 6 災害情報の収集及び伝達並びに被害調査 7 水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置 8 被災者の救難、援助その他の保護 9 被災者の医療、助産の実施 10 避難の勧告又は指示 11 災害時の文教対策 12 清掃、防疫その他の保健衛生対策 13 施設及び設備の応急復旧 14 緊急輸送の確保

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	15 災害復旧の実施 16 文化財の保護、保管 17 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者などが実施する災害応急対策などの指導、援助及び調整

## 5 指定公共機関など

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
NTT西日本鳥取支店	1 電信電話施設の災害予防及び災害非常通話の調整 2 電信電話施設の応急対策及び災害復旧
日本赤十字社鳥取県支部	1 被災者の医療、助産その他の救護活動の実施 2 災害時の応援衛生班及び民間奉仕者との連絡調整 3 義援金品の募集及び配分 4 無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡
若桜鉄道株式会社	災害時における救援物資及び人員の緊急輸送
日本放送協会 鳥取放送局	1 気象予警報、災害情報などの報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
中国電力ネットワーク (株) 鳥取ネットワークセンター	1 電力施設の災害予防 2 災害時における電力の供給対策 3 電力施設の応急対策及び災害復旧
若桜郵便局 池田郵便局	災害時における郵便業務、簡易保険、為替貯金などの非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資

## 6 指定地方公共機関など

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本交通株式会社 鳥取自動車株式会社	災害時における自動車による人員の緊急輸送
社団法人鳥取県 トラック協会	災害時における貨物自動車による救援物資及び人員の緊急輸送
株式会社山陰放送	1 気象予警報、災害情報などの報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
日本海テレビ 放送株式会社	1 気象予警報、災害情報などの報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
山陰中央テレビ放送 株式会社鳥取支店	1 気象予警報、災害情報などの報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
新日本海新聞社	1 災害時における災害状況の収集及び報道 2 災害時における住民への情報の周知
山陰中央新聞社	1 災害時における災害状況の収集及び報道 2 災害時における住民への情報の周知

## 7 公共的団体など

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
J A鳥取いなば 若桜支店	被災農家への融資の斡旋及び生活生業資材の確保
若桜町商工会	被災商工業者への融資の斡旋及び生活生業資材の確保
八頭中央森林組合	被災林業家への融資の斡旋及び生活生業資材の確保
鳥取県東部医師会	被災者の医療及び助産その他の医療活動
鳥取県歯科医師会	被災者の医療及びその他の医療活動
鳥取県薬剤師会	被災者の薬剤の確保供給その他の医療活動
株式会社ウッディ若桜	被災林業家への生活生業資材確保
若桜町建設業協会	災害時における救助及び復旧活動。被災建設業者への融資の斡旋 及び生活生業資材の確保

## 第2章 予防計画

### 方針

災害の発生を未然に防止するために平素から防災に関する施設の整備、防災に対する考え方の普及、防災訓練などの計画をたて、その実施を進めます。

### 第1節 組織体制計画

#### 第1 防災初動体制の整備

町及び防災関係機関は、町域内及び近隣市町村に災害が発生した場合、災害応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、住民等も含めて一致協力して災害の拡大防止と被害者の救援・救護に努め、被害の発生を最小限度にとどめるため、若桜町災害警戒本部、若桜町災害対策本部を設置し、防災業務の遂行にあたります。

##### 1 初動体制の整備

###### (1) 動員計画の策定

災害時における職員の動員の系統及び時系列順の連絡方法などの計画を定めます。

###### (2) 非常招集体制の整備

ア 非常招集体制を明確にし、災害実情に応じた職員の動員体制を整備

イ 携帯電話のメール機能を活用した連絡・参集手段等の整備

ウ 交通の途絶、職員又は職員の家族の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等を実施

###### (3) 災害時活動マニュアルの整備

災害対策本部の各班が実施すべき活動内容を具体的に記した災害時活動マニュアルを作成し、職員への周知に努めます。

###### (4) 勤務時間外の協議体制の整備

勤務時間外に大規模な災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく必要な意思決定と迅速・確実な連絡を行うことのできる体制の整備に努めます。

(5) 災害対策本部室等の整備における留意事項

以下の点に留意し、対策本部室などの整備を行う。

- ア 災害対策本部室・本部事務室の整備、本部室の運営体制の整備
- イ 災害時に備えた非常電源・自家発電機の整備
- ウ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制の整備
- エ 応急対策用地図及びデータ等の配備
- オ 非常用電話回線の増強
- カ 交替勤務者用の仮眠室等の整備

## 2 職員参集・配備基準

職員の参集・配備基準（風水害等事前予測が可能な場合）は以下のとおりとします。

(1) 注意・準備体制

- 気象に関する注意報が発表され、災害の発生が予想される事態まで時間的余裕のあるとき

(2) 警戒体制（第1配備）

- 気象に関する警報が発表され、災害の発生が予想されるとき

(3) 警戒体制（第2配備）（警戒本部設置）

- 台風が接近するなど嚴重な警戒が必要なとき
- 相当規模の災害が予想されるとき

(4) 非常体制（第3配備）（災害対策本部）

- 特別警報が発表されたとき
- 台風や集中豪雨等により被害の発生が想定されるとき
- 町内全域でなくても、甚大な被害の災害が発生したとき

## 3 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の設置

町及び防災関係機関は、町域内及び近隣市町村に災害発生のおそれがある場合、町災害警戒本部を設置し、災害防備の対策にあたります。

災害警戒本部は町長を本部長とします。なお、町長に事故があるときは、副町長がその職務を代理します。

(2) 災害警戒本部の組織及び事務分掌

災害警戒本部における事務分掌は以下のとおりです。

部名	事務分掌	担当職員
本部長 (町長)	・災害警戒本部の総括	



部 名	事 務 分 掌	担 当 職 員
副本部長 (副町長)	・ 本部長の補佐	
本部長付 (教育長)	・ 本部長の補佐	
総務班 (総務課)	・ 総合調整 ・ 災害発生危険情報の収集、伝達 ・ 気象情報の収集及び伝達 ・ 警戒本部員の動員 ・ 被害発生時即応体制の準備 ・ 県との連絡調整	課長及び予め定められた職員
財務班 (総務課・ふるさと創生課)	・ 災害警戒対策に必要な財政措置 ・ 町有財産の被害防止に関すること ・ 災害の被害防止対策に係る連絡調整及び事務局の補助	課長及び予め定められた職員
産業班 (にぎわい創出課)	・ 観光施設、観光客の被害防止対策 ・ 商工業の被害防止対策	課長及び予め定められた職員
農林建設班 (農林建設課)	・ 危険箇所の点検 ・ 道路等の土木施設の点検 ・ 被害発生要因となる障害物除去 ・ 内水の排除等の状況確認 ・ 林道・農地等危険箇所の点検 ・ 農業・林業施設の被害防止対策	課長及び予め定められた職員
町民班 (町民福祉課)	・ 災害時要援護者の安否確認 ・ 避難所の開設準備 ・ こども園の被害防止対策	課長及び予め定められた職員
消 防 班	・ 危険箇所の点検 ・ 応急処理の準備	消防団長及び担当職員

### (3) 災害警戒本部の配備体制

配 備 時 期	配 備 内 容	人 員
暴風雨、大雨、洪水等の警報が県下に発令され、非常災害の恐れがある場合、又はその他の状況により配備が必要なとき	情報連絡活動が円滑に行える少人数の人員をもってあたり、状況により高次体制に移行できる体制	予め定められた職員

### (4) 災害警戒本部の解除の基準

- ・ 災害発生の恐れがなくなったとき
- ・ 災害対策本部が設置されたとき

## 4 災害対策本部

### (1) 災害対策本部の設置

町は、災害対策基本法第23条、若桜町災害対策本部条例の定めにより、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施します。

## 【設置基準】

- ア 台風や集中豪雨等により被害の発生が想定されるとき
- イ 町内全域でなくても、甚大な被害の災害が発生したとき
- ウ 避難勧告・指示を行うとき
- エ 人的被害が発生したとき
- オ 異常な大災害が発生し、町内全域に及ぶ災害が発生したとき
- カ 全庁的な応急対策が必要になったとき
- キ 特別警報が発表されたとき

### (2) 災害対策本部の本部長及び副本部長

災害対策本部の本部長は町長とし、事務を総括します。

副本部長は副町長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理します。また、本部長、副本部長に事故があるときは、次の順序にてその職務を代行します。

### (3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、役場内に設置します。

ただし、災害対策本部に予定した場所が被害を受け、災害対策本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、代替場所にて本部を設置します。

### (4) 災害対策本部の職務

災害対策本部は、若桜町地域防災計画の定めにより、町域の災害予防、災害応急対策、応急復旧対策を実施します。また、全体的な被災状況を収集・把握したうえで、次の事項を協議し、全町的対策を迅速に指示します。

- ア 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関する事
- イ 避難勧告、避難指示、警戒区域の設定に関する事
- ウ 自衛隊、県及び他の市町村への応援要請に関する事
- エ 災害対策経費の処理に関する事
- オ 災害救助法の適用に関する事
- カ 住民向けの声明の発表に関する事
- キ 国、県等への要望及び陳情に関する事
- ク その他災害対策の重要事項に関する事

### (5) 災害対策本部の必要準備備品

災害対策本部には、以下の備品等を用意しておきます。

- ア 有線電話及びファクシミリ、IP告知端末（テレビ電話）
- イ 防災行政無線、消防無線
- ウ テレビ、ラジオ
- エ パソコン及びパソコン用バッテリー

オ	複写機、プロジェクター
カ	庁内放送設備
キ	被害状況図板、住宅地図及びその他地図類
ク	災害対応用臨時電話、災害時優先携帯電話、災害時の町内応援協力業者名簿
ケ	防災関係機関一覧表
コ	災害処理票その他書式類一式
サ	筆記用具等事務用品
シ	ハンドマイク
ス	懐中電灯、投光機
セ	カメラ、ビデオ等記録機器
ソ	その他必要資機材

(6) 災害対策本部の弾力的運営

災害においては、様々な応急対策が並行して実施されます。

また、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態も予想されるため、災害の状況によっては掌握事務にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入する等、弾力的に運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施することとします。

(7) 国、県との連携

本部長は、国の非常(緊急)災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施に努めます。

また、国土交通省及び県に職員(リエゾン)の派遣を要請し、連絡調整等連携を図ります。

(8) 災害対策本部の閉鎖基準

災害対策本部の閉鎖は、以下の基準により町長の権限のもとに行います。

ア	災害応急対策が概ね完了したとき
イ	その他町長が必要なしと認めたとき

(9) 災害対策本部の設置及び閉鎖の通知並びに公表

災害対策本部の設置及び閉鎖を行った場合は、本部の担当班は庁内及び町の各機関、住民及び各関係機関に対し、電話及び広報車等により連絡、周知をします。

通 知 先	通 知 方 法
役場内各課	庁内放送、庁内メール、電話、口頭、職員参集システム
防災関係機関	町防災行政無線、県防災行政無線、電話、口頭
住民	町防災行政無線、広報車
報道機関	電話、口頭
隣接市町村	電話、文書

本部長は災害対策本部を設置、閉鎖した場合、知事に対して電話等によりその旨を通知するとともに、速やかに文書による報告を行います。

(10) 災害対策本部の組織概要

本部長、副本部長、本部長付及び本部員の主な任務

災害対策本部での職名	平常時の職名	災害対策本部での主な任務
本部長	町長	(ア) 本部会議の議長となること (イ) 避難の勧告、指示、警戒区域の設定を行うこと (ウ) 住民向け緊急声明を発表すること (エ) 国、県、自衛隊、他自治体、事業所・団体、住民等への支援協力要請を行うこと (オ) その他、災害対策本部が行う応急・復旧対策上の重要事項について基本方針を決定すること (カ) 災害対策本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督すること
副本部長	副町長	(ア) 本部長が不在、又は本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること (イ) 情報を常に把握し、本部長に対し適切な助言を行うこと (ウ) 本部長が適宜休養・睡眠を取れるように、本部長の交換要員となること
本部長付	教育長	(ア) 本部長及び副本部長を補佐すること (イ) 本部長、副本部長が不在又は事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること
本部員	(組織図参照)	(ア) 部長として、担当部の所属班長をはじめとする職員を指揮監督すること (イ) 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること (ウ) 本部長、副本部長が不在もしくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること なお、本部長、副本部長の職務を代理する順序については、別に定めます。
班長	-	(ア) 部長の命を受け、所属班員を指揮監督すること
班員	-	ア 班長の命を受け、掌握事務に従事すること

なお、本部事務局には、各部長から指名された本部連絡員を1人配置し、本部事務局と各部との連絡にあたることとします。

ウ 災害対策本部の標識等

総務課長は、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部がある建物の前に「若桜町災害対策本部」の標識を掲げるとともに、災害対策本部会議室、避難所、給水所・配給所等の設置場所一覧を掲示するなどして、住民の問い合わせに適切に対応するよう努めます。

5 職員の動員・配備

(1) 職員の動員

町は、突発的な地震災害発生時でも、速やかに職員の招集を実現し、必要に応じて災

害対策本部の設置等により、迅速に災害対策を実施するために、「職員初動マニュアル」を作成し、各職員の災害時の行動の補助・周知を図ることとします。

(2) 職員の動員人員

ア 職員の動員人員の基準は、第3章第1節第2に示すとおりとします。

イ 各部（班）長は、予め職員の配置計画等を立てて、所属職員に徹底しておくものとします。

ウ 各配備体制とも、災害の状況等によって各部において人員の増減ができます。

(3) 部長の服務

各部長は、警戒体制又は非常体制の指示を受けたときは、直ちに災害の状況に応じて、次の措置をとることとします。

ア 所属職員の掌握

イ 高次の配備体制に応じるために必要な事前措置

(4) 職員の服務

全ての職員は、警戒体制又は非常体制がとられた場合、次の事項を遵守することとします。

ア 勤務時間内

- ・ 配備についていない時も、常に災害情報、本部の指示に注意する。
- ・ 行事、会議、出張等を中止する。
- ・ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せずに待機する。
- ・ 職場を離れる場合には、所属長に連絡し常に所在を明らかにする。
- ・ 災害現場に出動する場合は、腕章を着用する。
- ・ 自らの言動で住民に不安や誤解を与えないよう、発言に注意する。

イ 勤務時間外

(ア) 登庁

災害発生時には、通信規制などにより直接の動員命令が伝達されない事態も予想されます。

町の職員は予め定められている動員計画に基づき、動員命令を待つことなく、自主的に登庁するようにします。

(イ) 登庁時の心得

職員は、登庁する際、次のものを携行・着用することとします。

- ・ 名札（身分証明書）、職員初動マニュアル
- ・ 雨着、防寒着、軍手等
- ・ 作業し易い服装
- ・ 自分用の食糧、飲料水
- ・ ラジオ、懐中電灯

登庁の途中の場合は、可能な限り被害状況や必要と思われることに注意を払い、登庁後直ちに状況を所属長に報告することとします。

(ウ) 登庁が不可能な場合

交通等の断絶により登庁が不可能となった場合は、その旨を所属長に連絡し、次の順に参集することとします。

- 登庁不可能の報告  
職員は、交通等の断絶により登庁が不可能となった場合には、電話により、その旨を所属長（本部員）に連絡すること
- 電話の途絶時の連絡  
電話が途絶している際には、参集場所において、その旨を所属長（本部員）に連絡すること
- 非常参集職員の復帰  
災害状況の好転に伴い、登庁可能となった職員は、その旨を所属長に連絡し、所定の参集場所に登庁すること

【通常の参集場所に登庁不可能な場合の参集場所】

- 最寄りの公共施設

(5) 職員の動員伝達の方法

職員への動員伝達の方法は、以下のとおりとする。

【勤務時間内】

- ア 管内の放送設備、庁内メール及び電話による伝達  
総務班は、管内放送又は内線電話により職員に対して、状況に応じた体制の動員を図るよう伝達すること
- イ 口頭による伝達
  - 管内放送及び内線電話が使用できないときは、総務班の口頭により各部長に動員の伝達をすること
  - 庁舎から離れて勤務をしている職員については、電話、無線、使送等により伝達をすること

【勤務時間外】

必要に応じて電話等により動員伝達します。ただし、通信が不可能な場合は、予め定められている基準に従い、職員自ら自発的に登庁することとします。

(6) 動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、所定の様式により人事班長に報告するものとし、総務班長は、速やかに本部長に報告することとします。

また、報告の時間は本部長が特に指示した場合を除き、1時間ごととします。

【報告事項】

- ア 部、班名
- イ 動員連絡済人員数
- ウ 動員連絡不能人員数及び同連絡不能地域

工	登庁人員数
才	登庁不能のため最寄りの公共施設等に非常参集した人員
力	その他（職員の被災状況）

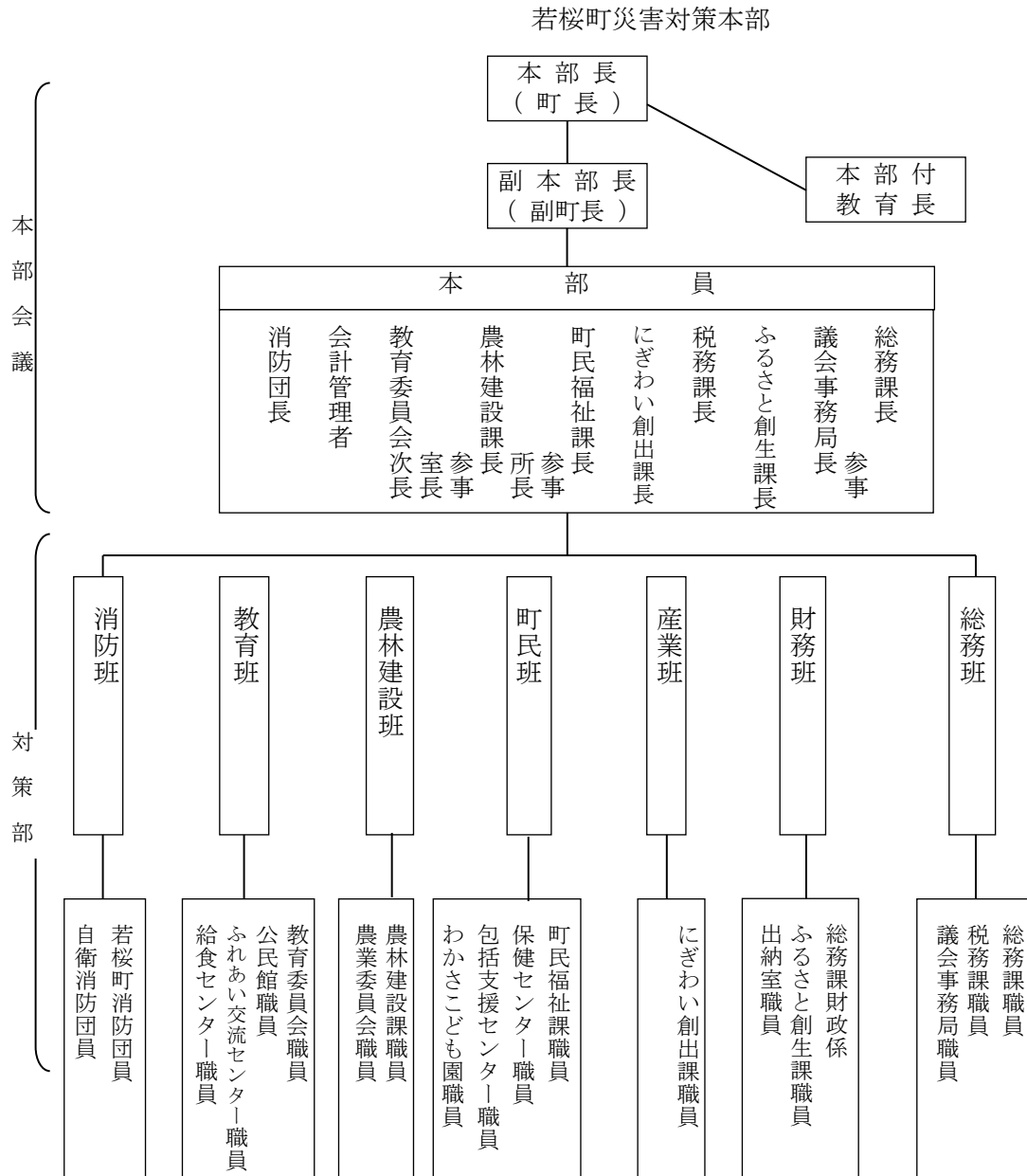
(7) 災害対策要員のローテーション

大地震災害の場合は、災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意し、総務部が災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、各課長が掌握事務を考慮して決定します。

## 第2 配備及び動員体制の整備

本町における災害時の動員体制は以下のとおりとします。

本部の構成図





### 第3 応援協力体制の整備

#### 1 他の市町村との相互協力体制の整備

県内の市町村により締結された「鳥取県下広域消防相互応援協定」等の内容に基づく相互応援体制の整備を推進します。

また、原子力発災発生時においては避難地域からの住民の受入に努めます。

##### (1) 鳥取県東部広域消防協定

この協定は、組合消防局と市町との間における消防活動に関し必要な事項を定めることにより、行政区域内における消防活動の円滑な実施を図ることを目的として結ばれた協定です。

##### (2) 災害時の相互応援に関する協定書

鳥取県及び鳥取県内の市町村は、鳥取県内で災害が発生し、災害を受けた市町村が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため結ばれている協定です。

##### (3) 災害時相互応援協定

平成19年8月6日付けで「蒸気機関車を交流のシンボルとして」若桜町と多可町との相互交流宣言を行ったところであり、この宣言を基本とし、両町は今後、いずれかの町で災害が発生した場合、独自に十分な応急措置ができないときは、相互応援により応急対策および復旧対策等を円滑に遂行するために、締結された協定です。

##### (4) 災害時相互応援協定

兵庫県宍粟市、鳥取県八頭町及び鳥取県若桜町は、当該地域において災害が発生し、被害を受けた市町が独自では十分な応急措置を実施できない場合に、相互応援により応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために、結ばれた協定です。

##### (5) 麒麟のまち創生戦略会議災害時相互応援協定

麒麟のまち創生戦略会議を構成する1市6町は、締結を結んだ被災した市町が独自では十分な応急措置を実施できない場合に、相互応援により応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため結ばれた協定です。

##### (6) 鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定書

鳥取・岡山県境連携推進協議会を構成する市町村は、地震等の大規模災害が発生し、被害を受けた構成市町村が独自では十分な災害対策が実施できない場合に、構成市町村間の相互応援により応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために結ばれた協定です。

若桜町が結んでいる主な協定については以下のとおりです。

協定	協定年月日	協定先
災害時相互応援協定	平成 24 年 3 月	兵庫県多可町
災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	平成 23 年 10 月 31 日	中国電力株式会社 鳥取営業所
災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱	平成 23 年 10 月 31 日	中国電力株式会社 鳥取営業所
災害時における情報交換に関する協定書	平成 23 年 7 月 5 日	国土交通省 中国地方整備局長
麒麟のまち創生戦略会議災害時相互応援協定	平成 30 年 5 月 31 日	香美町・新温泉町・鳥取市・岩美町・若桜町・八頭町・智頭町
鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定書	平成 21 年 5 月 11 日	鳥取県側（鳥取市、倉吉市、若桜町、智頭町、三朝町、日南町、江津町）、岡山県側（新見市、津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、奈義町、西粟倉村）
災害における応急対策業務に関する協定書	平成 19 年 12 月 18 日	若桜建設業者協会
国土交通省と若桜町との間を結ぶ大規模災害時における情報交換のための無線設備の貸与に関する覚書	平成 18 年 6 月 1 日	鳥取河川国道事務所長
鳥取県東部広域消防協定書	平成 17 年 3 月 31 日	鳥取県東部広域行政管理組合・鳥取市長・岩美町長・八頭町長職務執行者・智頭町長
兵庫、鳥取両県境地域消防相互応援協定書	昭和 44 年	浜坂町長・温泉町長・美方町長・関宮町長・大屋町長・波賀町長・千種町長
「震度情報ネットワークシステム管理協定書」の一部を変更する協定	平成 13 年 7 月 19 日	鳥取県知事
災害時の相互応援に関する協定書	平成 8 年 3 月 29 日	鳥取県知事・各市町村長
災害時における若桜町内郵便局、若桜町間の相互協力に関する覚書	平成 9 年 6 月 27 日	若桜町郵便局長
震度情報ネットワークシステム管理協定書	平成 9 年 3 月 31 日	鳥取県知事
災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	平成 27 年 3 月 10 日	アルパインヒュッテ、モリス荘、ヒュッテ白樺、つくよね山荘

協定	協定年月日	協定先
災害時相互応援協定	平成 28 年 7 月 22 日	福井県若狭町、兵庫県多可町

※若狭町が締結している協定については別添参照

## 2 自衛隊との連携体制の整備

平常時における協議や防災訓練実施等を通じ、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、自衛隊及び県との間で情報連絡体制及び災害派遣要請の手順等を取り決めておくようにします。

## 3 関係機関・民間団体等との連携体制の整備

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関・指定地方公共機関、その他の防災関係機関、民間団体等との間において、応援協定の締結、災害時の連絡体制の構築等に努め、平常時より連携を強化していきます。
- (2) 災害時において食糧を円滑に確保・供給するため、関係業者及び団体との間で協定締結に努めます。

## 4 災害救助法等の運用体制の整備

- (1) 運用体制の整備
 

災害救助法に基づく災害救助の適用基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備します。
- (2) 資料の準備
 

災害救助法の実務に関する必要な資料の準備を行います。
- (3) マニュアルの作成
 

災害救助法の適用申請から適用を受けた後の運用方法に関するマニュアルを、県の指導及び他の適用事例等を参考に作成していきます。

## 第2節 防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

### 方針

この計画は、防災関係者及び若桜町の住民が、防災意識の高揚や災害予防又は災害応急措置等防災知識を理解し、その周知を図るとともに、より効果的な災害対策が行えるよう以下の取り組みを進めます。

#### 1 普及の対象

- (1) 一般住民
- (2) 児童、生徒など
- (3) 町職員

#### 2 普及の方法

防災知識の普及は、次の媒体を利用して行います。

- (1) インターネット、IP告知端末（テレビ電話）、防災無線の利用
- (2) 広報紙、印刷物(チラシ、ポスターなど)
- (3) 映画、スライドの利用
- (4) 広報車の巡回
- (5) 講習会、研修会などの開催
- (6) 見学、視察、現地調査
- (7) その他

#### 3 普及を要する事項

- (1) 町地域防災計画の概要
- (2) 災害予防措置
  - ア 震災予防の知識と心得
  - イ 火災予防の知識と心得
  - ウ 台風襲来時の家屋の保全方法と器具、備品などの整備
  - エ 農作物の災害予防のための事前措置
  - オ その他必要事項

#### 4 災害応急措置

- (1) 町の防災体制の概要
- (2) 災害報告の調査及び報告の要領、連絡方法
- (3) 防疫の心得、医薬品の整備、消毒方法、清潔方法などの要領
- (4) 災害時の心得
  - ア 気象、警報などの種別と対策
  - イ 地盤災害など周辺地域における災害危険性の把握
  - ウ 家屋などの点検、家具の転倒防止など室内の整理点検

- エ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル171」の活用など）
- オ 火災の予防
- カ 応急救護などの習得
- キ 避難の方法（避難路、避難場所の確認）
- ク 食料、飲料水、物資の備蓄（3日分）
- ケ 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食など）
- コ 災害時要援護者（外国人を含む。）への配慮
- サ ボランティア活動への参加など

(5) 過去の災害事例

(6) その他必要事項

- ア 地震発生時にとるべき行動
- イ 出火防止と初期消火
- ウ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- エ 救助活動
- オ インターネット、テレビ、ラジオなどによる情報の収集
- カ 避難実施時に必要な措置
- キ 避難場所での行動
- ク 自動車運転中及び旅行中などの心得など

## 5 災害復旧措置

- (1) 被災農作物等に対する復旧措置
- (2) その他必要事項

## 6 普及の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行います。

例えば、春、秋の火災予防運動の期間においては、防火思想の普及を図り、台風シーズンの前には台風に関する防災知識の普及などに努めます。

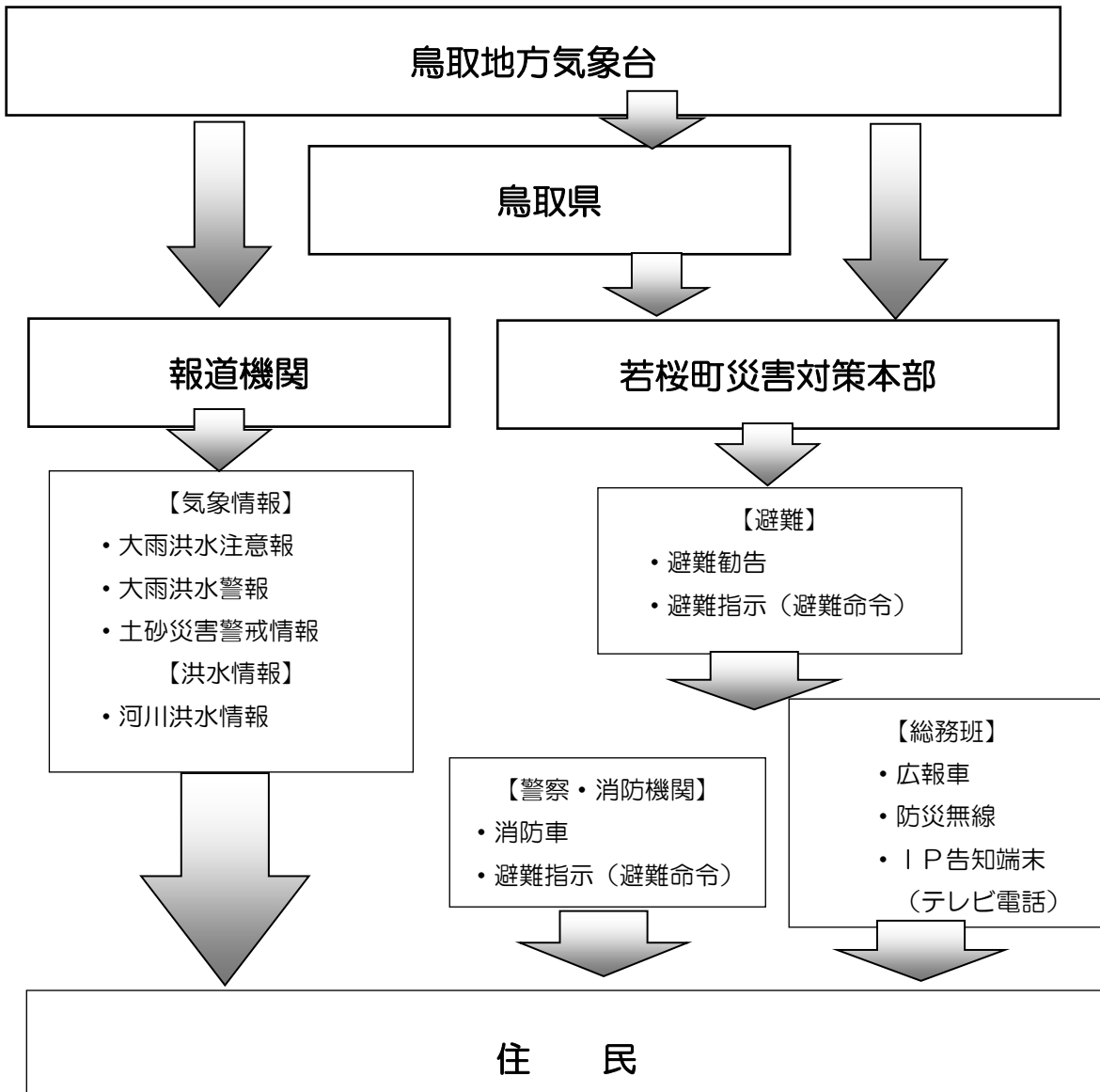
### 第3節 情報通信広報計画

#### 方針

災害において、気象情報、予測情報、被害情報を的確に把握し、伝達することが被害を最小限に抑えるために重要です。そのため、住民に適切な情報伝達ができるよう、情報収集伝達体制の整備を進めます。

#### 第1 気象情報などの収集伝達体制の整備

##### 気象情報・避難情報の伝達経路



## 第2 防災通信体制の整備

### 1 通信施設、設備など

#### (1) 通信施設の現況

利用可能な通信施設などは、次のとおりです。

- ア 若桜町防災行政無線
- イ 若桜町IP告知端末（テレビ電話）
- ウ NTTの災害時優先扱いの電話
- エ 町内他機関の所有する無線（警察、消防など）

### 2 通信予防対策

町は、電機通信事業者に通信施設についての建物、設備などに耐火措置、災害対策用機器についても配備を充実するなどの対策を要請します。

### 3 防災通信体制の整備

町は、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、県関係機関、ライフライン事業者などの各防災関係機関を結ぶことにより、迅速かつ的確な災害対応に取り組みます。

### 4 災害時非常通信体制の充実強化

#### (1) 非常通信の活用

町及び各防災関係機関は、災害時などに加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない場合、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ります。

#### (2) 非常通信訓練の実施

町及び防災関係機関は、平時より非常通報の伝送訓練などを行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に取り組みます。

### 5 町防災行政無線の整備促進

町は、同報系無線と移動系無線の一体整備に配慮した町防災行政無線の整備に努めます。

### 6 地域住民に対する通信連絡手段の整備

町は、災害時の情報伝達手段として、アマチュア無線などの情報ボランティアの協力を要請するとともに、携帯電話や町ホームページへの掲載など、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努めます。

### 7 高齢者へ配慮した通信連絡手段の整備

#### (1) 災害時要援護者に対する情報伝達

要援護者などに対する情報伝達手段に関し、体制づくり並びに情報通信機器などの整備に取り組みます。

IP告知端末（テレビ電話）を有効に活用し、障がい者などに対しても迅速な情報伝達に努めます。

#### (2) 避難所における生活機能、防災拠点機能

避難所は、避難住民の安全と、収容を確保するために、避難所施設の機能などについて点検を図り、防災拠点機能の拡充に努めます。



## 第4節 防災関係機関の連携推進計画

### 方針

災害時の効果的な応急対策を実施できるよう防災関係各機関相互の連携体制及び広域応援体制の確立、資機材の整備を行います。

### 第1 防災関係機関の連携体制の整備

#### 1 広域応援体制の整備

##### (1) 緊急消防援助隊の充実強化

町は、「緊急消防援助隊」を充実強化するとともに、実践的な訓練などを通じて、人命救助活動などの支援体制及び受入体制の整備を図ります。

##### (2) 相互応援体制の整備の推進

第2章1節第3 応援協力体制の整備を参照。

##### (3) 連携強化

各防災関係機関は、相互応援の協定を締結するなど平時から連携強化に努めます。

#### 2 町・県と自衛隊の連携

##### (1) 連携体制の強化

町、県及び自衛隊は、各種防災計画の調整を図り、協力関係について定めるなど、連携体制の強化を進めます。

##### (2) 連携の内容

- ア 適切な役割分担
- イ 相互の情報連絡体制の充実
- ウ 共同の防災訓練の実施

### 第2 資機材などの整備

#### 1 住民用資機材

町は、住民の必要とする資機材の把握に努め、計画的な備蓄をに努めます。

#### 2 救助資機材

##### (1) 住民が使用する資機材

町は、住民が災害時などに使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置するように努めます。

##### (2) 救助要員用資機材

町は、緊急時の救助に使用する資機材の整備を図ります。

### 3 拠点用資機材

町は、防災拠点の運用に必要な資機材の把握に努め、計画的な備蓄を実施します。

### 4 水防資機材

水防管理者は、水防計画に従って水防倉庫、器具、資材、量水標、雨量計などを整備するものとします。

## 第3 自治体の広域応援体制の整備

### 1 市町村間の連携強化

町は地域での総合防災総合訓練の実施や連絡会などにより、既に締結している相互応援協定の実効性を高めるとともに、近隣市町村間などの連携強化を図ります。

### 2 県と町との協力体制の強化

町における情報収集体制や、情報連絡体制を強化し、避難対策や食糧供給、物資調達などの役割分担と協力体制の明確化を図ります。

### 3 関係団体、業界などとの連携強化

緊急人命救助活動のための障害物除去業務、生活物資の確保業務、交通規制や避難所の警備業務への従事など、可能な限り関係団体などとの協力体制の強化を図ります。

### 4 市町村相互間応援

#### (1) 応援要請

- 町の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施する場合など必要があるときは、他の市町村に対し職員の応援を求めます。
- 他の市町村から応援を求められた場合には、特別の理由がない限り所要の職員を派遣します。

#### (2) 応急応援

町の区域に隣接する地域及びその周辺部に災害が発生し、また、発生するおそれがある場合において、その対策に緊急を要するときは、応援要請の有無に関わらず消防、水防救助などについて応援します。

#### (3) 地域広域災害対応計画の推進

町は、県及び近隣市町村と連携して輸送、備蓄をはじめ広域で対応すべき項目について、県民局ブロックなどでの相互連携、相互補完を基礎とした広域防災ネットワーク体制を構築し、近隣市町村地域広域防災対応計画に基づき、町の地域防災計画への反映を検討します。

計画の対象項目は、下記のとおりです。

ア 相互連携

イ 情報の収集・伝達体制の整備

ウ 災害ボランティアの受入体制の整備

エ 災害時要援護者の2次避難確保体制の整備

- オ 遺体の広域火葬体制の整備
- カ 災害廃棄物の広域処理体制の整備
- キ 行政・ライフラインの相互連携体制の整備
- ク オープンスペースの確保体制の整備
- ケ 交通・輸送体制の整備
- コ 備蓄体制の整備
- サ 入浴対策

## 第4 消防活動体制の整備

### 1 組織

#### (1) 八頭消防署若桜出張所（東部広域行政管理組合）

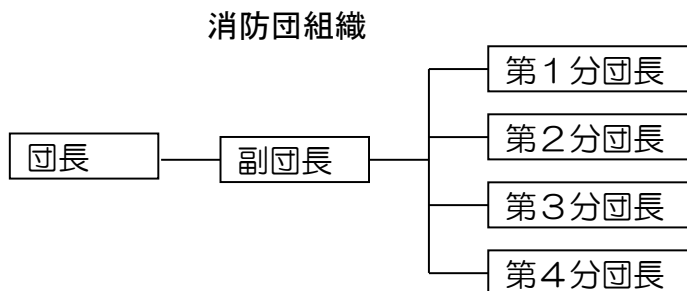
常備消防として、1市4町で構成する東部広域行政管理組合消防局を設置しています。本町においては、八頭消防署の出張所として若桜出張所を設置し、消防、救急業務を行っています。

#### (2) 若桜町消防団

消防団を地域防災の中核として位置づけ、組織を整備、増強し、活動を活発化させます。

本町における消防団の組織は、次のとおりです。

(資料編 第2章資料16参照)



#### (3) 自衛消防団

自衛消防団は、令和2年4月1日現在15隊で組織され、消防団の活動などを補っています。

### 2 消防団出動計画

#### (1) 出動の基準

##### ア 平常出動

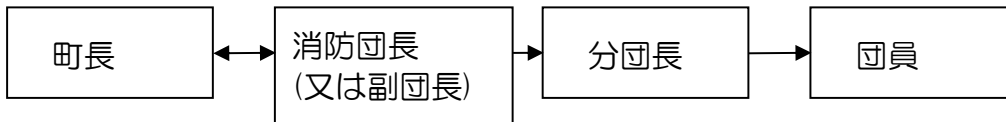
非常出動に至らない段階で、その災害の態様により消防団長の指示する方法によって消防活動を行う場合

##### イ 非常出動

災害の規模の拡大に伴い、強力なる対策を実施するため、団員全員によって消防活動を行う場合

## (2) 招集方法

- 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事します。
- ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指示する内容に従い、直ちに出動し、職務に従事しなければなりません。
- 招集の連絡に当たっては、電話、防災行政無線放送の利用、サイレン、警鐘など迅速的な方法をもって行います。
- 連絡系統は、次によるものを原則とします。



## 3 消防団活動計画

### (1) 出火防止及び初期消火

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を監督し、励まし、初期消火の徹底に努めます。

### (2) 若桜出張所との相互協力

消防活動は、被害を最小限にとどめるため、火災その他の防御の基本として、若桜出張所及び消防団が一体となって活動します。

### (3) 救助及び救急措置

要救助者の救助及び救出の措置と負傷者に対しては、止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行います。

### (4) 避難方向の指示

避難の指示、勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況など正しい情報に基づき、住民に安全な避難方向を指示します。

## 4 消防施設の整備

### (1) 点検

火災発生の際直ちに行動できるよう「消防訓練礼式」により次の点検を行います。

ア 通常点検

イ 特別点検

ウ 現場点検

なお、上記点検のほか、消防用機械器具の異常の有無を早期に察知し、火災活動に万全を期するため、軽易な点検を随時行います。

### (2) 消防用施設の現況及び整備計画

町所有の消防機械、消防水利その他の消防用施設の現状については、今後、消防機械（消防ポンプ）、消防水利（防火水槽）の整備については年次的に整備し、消防力の

充実に取り組みます。

(3) 消防団及び消防協力団体

消防団及び消防協力団体（自警団）の現況は、資料編第2章資料16のとおりです。

## 5 火災警報の伝達

鳥取県東部広域行政管理組合管理者が発令した火災警報は、第3章第2節「情報通信広報計画」に従い、一般住民及び関係機関などに周知します。

火災警報は、次表の各号のいずれかに該当し、鳥取県東部広域行政管理組合管理者が必要と認めたときに発令します。

種 類	発 令 基 準
火 災 警 報	1 実効湿度 60%以下、最小湿度 30%以下で最大風速毎 秒 10mを超える見込みのとき 2 平均風速毎秒 12m以上で、1 時間以上連続して吹く見 込みのとき 降雨、降雪中は通報しないこともあります。

## 6 火災予防の徹底

火災警報が発令された場合あるいは通常の場合においても、火災の発生及び被害の拡大を防止するため、特に必要と認める場合には、消防団はその管轄区域内の次の事項について、火災予防の徹底を行います。

(1) 火災予防の指導及び設備検査

火災予防運動などを通じ、設備器具などを重点的に検査するとともに、火災予防運動のための指導もあわせ行います。

(2) 火気使用制限

火災警報が発令された場合においては、下記の火気使用制限を速やかに一般住民に周知します。

ア 山林、原野などにおいて火入れをしないこと

イ 煙火を消費しないこと

ウ 屋外において火遊び、又はたき火をしないこと

エ 屋外においては引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近では喫煙しないこと

オ 残火(たばこの吸いがらを含む。)、取灰又は火粉を始末すること

カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口などを閉じて行うこと

## 7 消防相互応援協定などによる応援要請

町長は、災害の状況により町の消防力が不足すると判断したときは、鳥取県東部広域消防協定（昭和58年11月1日締結）の締結市町村への応援要請を行います。

なお、緊急非常の場合は、鳥取県下広域消防相互応援協定により締結市町村へ応援要請を行います。

## 第5節 避難対策計画

### 方針

災害時に住民の安全を確保するとともに、避難路や避難施設を指定し、その周知を図るとともに、地域ぐるみで組織的な避難が行えるよう以下の取り組みを進めます。

### 第1 避難体制の整備

#### 1 避難計画の概要

町は、町域において建築物の不燃化・緑地帯の整備などによって火災に対する危険度の低下を図るほか、以下の事項を考慮し、広域避難地・避難路の整備など組織的な避難計画を行います。

##### (1) 避難を要する人員の算定

避難区域内の人口については、昼間あるいは夜間のうち多い方を要避難人員として算定します。

##### (2) 広域避難地の選定条件

###### ア 火災に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難地内で人体の安全を確保するための空地を有することを目標とし、更に周囲建物の不燃化及び消防水利など消火設備の設置に努めます。

###### イ 公共性

いつでも容易に避難地として活用できること及び付近住民によく認知されていることが必要であるため、公共施設を中心に選定します。

###### ウ 収容人員の算定

避難地の収容可能な人員の算定は、3. 3㎡につき1名とします。(感染症対策では4㎡で1人)

###### エ 生活必需品などの供給

町は、食糧・給水・医療など最低限の生活必需品の供給方法をあらかじめ周知します。

##### (3) 避難圏域の設定

避難地域に当たっては、どの地域の住民が、どの避難地に避難するかをあらかじめ考慮した避難圏域を設定します。

##### (4) 避難路の指定と避難誘導

避難所（場所）等に通ずる道路、通学路等を避難路として指定し、道路沿いにおいて建物の不燃化を図るなど避難誘導の整備を図ります。

## 第2 避難所運営体制の整備

### 1 避難所の定義

- (1) 避難所の目的  
被災者に安全と安心の場を提供すること
- (2) 避難所の機能  
安全の確保、食糧・生活物資などの提供、生活場所の提供、健康の確保、衛生的環境の提供、情報提供・交換・収集、コミュニティの維持・形成など
- (3) 対象とする避難者  
災害によって被害を受けた者及び被害を受けるおそれがある者

### 2 避難所の指定

町が避難所を指定する場合の順位は、原則として次のとおりとしますが、立地条件や施設の耐震性を十分考慮することとします。

- 第1順位 公立学校
- 第2順位 町立公民館
- 第3順位 その他の公共施設
- 第4順位 その他の民間の施設

- (1) 町は、避難所の場所について、標識、案内板、防災マップなどにより住民に周知徹底を図ります。また、学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意します。
- (2) 指定に当たって、教育委員会及び当該学校と町（防災担当部局）は十分協議し、継続的に連絡会議などを開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材などの保管状況などについて確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努めます。
- (3) 町は、あらかじめ高齢者・障がい者など、避難所での生活において特別な配慮を必要とする災害時要援護者を把握し、福祉避難所を指定します。

### 3 町の避難所管理運営体制の整備

- (1) 町は、避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明示しておきます。
- (2) 避難所開設期間が7日を超えることも想定し避難所管理・運営体制を整備します。

### 4 施設、設備の整備

- (1) 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、計画的な整備に努めます。
- (2) 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備など（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器など）計画的な整備の推進に努めます。



## 5 避難所運営組織の育成

- (1) 町は、自主防災組織などの協力を得て避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図ります。
- (2) 自主防災組織などは、地域の居住者、災害時要援護者に関する情報を本人の自己申告に基づいて把握します。
- (3) 町は、災害ボランティア団体などと災害時の避難所運営体制について協議しておきます。

## 6 避難所開設・運営訓練

町、避難所管理者、地域の防災組織などが連携した避難所開設・運営訓練を実施します。

## 7 避難所管理・運営マニュアルの作成

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営などを図るため「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」などに基づき、地域の実情に応じた適切なマニュアルを作成します。

マニュアルは自主防災組織をはじめとする住民、学校などの施設管理者、その他の関係機関の参画のもとで策定を進めます。

避難所機能・運営基準の主な内容

区 分	内 容
1 基本方針	(1)避難所の目的、機能、対象者など
2 事前対策の指針	(1)避難所指定方針など (2)管理運営体制の整備 (3)施設・設備、備蓄などの整備 (4)運営組織の育成 (5)開設・運営訓練 (6)避難所の周知など
3 応急対策の指針	(1)避難所開設など (2)管理責任者の配置と役割 (3)避難者・避難所の情報管理、災害時要援護者の保護など (4)食糧・生活物資などの提供 (5)健康、衛生環境、広報、相談対応 (6)ボランティアの受入れ、帰宅困難者対応など
4 マニュアル作成例	(1)避難所管理マニュアル（行政向け） (2)避難所運営マニュアル（避難所用）

### 第3 孤立予想集落対策の強化

#### 1 孤立化集落対策

##### (1) 孤立化のおそれのある集落の把握

町は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握をします。

把握に当たっては、次の孤立化のおそれのある集落の例を参考にするとともに、警察、消防、道路管理者（町においては町長）、電気通信事業者など防災関係機関から意見を聴取します。

##### ア 道路状況

- (ア) 集落につながる道路などにおいて迂回路がない
- (イ) 集落につながる道路などにおいて落石や崩土などの発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い
- (ウ) 集落につながる道路などにおいて橋梁などの耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い
- (エ) 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い

##### イ 通信手段

- (ア) 空中線の断絶などによって、通信手段が途絶する可能性が高い
- (イ) 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない

#### 2 孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、町及び防災関係機関などは連携しながら、次のような対策に取り組みます。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会などを設置し、日頃から情報交換に努めます。

##### (1) 町

##### ア 防災情報の提供体制

孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（自治会長、自警団長など）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備します。

また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努めます。

##### イ 連絡手段の事前確認

集落内に公共的機関等がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整します。

#### ウ アマチュア無線などの活用

アマチュア無線などを災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図ります。

#### エ 緊急ヘリポート

孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田など）を選定・確保します。

#### (2) 電気通信事業者

孤立化のおそれのある集落において、孤立化防止のため、衛星携帯電話等の配置などについて配慮します。

#### (3) 道路管理者

孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策などの防災工事に計画的に取り組みます。そのため、県と定期的に道路整備状況などについて情報交換を行います。

### 3 孤立化した場合の対応

#### (1) 町

ア 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供します。

イ 避難所の開設や飲料水、食事など日常生活に必要な物資を確保します。

ウ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施します。

#### (2) 電気通信事業者

ア 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、避難所などに特設公衆電話などの設置に努めます。

イ 被災した通信中継局、通信回線などの応急復旧に努めます。

#### (3) 道路管理者

災害時相互応援協定に基づき建設業団体などの協力を得て、道路などの応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供します。

#### (4) 警察署

安否確認、行方不明者の搜索、救出救助、緊急交通路の確保を図ります。

## 第4 帰宅困難者対策の強化

### 1 帰宅困難者を発生させないための対策

町は、住民が帰宅困難者とならないよう、及び帰宅困難者となったときに混乱しないよう、以下の対策を講じます。

- (1) 災害発生時には「むやみに行動を開始しない」という基本原則を、帰宅困難者に対して周知徹底します。
- (2) 住民に対して、日頃から次のような取り組みを行うよう啓発します。
  - ア 正確な情報収集をするためのラジオの携帯
  - イ 地図、懐中電灯の準備
  - ウ 簡易食糧（ビスケット、キャラメルなど）、飲料水、スニーカーなどの準備
  - エ 家族との連絡手段・集合場所についての話し合い
  - オ 安否確認方法（災害用伝言ダイヤルなど）の確認
  - カ 歩いて帰る訓練の実施
  - キ 季節に応じた冷暖準備（雨具、防寒服、手袋など）

### 3 情報収集及び帰宅困難者への情報提供体制の整備

町は、帰宅困難者が多く発生する駅やバスステーションなどとの情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努めます。

### 4 妊婦、幼児、障がい者などの収容体制の整備

町は、妊婦、幼児、障がい者などの距離を問わず帰宅が困難な者の健康面などを考慮し、一時的受入可能施設、支援内容などの情報の優先的な提供体制の整備を推進します。

## 第6節 医療救助計画

### 方針

災害時に、多数の負傷者などに対する救急医療や避難所・仮設住宅などにおける医療対策を想定した災害救急医療体制の整備に取り組みます。

#### 第1 医療（助産）救護体制の整備

##### 1 医療機関のネットワーク化

町は、町域の医療機関の状況を把握するとともに、災害発生時の支援体制を確立するために医療機関のネットワーク化を推進します。

##### 2 災害救急医療システムの充実

(1) 町は、二次保健医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図ます。

(2) 二次保健医療圏域の災害救急医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備します。

(3) 災害救急医療マニュアルは、以下の事項に配慮して作成します。

- 医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順
- 町の役割である救護所予定場所の設定
- 医薬品及び飲料水などの備蓄
- 拠点医療機関から災害拠点病院への患者転送の流れなど

##### 3 医薬品などの確保

(1) 町は、各医療機関に医薬品などの備蓄を奨励します。

(2) 町は、発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品（薬液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤など）の確保に努めます。

##### 4 住民に対する啓発

町は、研修会や防災訓練などを通じて、住民に対する災害医療の普及啓発を行います。

##### 5 町における災害医療体制などの整備

町は若桜町保健センターを拠点とし、県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、救護所の設置、町民班の編成、医薬品の備蓄などについて、関係機関と調整し、整備に努めます。

## 第7節 交通・輸送計画

### 方針

災害時における災害応急活動に必要な物資などのための緊急輸送路の整備や緊急自動車などの通行を確保するための緊急交通路の設定など緊急輸送体制の整備について取り組みます。

### 第1 緊急輸送体制の整備

#### 1 緊急輸送路ネットワークの設定

町は、県が定めた緊急輸送道路に加えて被災者に緊急物資を供給するため、重要な防災拠点を指定し、あらかじめ緊急輸送路を定めます。

##### (1) 防災拠点の指定

町は、庁舎、公共施設、消防署、警察署、医療施設など、防災上重要な施設を拠点施設として指定します。

##### (2) 路線の種類

###### ア 幹線緊急輸送路

県が設定した緊急輸送道路で被災地へ物資輸送ができるよう、その通行確保に努めます。

###### イ 一般緊急輸送路

町は、広域輸送拠点に集められた物資を、地区ごとに定めた地域輸送拠点に送るための道路を設定し、当該地域が被災した場合の通行確保に努めます。

#### 2 交通規制体制などの整備

##### (1) 緊急輸送道路の選定

町は、県が定める緊急輸送道路とのアクセスなどを考慮して、地区の緊急輸送道路を選定します。

なお、県では、緊急輸送道路の選定に当たり、次の区分を設けています。

###### ア 第1次緊急輸送道路

- (ア) 広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路
- (イ) 県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港を結ぶ道路

###### イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ道路とする。

- (ア) 市町村役場
- (イ) 診療所などの医療拠点

- (ウ) 警察、消防などの救援拠点
  - (I) 物資の集積拠点地
- ウ 第3次緊急輸送道路

第3次緊急輸送道路は、第2次緊急輸送道路と市町村が地域防災計画で定める防災拠点を結ぶ道路とします。

## 第2 交通施設の災害予防

交通手段及び移送手段を確保できるよう、以下の項目に取り組みます。

- 1 道路及び橋りょうの整備
- 2 その他の交通施設の整備
- 3 除雪作業の実施

## 第3 緊急輸送道路の周知

### 1 緊急輸送路の周知

町は、平時より防災関係機関及び住民に対し指定した緊急輸送道路の周知に努めます。

### 2 緊急交通路予定路線の事前指定

町は、大規模災害が発生した場合において、以下の事項に留意して緊急交通路の予定路線を事前に指定します。

- 活断層の分布状況、河川などの地理的条件など
- 幹線道路を中心とした道路

## 第4 ヘリコプター活用体制の整備

### 1 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定

町は、災害発生時のヘリコプター要請に当たり、あらかじめ県が地理的、社会的要件を勘案のうえ定めた臨時離着陸場適地をヘリポートとして利用できるよう、整備に努めます。

### 2 ヘリコプター臨時離着陸場の周知

ヘリコプター臨時離着陸場の位置については、県を通じて災害時にヘリコプターを運行する警察、消防、自衛隊などの防災関係機関への周知を図ります。

## 第8節 食糧・物資調達供給計画

### 方針

災害発生直後に必要となる食糧、物資などの備蓄、調達体制の整備について定めます。

### 第1 物資の備蓄及び調達体制の整備

#### 1 基本計画

- (1) 町は、災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資などの確保対策を講じます。
- (2) 町は、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食糧、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会などを通じて啓発します。
- (3) 町は、住民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定における町の最大避難者数を基準に、コミュニティなどのきめ細かな単位に分散させる形で、物資などの備蓄に努めます。
- (4) 町及びその他防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄に努めます。

#### 2 食糧

##### (1) 備蓄、調達

##### ア 食糧給与対象者

- (ア) 避難所などに収容されている被災者
- (イ) 住家が被害を受け、炊事ができない者
- (ウ) 救助、救護、災害防止、災害復旧などの従事者

##### イ 目標数量

町及び住民は、各々次表の区分に従って備蓄をするよう努めることとし、広く住民に周知します。

	住民による備蓄	行政による備蓄	
		町	県
コミュニティ域又は小・中学校区レベル	1人3日分 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
町域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合計	3日分	2日分	1日分

##### ウ 品目

品目としては、一般に次のものが考えられ、実施に当たり、高齢者や乳幼児といっ



た災害時要援護者のニーズにも配慮する必要があります。

- (ア) 炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳などの主食。
- (イ) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油などの副食。  
現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パンなどの流通食品の調達にも十分配慮することとします。

## エ 方法

- (ア) 町は、災者2日分の食糧の備蓄に努めます。
- (イ) 町は、供給又は調達が困難な場合、県などに要請し、これに対応することとします。

## オ 搬送など

町は、要請により搬送された物資について、被災者へ食糧を適正に配分します。

## 3 生活必需物資

### (1) 備蓄、調達

#### ア 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者を対象とします。

#### イ 目標数量

食糧の項に準じます。

幼児、女性、高齢者などを対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を算定する場合があります。

#### ウ 品目

- 町があらかじめ、調達先及び在庫量の確認を行う品目は次のとおりです。
- 過去の災害などを勘案して、特に災害発生時から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目についての備蓄については、重点的に取り組みます。
- 災害時要援護者へのニーズにもきめ細かに対応することとします。

### 日常生活用品の確認品目

生活用品の種類	内 容
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団など
外 衣	洋服、作業着、子ども服など
肌 着	シャツ、パンツなどの下着
身回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘など
炊事道具	鍋、炊飯器、包丁など
食 器	茶碗、皿、箸、ほ乳ビンなど
日 用 品	石けん、ティッシュ、歯ブラシ、歯みがき、上敷き、ござなど
光熱材料	マッチ、ローソク、固形燃料、カセットコンロなど

## エ 方法

食糧の項に準じます。

オ 搬送など

食糧の項に準じます。

#### 4 応急給水

(1) 対象

上水道の給水が停止した断水世帯など

(2) 目標数量

町は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3ℓを3日間給水することを目安に、給水体制に努めます。

(3) 供給体制の整備

ア 町は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車などによる運搬給水に必要な体制を整備します。

イ 町と水道用水供給事業者、給水に関する情報ネットワークの整備など、データの共有化に努めます。

ウ 町は、平時から「地震時における水道の応急対策公道指針」に基づくブロック内市町村間や広域における災害を想定した訓練などを実施しその充実を図ります。

## 第9節 保健衛生対策計画

### 方針

災害発生後、被災者のトイレの確保などを含め、保健衛生に関する対策について定めます。

### 第1 トイレ確保体制の整備

#### 1 連携備蓄による災害用トイレの整備

- (1) し尿処理業者、仮設トイレなどを扱うリース業者などと連携し、仮設トイレなどの調達・確保体制の整備を図ります。
- (2) 仮設トイレの備蓄を計画的に推進します。
- (3) 災害時に一般開放することが可能な公共施設のトイレについて、事前に把握しておき、住民に周知しておきます。
- (4) 災害用仮設トイレの整備などを図ります。

#### 2 災害用トイレの応急調達ルートの確保

平素から簡易トイレの応急調達ルートを確保しておきます。

#### 3 災害時のし尿汲み取り体制の整備

災害時にはし尿くみ取り処理が相当量発生することが予想されるため、あらかじめくみ取りの体制を整備します。

##### (1) し尿回収計画の作成

大規模災害による、避難所を中心としたし尿発生に対応するための「し尿回収処理計画」を作成し、災害に備えます。

##### (2) 近隣市町村との応援協力体制の整備

近隣市町村との相互応援協力体制を整備し、大量のし尿を迅速に処理する体制を整えます。

##### (3) 民間業者との協力体制の整備

し尿処理業者などと連携し、し尿処理の応急体制の整備を図ります。

## 第 10 節 障害物の除去などに関する計画

### 方針

災害時の際、山くずれ、河川の崩壊などによって、道路、住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木などの障害物を除去する体制を整備します。

#### 1 生活ごみの処理方法及び予定場所、防疫用薬品の調達計画の整備

##### (1) ごみ処理体制の整備

ごみ処理計画を作成する。

- ア 被害状況に応じたごみの量の推計
- イ ごみの迅速な回収と処理のための計画
- ウ 災害ボランティアとの連携

##### (2) 一般廃棄物処理施設の補修体制の整備

補修などに必要な資機材の備蓄及び点検、補修に備え施工業者などとの連絡、協力体制を確立します。

##### (3) 防疫用薬品の調達計画の整備

町は、防疫用薬品の調達について、関係機関と調整を行い、あらかじめ調達に関する計画を策定します。

#### 2 災害廃棄物の分別方法の規定

##### (1) ごみ処理・処分計画の作成

大規模災害時に対応するための「災害廃棄物処理計画」の作成に努め、災害時に備えます。

##### ア 基本的事項

- (ア) 域内処理（できるだけ小規模な広域連携で処理する）
- (イ) リサイクルの推進
- (ウ) 分別の徹底
- (エ) 分別と搬出の並行作業の採用
- (オ) 作業員などの二次災害防止
- (カ) 周辺への二次汚染の防止
- (キ) 周辺への影響を勘案した分別方法の決定

##### (2) 廃棄物処理に関する優先項目

##### ア 緊急対応

- (ア) 搬送路確保作業時の災害廃棄物の除去
- (イ) 危険物、有害物の拡散防止

#### イ 援助対応

- (ア) 危険廃棄物の隔離
- (イ) 援助物資の容器包装廃棄物の分別

#### ウ 復興対応

- (ア) 主要な災害廃棄物の受入先調達
- (イ) 災害廃棄物の分別徹底とリサイクルの推進
- (ウ) 災害廃棄物の適正な現場処理

### (3) 災害廃棄物に関する予測と調査

#### ア 事前把握予測

対象となる地区全域の土地の特性や、地形、地質条件など自然条件を踏まえた上で、具体的に発生が予測される浸水危険エリアや土砂崩れ、法面の崩壊、堤防の決壊、火災の延焼などの把握を行います。

#### イ 被災程度の予測

対象となる地区全域のインフラ・土地利用条件を踏まえた上で、具体的に発生が予測される道路交通網の破断、建築物・家屋の崩壊、危険物質の漏洩、可燃物の爆発などの把握を行います。

### 3 がれきなどの災害廃棄物の一時的集積場所及び最終処分方法の規定

#### (1) 災害廃棄物の仮置場の選定

災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次に掲げる点に留意して、仮設置場の候補地をあらかじめ選定します。

- ア 他の応急対策活動に支障がないこと
- イ 環境衛生に支障がないこと
- ウ 搬入に便利なこと
- エ 分別、焼却、最終処分などに便利なこと

### 4 災害廃棄物の事務の委託

町は大規模災害時等、災害廃棄物の処理が困難となった場合は、県と協議し災害廃棄物の事務処理を委託します。

## 第 11 節 共助協働推進計画

### 方針

町内に拠点を置く企業などが地域の防災活動で果たすべき役割と内容について定めます。また、災害応急のボランティアや自主防災組織活動の支援体制について定めます。

### 第 1 民間との防災協力体制の整備

#### 1 災害時に企業が果たす役割

町は、災害が発生した場合に事業者が以下の対応を実施するよう、啓発活動を推進します。

- (1) 従業員、顧客の安全確保
- (2) 経済活動の維持
- (3) ボランティア活動への支援など、地域への貢献

#### 2 企業の平常時対策

町は、事業所が平時から災害に備え、災害発生時に速やかな対応が取れるよう、下記の点について情報を提供し、支援します。

- (1) 自主防災組織の育成
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 地域の防災訓練への参加
- (4) 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- (5) 防災体制の整備

#### 3 事業所の自主防災組織

##### (1) 対象施設

ア 多数の者が利用する施設（宿泊施設、学校、診療所など）

イ 危険物などを取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物などを貯蔵又は取り扱う施設）

ウ 多数の従業員のいる事業所などで、自主防災組織を設置することが効果的な施設

##### (2) 自主防災計画の作成

町は、各事業者が災害に備えて自主防災計画を作成し、十分な予防対策及び円滑な応急対策を実施できるよう指導します。

##### ア 予防計画

(ア) 予防管理組織の編成

(イ) 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物などの点検整理

(ウ) 消防用設備などの点検整備

##### イ 学習訓練計画

(ア) 防災学習

(イ) 防災訓練

- ウ 応急対策計画
  - (ア) 応急活動組織の編成
  - (イ) 情報の収集伝達
  - (ウ) 出火防止及び初期消火
  - (エ) 避難誘導
  - (オ) 救出救護
- (3) 自主防災組織の活動
  - ア 平時
    - (ア) 防災訓練
    - (イ) 施設及び設備などの訓練
    - (ウ) 従業員などの防災に関する教育の実施
  - イ 災害時
    - (ア) 情報の収集伝達
    - (イ) 出火防止及び初期消火
    - (ウ) 避難誘導
    - (エ) 救出救護

#### 4 町の役割

企業を地域コミュニティの一員として、防災訓練への積極的参加の呼びかけを行うとともに、防災に関するマニュアルの作成支援などに努めます。

## 第2 ボランティア受入体制の整備

### 1 災害救援専門ボランティア制度の運営

町は、町域で大規模な災害が発生した場合を想定し、平時よりボランティアの協力を得られるよう、体制の整備に努めます。

#### (1) 災害救援専門ボランティアの活動分野

- ア 救急・救助
- イ 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- ウ 介護
- エ 建物判定
- オ 情報・通信
- カ 手話通訳
- キ ボランティアのコーディネート
- ク 輸送

#### (2) 町の情報提供

災害に関する諸情報の提供を実施します。

### 3 その他の災害ボランティア活動の支援

#### (1) 「災害時ボランティア活動の支援マニュアル」の作成

町は、災害ボランティアの受入体制を充実させるため、県が平成13年度に作成した「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、「災害ボランティア活動支援マニュアル」の作成に努めます。

#### 災害ボランティア活動支援指針の内容

項目	内容
1 災害ボランティア活動支援の基本的考え方	(1) 大規模災害を踏まえた支援 (2) ボランティアの自主性・自発性を尊重した支援 (3) 災害ボランティア活動支援に係る行政の役割
2 災害時の対応・支援	(1) 災害ボランティア窓口の明確化 (2) 災害ボランティア本部の立ち上げ・運営・解散 (3) 災害ボランティア本部への支援
3 平常時の対応・支援	(1) ボランティア団体などとのネットワークの構築 (2) ボランティア・コーディネーターの養成支援 (3) 災害ボランティア対応に関する行政職員などの資質の向上

#### (2) 受入体制の整備

町は、町域で大規模災害などが発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、受入体制の整備に努めます。

ア 災害情報、生活情報などの収集、伝達

イ 避難所などにおける炊き出し、清掃などの被災者支援活動

ウ 救援物資、資機材の配分、輸送

エ 軽易な応急・復旧作業

オ 災害ボランティアの受入事務

また、町は社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練の実施に努めます。

#### (3) ボランティア活動の支援拠点の整備

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めます。

#### (4) 災害ボランティア活動の環境整備

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、以下の環境整備に努めます。

- 災害に係るボランティア・コーディネーターの養成
- ボランティアのネットワーク化
- ボランティアの活動拠点の整備
- ボランティア活動資機材の整備



- ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化
- ボランティアのための活動マニュアルの作成
- ボランティア活動資機材の整備

### 第3 自主防災組織の整備

#### 1 自主防災組織に対する考え方

- (1) 自主防災組織は、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという原則に基づき自主的に結成する組織であり、消防組織法により消防機関として位置づけられている消防団とは異なります。
- (2) 自主防災組織は、災害発生時にその被害を防止し、軽減するため実際に防災活動を行う組織として結成されることが望まれます。
- (3) 自主防災組織は、組織として実施すべき活動を具体化した防災計画を作成し、迅速かつ効果的に防災活動が行えるよう組織内での役割分担を明確にしておくことが望まれます。

#### 2 自主防災組織の地区防災計画

##### (1) 町の地域防災計画との関連

- 自主防災組織は、災害発生時に迅速かつ効率的に防災活動を行い、被害の発生・拡大を防止するため、あらかじめ地区防災計画を作成しておくことが必要です。
- 自主防災組織地区防災計画には、町の地域防災計画とは密接な関連があるので、作成に当たっては町と十分に協議しておくことが重要です。
- 地域において防災活動を行う地区居住者及び事業者は地区防災計画の素案を若桜町防災会議に提案します。
- 防災会議は、「若桜町地区防災計画の運用に関する要綱」により、提案された計画を審査し、審査結果に基づき、地域防災計画に定めます。

地区防災計画 名称・提案者一覧

計 画 名 称	提 案 者	住 所 ・ 所 在 地	備 考
大野地区防災計画	大野自治会長 西 山 博 文	八頭郡若桜町 大野 106	提案日 令和元年 4 月 1 日 審査・決定日 令和元年 11 月 22 日 ・大野地区に居住する全ての住民がお互いに助け合いながら、災害に強い村づくりを進める。
西町地区防災計画	西町自治会長 戸 井 茂	八頭郡若桜町 若桜 1217-6	提案日 令和元年 6 月 1 日 審査・決定日 令和元年 11 月 22 日 ・施設わかさあすなろを含めた、西町住民が力を合わせて自主的な防災活動を行い、災害による被害の軽減を図っていく。

わかさ氷ノ山地区 防災計画	若桜氷ノ山観光業者 組合	八頭郡若桜町 つく米 635- 12	提案日 令和2年6月1日 ・わかさ氷ノスキー場エリアを対象地 区として、スキー客、登山者、観光客 等の安全と災害による被害の軽減を図 っていく。
糸白見地区防災計画	糸白見自主防災会 会長 山根 香華	八頭郡若桜町 糸白見	提案日 令和2年11月1日 ・糸白見集落に居住する住民がお互い に助け合いながら災害に強い村づくり を進める。

## (2) 防災計画の内容

自主防災組織の参加者は、町と協議のうえ、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、活動を行います。

防災計画の内容は地域の実情により異なりますが、計画に盛り込むべき項目としては次のようなものが考えられます。

- ア 自主防災組織の編成と任務分担に関する組織編成と各班の果たす役割を明確にする。
- イ 防災知識の普及事項・普及方法などを定める。
- ウ 防災訓練の種別、実施計画などを定める。
- エ 情報の収集伝達方法などについて定める。
- オ 出火防止・初期消火の方法・体制などについて定める。
- カ 救出・救護活動、医療機関への連絡方法などを定める。
- キ 避難誘導の指示・方法及び避難路・避難場所などを定める。
- ク 給食・給水に関し、食料・飲料水の確保、炊き出しなどについて定める。
- ケ 防災資機材などの備蓄・管理について、調達計画、保管場所、管理方法などを定める。

## 3 自主防災組織の編成

(1) 自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられます。

- 情報班
- 救助班
- 消火班
- 避難誘導班
- 町民班
- 給食・給水班

(2) 組織の編成に当たっては、地域の実情に応じ、次の点に留意することが必要です。

- ア 女性の参加と昼夜別の組織編成の検討
- イ 水防班、崖崩れの巡視班などの実情に応じた対応
- ウ 事業所の自主消防組織や従業員の参加
- エ 地域的な片寄りの防止

オ 専門家や経験者の活用

#### 4 自主防災組織の活動内容

##### (1) 平常時の活動

- ア 風水害、地震など各種防災に関する知識の向上
- イ 防災関係機関・隣接の自主防災組織などとの連絡
- ウ 地域における危険度の理解  
山崩れ・崖崩れなどの危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域など
- エ 地域における消防水利の確認  
消火栓の所在の確認、小川・池・井戸などの活用
- オ 家庭における防火・防災など予防上の措置
- カ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- キ 避難地・医療救護施設の確認
- ク 防災資機材の整備
- ケ 防災訓練の実施

##### (2) 災害発生時の活動

- ア 出火防止と初期消火
- イ 負傷者の救助
- ウ 地域住民の確認
- エ 情報の収集・伝達
- オ 避難誘導・避難生活の指導
- カ 給食・給水

##### (3) その他

自主防災組織は、婦人消防隊との一体的な活動体制づくりなど、民間の防火組織と連携を図る必要があります。

#### 5 育成強化対策

(1) 町は、町域における自主防災組織の結成を促進するとともに、その活動の活性化を支援することとします。

(2) 町は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導に努めます。

- ア 啓発資料の作成
- イ 各種講演会、懇談会などの実施
- ウ 情報の提供
- エ 各集落への個別指導・助言
- オ 各集落の訓練、研修会の実施
- カ 顕彰制度の活用
- キ 活動拠点施設の整備

(3) 町は、次のような地区を重点に、早急に自主防災組織の育成を図ります。

ア 人口の密集している地域

イ 住宅の中に高齢者などいわゆる災害時要援護者の比率が高い地域

ウ 過去に災害で被害が甚大であった地域

(4) 町は、集落防災ファイルづくりの支援に努めます。

ア 集落防災ファイルづくりの内容

自主防災組織などの地域団体や住民が、安全・安心の確保の観点から、それぞれの地域を点検し、得られた情報を共有します。

イ 個人情報への配慮

集落防災ファイルには、個人情報の掲載も含まれることから、情報の取扱いに注意が必要であり、町、自主防災組織、地域団体及び住民が十分協議する必要があります。

#### 集落防災ファイルの項目

項 目	内 容
1 総括編	(1) 人口、世帯数など地域の基本的な事柄 (2) 避難場所や防災関係機関の所在地・電話番号
2 防災資機材・物資編	(1) 防災資機材庫、物資備蓄庫の場所 (2) 防災資機材、備蓄物資の保有状況
3 施設編	(1) 消防施設（防火水槽、消火栓など）の状況 (2) 医療施設、災害時要援護者（高齢者、障がい者など）のための施設などの状況
4 危険箇所編	(1) 災害が起こりやすい箇所（軟弱な地盤、土砂災害のおそれのある場所など） (2) 避難や救援活動を行ううえで問題のある箇所
5 団体編	(1) 自主防災組織、自治会・町内会などの地域団体 (2) 災害時に協力してくれる工場、工務店、商店、事業所など
6 人材編	(1) 自主防災活動など地域活動のリーダーなど (2) 被災者救援に関する専門的な資格・技術などを有する人（医師、看護師など）
7 災害時要援護者編	(1) 一人暮らし老人、寝たきり老人、障がい者など (2) 災害時要援護者のことを把握している人（民生委員など）
8 地図編	(1) 避難場所、避難経路、施設、危険箇所などの場所

## 第 12 節 自治体としての業務継続計画

### 方針

町は、災害時においても、住民の生活を支える公共サービスの提供体制を確保するため、業務継続計画（BCP）を作成し、あらかじめ非常時の対策を講じるなどの対処に勤めます。

#### 1 業務継続計画（BCP）の策定手順

##### ○共通（総論）部分

市町村等の意見を踏まえ県が叩き台を作成することから、町ではこれをもとに総論を作成します。また、地区部会でも叩き台を検討します。

##### ○個別（具体）部分

町では作業後、地区部会に結果を持ち寄り、課題解決や調整等を実施し、個別（具体）部分の計画を作成します。

ア 県（自治振興課）は、共通（総論）部分の各項目について、概要案を作成し、市町村等に意見を照会します。

イ 県は、市町村等から寄せられた意見を踏まえ、叩き台を作成。市町村等へ提供します。

ウ 地区部会において、叩き台を基に検討、協議。必要に応じ修正の上、決定します。

エ 各市町村等は、地区部会で決定した共通（総論）部分を基に各市町村等 BCP を策定します。

##### （2）個別（具体）部分

ア 県（自治振興課）は、作業項目、様式等について叩き台を作成します。

イ 全体会において、叩き台を基に検討、協議。必要に応じ修正の上、決定します。

ウ 各市町村等は、作業項目、様式等に基づき、各市町村等で作業を実施します。（庁内照会、取りまとめ等）。

エ 各市町村等は、作業結果を地区部会に持ち寄り、課題解決や調整等を実施します。

オ 各市町村等は、地区部会の検討結果を受けて必要な修正等を実施。各市町村等 BCP を策定します。

#### 2 計画に記載する内容

<個別（具体）部分に係る市町村の作業項目（案）>

##### 1 総務・防災担当課が作成するもの

###### （1）災害時の状況及び課題

東日本大震災級の災害発生時、各市町村等において懸念される状況、課題等を確認し、課題を整理します。

(2) 全庁的な業務継続体制

ア 組織（災害対策本部等）

イ 資源（庁舎等）及びその確保

町の資源についての現状を把握し、確保のための対策を講じます。

## 2 各課が作成するもの

(1) 安否確認・

職員の連絡先、参集方法・所要時間等

(2) 災害時優先業務項目

ア 災害時、各課において対応が必要となる課題等

イ 上記①の課題等を受けて、各課の災害時優先業務を項目出し

【災害時優先業務＝「応急業務」＋「継続業務」】

(ア) 「応急業務」を洗い出し

・地域防災計画の「災害応急対策業務」

・地域防災計画の「復旧・復興業務」のうち優先度の高い業務

・「発災後新たに発生する業務」のうち優先度の高い業務

(イ) 「通常業務」を洗い出し、「継続業務」、「縮小業務」、「休止業務」に区分

(ウ) 災害時優先業務（応急業務、継続業務）について優先順位を決定

(エ) その他の業務（縮小業務、休止業務）について優先度を決定

ウ 上記②の災害時優先業務を行う上で必要な資源、懸念される障害等

(3) 災害時優先業務・業務継続体制

災害時優先業務の各業務について、業務内容、目標時期及び業務を行う上で必要な資源、関係機関等を収集整理します。

## 第 13 節 災害時の事業継続の取り組みの促進

### 方針

事業所は、災害時の安全を確保するため、防災施設の整備、自主防災組織の育成強化に努めるとともに、事業継続計画（BCP）を作成し、あらかじめ非常時の対策を講じるなどの対応を推奨していきます。

#### 1 災害時に事業所が果たす役割

- (1) 従業員や利用者などの安全確保
- (2) 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
- (3) 事業の継続
- (4) 二次災害の防止
- (5) 救援物資供給への協力

#### 2 事業所の自主防災組織の防災活動

- (1) 平常時の自主防災組織の活動
  - ア 防災訓練の実施
  - イ 施設及び設備などの整備
  - ウ 従業員などへの防災に関する教育の実施
  - エ 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
  - オ 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
- (2) 災害時の自主防災組織の活動
  - ア 情報の収集伝達
  - イ 避難誘導
  - ウ 救出救護
  - エ 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

## 第 14 節 住宅対策計画

### 方針

風水害、地震、火災などによる建築物などの被災を防ぐため、防災建築物などの建設を促進し、被害の軽減に取り組みます。

### 第 1 建築物の防災・復旧業務（応急危険度判定実施体制の整備）

#### 1 建築物の現況

本町の場合木造建築物が多く、鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロックなどによる耐震耐火構造の建築物はわずかです。また、平坦地が少ないことから、積極的に耐震耐火住宅建設を官民合せて推進して行く必要があります。

#### 2 公共用建築物の災害予防対策

- (1) 公共用建築物の従業者及び一般大衆に対する危険防止のため、各種設備の安全点検を、また、町の公共建築物にあっては消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の規定に基づく消防用設備などの設置を促進します。
- (2) 公共用施設の改築に当たっては、耐震、耐火化を促進します。

#### 3 既存木造建築物に関する対策

風水害、地震などによる災害を防止し、被害を最小限度に止めるため、既存木造建築物について次の事項の普及周知に努めます。

- (1) 建具類の完全固定
- (2) 壁に筋交いを設け、土台、はり、けた、柱などをボルト類の金物などによって補強する。
- (3) 軽量の屋根にあっては、角材などで飛散を防御する。
- (4) 既に老朽した建物にあっては、丸太、角材などで補強する。
- (5) 石塀、ブロック塀の倒壊防止措置を行う。

#### 4 文教施設の災害予防対策

文教施設は避難所、給水所など対応策の拠点となるため、休校時などを含め鍵などの所在及び管理について災害発生時の対応について学校や教育委員会と協議しておきます。なお、改築に当たっては、計画的に耐震、耐火構造化を促進します。

#### 5 社会福祉施設など災害予防対策

老年人口の増加に伴い、災害弱者への対策が重要性を増しているところであり、施設の新設又は老朽施設の増改築に当たっては、耐震、耐火構造に改めるとともに、消防用設備



などの設置を促進します。

## 6 被災建築物の応急危険度判定実施体制の強化

町は、地震により被災した建物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震などによる二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化します。

### (1) 町の体制の整備

町は町域防災計画による被害想定などに基づき、被災建築物の棟数を想定し、倒壊などの被害が大きいと予想される地域をあらかじめ応急危険度判定の要判定地区とします。

このため町は、円滑な判定実施のために必要な事項（判定区域、判定対象とすべき建築物、必要な判定士数など）や実施体制をあらかじめ定めておくよう努めます。

### (2) 応急危険度判定の住民への周知

町は、発災時に不安や混乱を招くことのないよう、応急危険度判定度について日頃から住民に周知します。

## 第2 被災宅地応急危険度判定実施体制の整備

災害などにより、被災した建築物の危険度の判定を実施するための制度の整備について定めます。

### 1 目的

災害によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度判定を実施することに取り組みます。

### 2 危険度判定実施体制の整備

町は、県と連携しながら全国組織である被災宅地危険度判定協議会と協力して、危険度判定の実施体制の整備に努めます。

### 3 被災判定の総則的事項

#### (1) 応急危険度判定

町は、以下の応急危険度判定の基準に従い、応急危険度判定を実施します。

ア 応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施され、建築物を対象とする場合には、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部材の落下等の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定します。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得ることとされています。

イ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3つに分類され、居住者はもとよ

- り、付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性について情報提供を行うため、判定した建築物の出入口等の見やすい場所にステッカーで表示されます。
- ウ 建築物のほか、擁壁の傾きや宅盤の亀裂等、宅地の危険性を判定する制度があります。
- エ この調査は、罹災証明の発行や、被災建築物の恒久的使用の可否を判定するために行うものではありません。

(2) 被災度区分判定（災害発生後、建築物の復旧対策検討のために実施）

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とします。

被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又は、より詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものです。

(3) 被害認定〔罹災証明〕

ア 被害認定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とし、認定基準に基づいた被害調査結果に基づき、住民からの請求に応じて町が罹災証明を発行します。

イ 罹災証明は、記載された住家全壊、住家半壊等の被害の程度が、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給、その他各種支援策と密接に関連しています。

(4) 被災認定（被災証明）

ア 被災証明は、災害により家屋、家屋付属物（塀やテラスなど）、家財などが害を被った（被災した）ことを証明するものです。

イ 保険会社等への請求などのために交付するもので、写真などにより被災状況が確認できた場合に交付が可能となります。

## 4 判定資機材の備蓄

町は県と分担して、鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱に基づく判定業務実施マニュアルに従い、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄します。

備蓄品目：判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図など

## 5 実施計画

(1) 実施主体

町は、危険度判定を実施する場合は、判定業務実施マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請します。

(2) 対象

大地震又は豪雨などにより被災した宅地を対象とします。

(3) 実施方法

実施本部、支援本部及び判定士は、判定業務実施マニュアルに基づき、危険度判定を実施するための体制をとり、危険度判定を実施します。

(4) 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努めます。

### 第3 応急住宅の確保体制の整備

#### 1 目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損により居住できなくなった世帯に対する応急修理の体制、及び応急住宅の提供体制を整備することを目的とします。

#### 2 町営住宅、空き家などの把握

- (1) 町は、応急仮設住宅を提供する際には、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸住宅などを借り上げて対応することも可能であるため、民間空家の利用計画をあらかじめ定めます。
- (2) 町営住宅の把握にも努めます。

#### 3 応急仮設住宅の確保体制

- (1) 建設可能な用地の把握
- (2) 建設に要する資機材についての調達計画の作成
- (3) 関係団体と連携し、供給可能量などの把握

### 第4 耐震診断改修制度

#### 1 木造住宅耐震化促進事業

町は、「若桜町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱」及び「若桜町木造住宅耐震診断促進事業実施要綱」に基づき、国、県からの補助とあわせて、住宅の耐震診断、改修設計及び耐震改修に関する補助制度を運用し、住宅の耐震化を促進します。

#### 2 ブロック塀耐震対策事業

既存ブロック塀の除去又は改修に要する費用の一部を町が補助します。

#### 【補助対象】

- ア 昭和56年5月31日（木造住宅については、平成12年5月31日）以前に建築された一戸建ての住宅であること
  - イ 建築基準法第9条に基づく措置を命じられていないこと。
  - ウ 改修設計及び耐震改修は、耐震診断により耐震性が不足していると判断されたもの。
- ※上記ア～ウのすべての条件を満たしていることが条件です
- 以下「若桜町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱」「若桜町木造住宅耐震診断促進事業実施要綱」を参照。

## 第 15 節 文化財災害予防計画

### 方針

風水害、火災などによる災害を防ぐため、文化財を各種災害から保護するよう取り組みます。

#### 1 文化財の現況

町内に所在する文化財は、資料編 第 2 章資料 1 4 のとおりです。

#### 2 保護管理責任者

指定文化財の保護管理は、国指定、県指定とともにその所有者又は管理責任者などの責任において行います。

#### 3 保護管理の指導など

- (1) 国の指定及び県の指定のものについては、必要に応じ文化庁又は県教育委員会から保護、管理などに必要な命令、勧告、指示、指導、助言が行われます。
- (2) 町においても絶えず文化財の保護措置について留意し、所有者、管理責任者などと協議し、消防訓練の実施などにより災害予防体制を整えます。
- (3) 破損、腐朽などにより早急な修理を要する場合にあっては、その手続、方法などについて適切な指導を行います。
- (4) 若桜町文化財保護条例（昭和 48 年若桜町条例第 654 号）の規定に基づき、町指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合などの事情がある場合には、町は予算の範囲内で補助金を交付します。

#### 4 災害予防対策

##### (1) 対象物

防災上留意している文化財の種別は、建造物と美術工芸に属する工芸彫刻及び考古資料などです。

##### (2) 施設整備対策

ア 建造物関係については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災警報設備、避雷針、貯水槽など消防用設備の配備及び消防ポンプ自動車の進入路などの整備を図ります。

イ 美術工芸に属するものについては、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的な対策と考えられるので、適宜指導を行います。

## 第 16 節 農林業災害対策計画

### 方針

農作物の防災基盤を確立するため、水害、干害などの災害に対する防災指導に取り組みます。

### 第 1 農業対策

#### 1 農業防災体制

気象長期予報又は警報などに基づき、農作物に著しい被害を及ぼすおそれがあるときは、農林水産部など県関係機関及び各農林業関係機関、団体と協議し、又は協力を得て、農作物などの防災に関する耕種蚕畜技術対策の樹立と普及徹底に努めます。

また、必要に応じこれらの関係機関を構成員とする農業災害対策協議会を設置します。

農業災害対策協議会は、町長を会長とし事務局をにぎわい創出課内におき、次の事項を協議又は実施します。

- (1) 異常天候による農作物、畜産などの防災対策に関すること
- (2) 各関係機関相互の連絡調整に関すること
- (3) 防災対策の普及浸透措置を講ずること
- (4) その他必要と認められること

#### 2 農作物の災害防災対策

農作物の防災技術については、その都度県の指示あるいは独自の判断によりその対策を講じますが、災害多発地帯については、平素から農家に対し災害予防に関する指導の徹底を図ります。

#### 3 病虫害防除対策

災害について、病虫害の発生が予想される場合は、次の施策を講じます。

##### (1) 実態の早期把握

町及び農業団体などの防除関係者は、町内の農作物の災害及び病虫害の発生状況などを早期に把握すると共に、県（病虫害防除所）に報告します。

##### (2) 防除の指示及び実施

県などの協議により緊急防除班を編成し、短期（3日間程度）防除を実施します。

#### 4 防除器具の確保

- (1) 町及び鳥取いなば農業協同組合若桜町支店などは、町内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施にあたり、集中的に防除機具の使用ができるように努めます。
- (2) 農作物などに災害が発生又は発生するおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、県に応急対策機材や資材の斡旋を依頼します。

## 第2 林業対策

町は、森林の土砂流出防止機能強化対策や水源涵養機能の拡充による土壌保水力の増加対策を図ります。

また、地球温暖化防止に資する観点にも配慮し、森林整備は、以下の事項について県と協議を行い安全対策に努めます。

- (1) 荒廃した森林の間伐などによる林業環境の整備
- (2) 水源涵養機能などの向上
- (3) 山地治山事業などの推進
- (4) 保安林指定の拡大
- (5) 公共事業、県の補助対策事業への積極的な取組

# 第 17 節 被災者支援計画

## 方針

災害により被災した住民に対し、年齢や男女の特徴などを考慮した支援体制の整備に取り組みます。

### 第 1 被災者支援体制の整備

#### 1 災害時要援護者支援対策の強化

高齢者、障がい者や乳幼児などの災害時要援護者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定めます。

##### (1) 地域安心拠点の整備

平時における住民相互の助け合いや適切なケアサービスの供給が、災害時における災害時要援護者対策にもつながることから、町は、住民の自立と相互の助け合いを基調として高齢者・障がい者などの健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点の整備に努めます。

##### (2) 災害時要援護者支援体制の確保

###### ア 「災害時要援護者避難支援プラン」の作成

町は、災害時要援護者避難支援のための体制を充実させるため、国が平成 17 年 3 月に取りまとめた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考に、「災害時要援護者避難支援プラン」の作成に努めます。

災害時要援護者避難支援プランの内容

項目	内容
1 環境整備・機運醸成	(1) 災害時要援護者支援班の設置 (2) 避難準備(要援護者支援)情報の設定 (3) 関係機関・団体間の連携強化 (4) 要援護者との信頼関係の構築
2 情報伝達体制の整備	(1) 消防団・自主防災組織などへの情報伝達体制 (2) 福祉関係者などへの情報伝達体制 (3) 要援護者の特性を踏まえた情報伝達
3 災害時要援護者情報の共有	(1) 情報収集 (2) 情報共有
4 避難支援プランの策定	(1) 制度の決定 (2) 関係者への周知 (3) 情報管理 (4) プラン内容の検証

###### イ 災害時要援護者の日常的把握

町は、民生委員・児童委員、介護事業所、自主防災組織、ボランティア、自治会などの協力のもとに、高齢者、障がい者などの要援護者の状況を把握し、要援護者台帳

に登録するとともに、台帳情報を最新の状態に保つよう努めます。また、要援護者から同意を得た者の名簿を自治会、消防署、警察署に提供し、災害時に迅速な対応ができる体制を整備します。

#### ウ 事前避難の情報提供体制の確立

災害時要援護者は、避難に際して健常者より時間がかかると考えられるため、避難勧告や避難指示が出される前段階で避難準備情報を発令し、早い段階での避難行動ができるよう、情報提供の体制整備に努めます。また、避難に際し介助が必要な災害時要援護者を地域毎に把握し、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団の連携などにより迅速な避難対応ができる環境を整備します。

#### エ 障がい者への情報伝達方法の確立

町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備に努めます。

また、町は、防災知識の普及啓発に努めるほか、消防本部などは、防災上の相談・指導を行います。

#### オ 高齢者へ配慮した通信連絡手段及び緊急通報システムの整備

町は、少子高齢化が進む現状から、災害時において要援護者などに対する情報伝達手段に関し、体制づくり並びに情報通信機器などの整備に努めます。また、高齢者、障がい者などと消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めます。

#### カ 外国人に対する日常の情報提供など

町は、外国語による防火防災対策の啓発に努めます。

### (3) 社会福祉施設などの整備

#### ア 社会福祉施設などの緊急保護体制の確立

町は、高齢者、障がい者などの中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置などの取扱いが円滑に行われるよう体制を整備します。

#### イ 社会福祉施設の対応強化

町は、社会福祉施設を利用する高齢者や障がい者などが、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材などの整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実などに努めます。

#### ウ 社会福祉施設などの整備

町は、高齢者や障がい者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めます。

(ア) 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備

(イ) 光、音声などにより、視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

#### エ 高齢者、障がい者などに配慮した避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めます。



(4) 災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施

町は、県と十分な連携及び調整を図った上で、災害時要援護者関連施設に対して、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導など、災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策を講じます。

## 第 18 節 水害予防計画

### 方針

各種の災害のなかでも特に毎年のようにくり返され、人的・物的にも多くの損害を生じている水害及び土砂災害について、これを未然に防止するため本町の特殊事情を良く把握し、各種の水害対策に取り組みます。

#### 1 水害予防

本町の地形は総体的に山地で平野が少なく近年、山間地、丘陵地帯の開発が進み、限られた平坦地にも公共施設、事業所などの建設が行われるようになりました。

また、森林の荒廃、宅地などの開発によりかつての土地保水力が弱まり、降雨時には多量の水が流出し、水害の発生する可能性が強まっています。

このため河川の水害防止、山地の自然災害防止を図るため、河川改良の促進、治山、治水、造林事業の積極的な導入により、各種災害の防止を行っています。また、河川監視用カメラを町内20カ所に設置しています。

なお、危険地域の巡視は、自治会長、消防団員並びに自衛消防団をもって、巡視体制の充実を図ります。

#### 2 重要水防区域

本町の重要水防箇所は、資料編第2章資料13のとおりですが、これらの河川は地勢急しゅんのため、急流の中小河川が多く、ひとたび豪雨ともなれば、土石をまじえた濁流が一拳に流下、氾濫し、災害激化の原因となっています。

このため、治水を目的とする河川改修事業は随時行われている現状です。

#### 3 ダム

本町には鳥取県企業局の茗荷谷ダムがあり、つく米発電所が電力供給を行っています。

発電用ダムの管理者は、洪水時などにおいては、発電所ダム操作規程を遵守し、災害防止に万全を期す必要があります。

発電所名		ダムの名称	所在地	計画最高水位
鳥取県企業局	つく米発電所	茗荷谷ダム	八頭郡若桜町茗荷谷	481.3

#### 4 水害常襲地帯

水害による住民への直接的被害は、堤防の決壊若しくは崩壊による浸水又は排水機能の低下による溢水などによるものです。

これに対処するため、河川改修事業などの整備に努めていますが、地形的条件により、災害を出す地域が本町にも見られます。

## 第 19 節 雪害予防計画

### 方針

積雪による交通路の途絶、通信線の切断、雪崩などによる家屋・人家の被災、更には孤立集落の発生など長期化、広範化が予想される雪害を未然に防止し、迅速・的確な除雪作業に取り組みます。

#### 1 除雪対策

##### (1) 実施責任者

町が管理している施設の除雪は、町長が行います。実務に当たっては、国、県及び地域住民などとよく協議し、協力を得て行います。

##### (2) 除雪計画

本町内の国道及び主要な県道については、国、県、市町村その他関係機関で構成する鳥取県除雪対策協議会の計画に基づき除雪が行われます。

町道については、平常時は、路面上の積雪が概ね 15cm 以上に達したときに、路線の優先順位を次の基準により定め通勤時などの除雪に努めます。

また、若桜町補助金等交付規則（昭和 54 年若桜町規則第 257 号）の規定に基づき高齢者、障がい者世帯等に対し家屋の除雪支援に努めます。

##### ア 町道の除雪優先基準

- (ア) 通勤、物資輸送路の確保（定期バス運行路線などを含む）
- (イ) 学校、役場などの公共施設に通ずる路線の区間及び集落と主要道路間の確保
- (ウ) 通学路の確保
- (エ) その他緊急に必要とする路線

##### イ 除雪要領

除雪優先町道については、毎年路線を指定して除雪機械所有業者などと除雪委託契約を行い除雪対策に万全の体制で臨みます。

#### 2 観光客対策

町内に滞在中の観光客の交通確保を図るため、町観光協会、商工会、事業者などとの応援協力体制の整備を推進します。

#### 3 孤立集落対策

積雪、雪崩などにより交通が途絶した地域、特に山間へき地の集落などにおいては、食料、医薬品の不足あるいは急病患者の発生などによる社会的不安などが予想されるが、孤立集落との連絡を確保し、これらの不安を除き、速やかに住民生活の安定に努めます。

- (1) 雪崩、冠雪、積雪などにより災害が起こり得る条件がそろった場合は、災害が起こると予想される箇所の巡視を特に強化します。雪崩、冠雪、積雪などにより災害が予想さ

れる区域については、県に柵及びコンクリート擁壁などの築造を要請します。

- (2) 救援、救出については消防団などにより行うが、食糧が極度に不足した場合や、急病患者が発生したときは、知事又は関係機関の協力を要請し、集中的な除雪を行い、又は雪上車、ヘリコプターなどにより救急措置をとります。

## 第 20 節 土砂災害予防計画

### 方針

地下水などの起因により土地が流動する地すべり又は集中的豪雨による山崩れ、崖地などの災害の未然防止に取り組みます。また、町職員、地元自治会長、自衛消防団、消防団員などで警戒巡視体制をつくり万全の措置を講じます。

#### 1 地すべり危険箇所

地すべりは、一般的に特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、最初は緩慢な動きに始まって、最後は山くずれと同じような崩壊をするもので、主な原因が地下水に起因しているのが特徴です。

町内における地すべり危険箇所は、資料編第 2 章資料 2 のとおりですが、災害を助長しないよう地形、地質調査、表面移動量調査など広範囲にわたって調査が必要です。

危険箇所においては、今後、地すべり対策事業などを実施して、災害の未然防止を図ります。

#### 2 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所

町内の現況は、資料編第 2 章資料 3～6 のとおりです。

土石流の発生するおそれがある渓流や、崩壊するおそれがある急傾斜地については、住民に周知を図るなどの措置を講じているところです。

今後は、更に警戒避難体制の整備を図るとともに、危険度の高いものについてはそれぞれ砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業などを実施して、土石流、急傾斜地の崩壊などによる災害の未然防止を図ります。

#### 3 急傾斜地崩壊危険箇所の指定基準

傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」としています。また、人家はないものの今後新規の住宅立地などが見込まれる箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面」としています。

- (1) 人家が 5 戸以上など（5 戸未満であっても官公署、学校、診療所、社会福祉施設などの災害時要援護者関連施設などのある場合を含む）
- (2) 人家が 1～4 戸
- (3) 人家はないが今後新規の住宅立地などが見込まれる箇所

急傾斜地崩壊危険区域対策については、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊防止工事安全で快適な生活環境を確保するため、国や県などに対して要請を図り、急傾斜地崩壊対策事業により崩壊防止工事の推進を図ります。

#### 4 土砂災害危険箇所の調査把握

土砂災害防止法に規定されている警戒区域（イエローゾーン）、特別警戒区域（レッドゾーン）を事前に把握することにより、防災工事の実施、土地利用の適正化などの指導を進めるとともに、防災パトロールを行うなど土砂災害危険箇所の現状把握に努めます。また、土砂災害ハザードマップなどにより住民への周知に努めます。

#### 5 山地災害危険地区

町内の現況は、資料編第2章資料7のとおりです。

現在、保安林に指定され、保全対策を図っている箇所もありますが、山地災害危険地区を地域住民に周知するとともに、荒廃地などの整備を促進します。

#### 6 地盤災害危険度の把握

##### (1) 地盤情報のデータベース化

町内の地形、地質、土質、地下水位などに関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化を図ります。

##### (2) 地盤情報の公開

地盤情報など地震災害対策に向けたデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などへの活用を図ります。

#### 7 土地利用の適性化の誘導

土地利用による災害を防止するため、町内各地区の災害危険度の的確な把握を行うとともに、安全の確保という観点から総合的な検討と土地利用の適性化の指導を図ります。

## 第 21 節 危険物など災害予防計画

### 方針

危険物や爆発物などによる人命及び建造物などの災害を予防するため、施設の整備並びに危険物の安全確保に取り組みます。

#### 1 危険物取扱業者の把握

町内における危険物取扱業者は、資料編第 2 章資料 17 のとおりです。

#### 2 危険物の安全対策

取扱業者は特に次の事項などを整備し、安全確保に努めます。

- (1) 危険物保安監督者の選任の励行
- (2) 危険物取扱者による貯蔵及び取扱いの保安監督の励行
- (3) 危険物取扱者などによる施設点検の励行
- (4) 消火、警報設備の維持及び点検
- (5) 危険物運搬の安全確保
- (6) 一定規模以上の製造所などにあっては、自主消防組織の設置又は予防規程の規定

ここで指す「危険物」とは、消防法、高圧ガス保安法・労働安全衛生法・毒物及び劇物取締法・火薬類取締法、建築基準法施行令などによって、それぞれ危険物の定義が定められているものを対象としています。

## 第 22 節 防災訓練

### 方針

各機関が単独又は共同で、日頃から防災意識の高揚を図り、災害応急対策を的確・迅速に遂行できるように防災訓練に取り組みます。

#### 1 訓練の種別

防災訓練は、総合防災訓練、水防訓練、消防訓練、避難救助訓練、非常招集訓練その他防災に関する訓練とし、それぞれ図上訓練、実施訓練などの方法により適宜行います。

#### 2 訓練計画

訓練の計画樹立に当たっては、国、県、隣接市町村その他関係機関と共同又は町単独で実施しますが、いずれの場合についても、関係機関と緊密な連携をとるとともに、実施に当たっては災害の想定、実施場所、日時、実施種目、参加機関などの「防災訓練実施要領」を策定して実施します。

各種計画の要旨は、次のとおりです。

##### (1) 総合防災訓練

非常災害時において地域防災計画に定める各種災害応急対策の遂行に万全を期するため、国、県その他関係機関をはじめ一般住民の協力を得て、各種の訓練を有機的に結合した総合的な訓練とし、災害応急対策活動の習熟を図るとともに、関係機関相互の協体制の緊密化及び住民の防災思想の高揚に役立つこととします。

##### (2) 水防訓練

住民の防災知識の高揚と出水時における警戒、予防など水防体制の万全を期するため、各関係機関及び住民の協力を得て実施します。

##### (3) 消防訓練

火災予防及び消防戦術上における消防機関の活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施し、自衛消防についても随時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じて町の消防機関も協力します。

なお、訓練は消防機関とその他の消防団が行うものとに区分します。

#### ア 消防機関が行うもの

- (ア) ポンプ操法
- (イ) 放水訓練
- (ウ) 礼式規律訓練
- (エ) 消防戦術
- (オ) 警備救助活動

#### イ その他の消防団が行うもの

- (ア) 通報訓練



- (イ) ポンプ操法
  - (ウ) 消火訓練
  - (I) 避難訓練
- (4) 避難救助訓練
- 避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防などの防火訓練その他の災害防護活動とあわせ、又は単独で、避難救助訓練を実施します。
- なお、学校、診療所、医院、社会福祉施設、工場、事業所、宿泊施設などにおいて、収容者などの人命保護のため特に避難についての施設を整備し、各事業所などで作成する消防計画に基づき訓練を実施します。訓練に当たっては、必要に応じ警察、消防など関係機関の協力を得て行います。
- (5) 非常招集訓練
- 災害対策活動の従事者が、有事に際し短時間に参集し、災害対策に対処できるようその体制を整えることを目的に行います。
- なお、訓練計画策定に当たっては、次の点に留意します。
- ア 平素における非常招集措置の整備
- (ア) 招集対象者の住所、居所及び連絡方法など
  - (イ) 招集の区分
  - (ウ) 招集命令伝達、示達要領
  - (I) 非常招集の命令簿、非常招集記録簿
  - (オ) 非常招集の業務分担、配置要領
  - (カ) 待機命令の基準
  - (キ) その他非常招集のために必要とする事務処理
- イ 非常招集命令の伝達・示達
- 災害の緊急性から、最も早く到着する方法を講ずべきものであり、加入電話、無線放送、略電報及び口頭による伝達も迅速正確を期することとします。
- ウ 集合の方法
- 第一義的には、迅速に行うべきものでありますが、訓練においては、通常の通路が崩壊などにより交通不可能などの被害を想定して実施する必要があります。
- エ 点検
- 訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておきます。
- (ア) 伝達方法、内容の確認点検
  - (イ) 発受時間及び集合所要時間の確認点検
  - (ウ) 集合人員の確認点検
  - (I) その他必要事項の確認点検
- (6) その他防災に関する訓練

情報伝達訓練、非常通信訓練、救急医療訓練などが広域的に実施される場合は、積極的に参加し、必要な場合は町単独で行います。

(7) 訓練実施

ア	総合防災訓練	随 時
イ	水防訓練	”
ウ	消防訓練	”
エ	避難救助訓練	”
オ	非常招集訓練	”
カ	その他の消防に関する訓練	必要の都度

## 第 23 節 防災教育

### 方針

いつやってくるかわからない災害に備え、大切な命を守り、できるだけ被害を減らし、万が一被害にあったときすぐに役立つ知識や行動などに関する防災教育に取り組みます。

#### 1 防災関係機関の職員が習熟すべき事項

(1) 防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、印刷物の配布などにより、次の事項の習熟に努めます。

- ア 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
- イ 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務
- ウ 各関係機関などとの連絡体制と情報活動
- エ 関係法令の運用
- オ 災害発生原因についての知識
- カ 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点など

(2) 町は、本計画を基本に、各種マニュアルを整備するなど、職員に対し災害時の各自の行動の周知徹底に努めます。

#### 2 防災上重要な施設の職員などに対する教育

(1) 防災上重要な施設における防災教育

町は、防災上重要な施設の災害予防責任者（施設管理者）に対し従業員などへの講習会や防災訓練などを通して防災意識を徹底するよう、指導に努めます。

(2) 防災関係機関における防災教育

町及び防災関係機関の災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会などを通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置などの周知徹底に努めます。

（注）「防災上重要な施設」とは、災害が発生するおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者（災害予防責任者）に対しては、災害対策基本法第 48 条により、防災訓練の実施が義務付けられています。

#### 3 学校における防災教育

(1) 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理を行います。

- ア 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議します。
- (ア) 避難所指定に関わる学校と町防災部局、自主防災組織との連携強化について
  - (イ) 学校防災計画策定に係る課題整理と調整について
  - (ウ) 地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について
  - (エ) 新たな防災教育実施上の課題の整理と調整について
- イ 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練などの充実を図ります。
- (2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童、生徒に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努めます。
- ア 学校防災体制の整備充実を図る。
- (ア) 災害発生時の初動体制の確立
  - (イ) 学校独自の「災害対応マニュアル」の作成
- イ 安全教育の充実を図る。
- (ア) 年間指導計画に基づく系統的、計画的な指導
  - (イ) 防災（避難）訓練の工夫による防災リテラシーの育成
- ウ 人間教育を原点とした防災教育を推進する。
- (ア) 防災教育副読本の活用
  - (イ) 防災学習の実践
- エ ボランティア教育を推進する。
- (ア) ボランティアの理念などについての学習機会の充実
  - (イ) 実践的活動の促進

# 第3章 応急対策計画

## 第1節 組織体制計画

### 方針

災害時において災害を防御し、又はその拡大を防止するために防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施します。

## 第1 組織及び体制

### 1 若桜町防災会議

若桜町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として若桜町防災会議が置かれています。

その組織及び所掌事務などは、次のとおりです。

#### (1) 組織

ア 会長（若桜町長）

イ 委員

(ア) 指定地方行政機関の職員の内から町長が任命する者

(イ) 鳥取県の知事の部内の職員の内から町長が任命する者

(ウ) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(エ) 町長が部内の職員の内から指名する者

(オ) 教育長

(カ) 消防団長

(キ) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員の内から、町長が任命する者

#### (2) 所掌事務

ア 若桜町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること

イ 若桜町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること

ウ 若桜町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、町並びに関係指定地方行政機関、県、関係公共機関及び関係地方公共機関相互間の連絡調整を図ること

エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること

オ その他法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務に関すること

#### (3) 若桜町防災会議委員などの状況

若桜町防災会議を構成する委員及び関係機関の状況は若桜町防災会議条例（昭和39年若桜町条例第371号）の規定に示すとおりです。

#### (4) 若桜町防災会議の運営

若桜町防災会議条例の定めるところとします。

## 2 若桜町災害警戒本部

災害警戒本部に設置については、第2章第1節3を参照

## 3 若桜町災害対策本部

### (1) 若桜町災害対策本部の設置

若桜町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において総合的な防災活動の推進を図るため必要があると認めるとき、町長は、若桜町災害対策本部条例に基づき、若桜町災害対策本部を設置します。

なお、本部未設置の場合においても町長が必要があると認めるときは、本部設置に準じて災害対策事務を行います。ただし、町長が不在の場合は副町長、副町長が不在の場合には教育長、教育長が不在の場合は総務課長、総務課長が不在の場合その場における最高責任者が本部設置など必要な災害対策を行います。

### (2) 本部設置の基準

防災活動を推進するためとるべき体制は次の基準によります。

なお職員は動員の指示がなくてもテレビ、ラジオなどで直ちに状況を把握し自主的に配備につくこととします。

本部体制	配 備 基 準	本 部 体 制				
		町長	副町長 教育長	各課 長など	事 務 局	
						総務課長
災害警戒本部	第2配備体制の基準	登庁（税務課・出納室・教育委員会除く）			登 庁	
災害対策本部	第3配備体制の基準	登 庁				

### (3) 廃止の基準

本部は、概ね次の基準により町長が廃止します。

ア 当該災害に係る災害の予防及び応急対策が概ね終了したと認めるとき

イ 予想された災害に係る危険がなくなったと認めるとき

### (4) 本部の設置及び廃止の公表

本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次の関係機関に公表すると共に、庁内及び住民に対し、電話、IP告知端末（テレビ電話）、防災行政無線放送その他の確・迅速な方法で周知します。

公表先	方法	担当
鳥取県 郡家警察署 防災会議構成機関 隣接の市町村長 町の関係機関 報道機関 鳥取県東部広域行政管理組合 消防局 住民・一般	電話 電話、連絡員 電話、口頭 電話 口頭、電話、防災行政無線、IP告知端末 (テレビ電話) 口頭、文書、電話 口頭、電話 口頭、電話、防災行政無線、IP告知端末	総務課

(5) 本部の組織

本部に本部長（町長）、副本部長（副町長）を置くほか、本部会議及び対策部を組織します。なお、事務局は本部に置きます。

（本部の組織体制図第2章 第1節参照）

本部は災害対策の推進にあたり、関係組織を一元化し、円滑な運用を図り、町防災会議と緊密な連絡を取り合い災害予防及び災害応急対策を実施します。

(6) 本部の設置

ア 本部は若桜町役場に置きます。ただし、特別の事情があるときは、本部長が定めるところに置くことができます。

イ 本部には、本部の所在を明確にするため「若桜町災害対策本部」の標識を掲げます。

(7) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長（町長）、副本部長（副町長）及び本部員（各対策課長）によって構成し、災害対策の基本的な事項について協議します。

イ 本部会議の開催

(ア) 本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集します。

(イ) 本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を事務局長（総務課長）に申し出ます。

ウ 本部会議の協議事項

(ア) 本部の配備体制に関すること

(イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること

(ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること

(エ) その他災害対策に関する重要事項に関すること

エ 協議事項の実施

本部会議の決定事項については、担当対策部長は他の関係対策部長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図ります。

才 本部会議の庶務

本部会議の庶務は、総務課が担当します。



(9) 本部の事務分担

本部は次の事務分担によって、災害対策の実施にあたります。

班名	部長	班の構成	事務分担
総務班 (事務局)	総務課長	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策の総合企画に関する事</li> <li>2 防災会議に関する事</li> <li>3 本部事務局に関する事</li> <li>4 本部会議に関する事</li> <li>5 各班との連絡調整に関する事</li> <li>6 町消防団との連絡調整に関する事</li> <li>7 県その他防災関係機関に対する連絡に関する事</li> <li>8 県その他防災関係機関に対する被害状況などの報告に関する事</li> <li>9 本部員の動員に関する事</li> <li>10 自衛隊、警察、県、隣接市町村などに対する応援出動(派遣)要請に関する事</li> <li>11 国、県などの災害地視察に関する事</li> <li>12 各班からの災害情報の収集及び被害状況の取りまとめに関する事</li> <li>13 気象に関する情報の収集と伝達に関する事</li> <li>14 災害対策記録、写真などの整備に関する事</li> <li>15 災害情報、被害状況、災害対策活動などの広報及び庁内放送に関する事</li> <li>16 電話並びに防災行政無線の送受信に関する事</li> <li>17 災害に対するアマチュア無線に関する事</li> <li>18 配車計画及び車両の確保に関する事</li> <li>19 災害時における物資の調達に関する事</li> <li>20 公務災害補償に関する事</li> <li>21 被災職員に対する給付その他福利厚生に関する事</li> </ol>
総務班	税務課長	税務課 固定資産係 賦課徴収係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災納税者の調査及び減免などの措置に関する事</li> <li>2 被災家屋の調査及び報告に関する事</li> <li>3 必要に応じて各班の応援にあたる事</li> </ol>
	議会事務局長	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における町議会の運営に関する事</li> <li>2 必要に応じて各班の応援などにあたる事</li> </ol>
財務班	総務課長	総務課 財政係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な財政措置に関する事</li> <li>2 町有財産の保全及び被害調査に関する事</li> </ol>
	ふるさと創生課長	ふるさと創生課 企画創生係 情報交通係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の事務局の所掌事務のうち、次に掲げる業務の補助に関する事</li> <li>2 災害の応急対策に係る総合企画及び連絡調整に関する事</li> </ol>
	会計管理者	出納室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に係る町費の出納に関する事</li> <li>2 災害に係る物品の購入契約に関する事</li> </ol>

産業班	にぎわい創出課長	商工観光係 氷ノ山グリーンエコリゾート推進係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光施設・商工業関係の被害調査、報告及び必要な対策に関すること</li> <li>2 被災商工業者に対する融資に関すること</li> <li>3 災害対策のための労務者の確保及び災害に関連した失業者の対策に関すること</li> <li>4 その他応急商工対策に関すること</li> <li>5 災害時における観光客の避難、救助等安全対策に関すること</li> <li>6 必要に応じて各班の応援にあたること</li> </ol>
町民班	町民福祉課長	町民福祉課 福祉環境係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法による救助計画及びその実施に関すること</li> <li>2 一般り災者の被害状況の取りまとめに関すること</li> <li>3 社会福祉施設などの被害調査並びに必要な対策に関すること</li> <li>4 避難所の開設、その維持管理及び避難者の誘導並びに炊き出しなどによる避難者の援護に関すること</li> <li>5 日本赤十字社衛生班など応急救助に関する部外機関との連絡に関すること</li> <li>6 被災者に対する生活保護に関すること</li> <li>7 義援金品の収配に関すること</li> <li>8 その他被災地における民生安定に関すること</li> <li>9 被災者の捜索、救助に関すること</li> <li>10 障害物の除去に関すること</li> <li>11 食料以外の生活必需物資の確保及び配分に関すること</li> <li>12 家屋の浸水被害の取りまとめに関すること</li> <li>13 ボランティアに関すること</li> </ol>
		町民福祉課 保健センター 包括支援センター 窓口サービス係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健衛生施設並びに医療機関の被害調査、報告及び必要な対策に関すること</li> <li>2 災害時の医療、助産、埋葬に関すること</li> <li>3 環境衛生、食品衛生の指導及び劇毒物の安全対策に関すること</li> <li>4 防疫に関すること</li> <li>5 飲料水の確保及び供給に関すること</li> <li>6 医薬品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること</li> <li>7 清掃及び死亡獣畜の処理に関すること</li> <li>8 その他応急衛生対策に関すること</li> </ol>
		町民福祉課 こども園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 こども園の被害調査、報告及び必要な対策に関すること</li> <li>2 幼児の避難及び安全送致に関すること</li> <li>3 地域住民の避難などに利用される場合の必要な措置に関すること</li> <li>4 必要に応じて各対策部の応援にあたること</li> </ol>

農林建設課長 農林建設班	農業推進室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地、農作物及び農業用施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること</li> <li>2 農作物被害に対する技術的指導に関すること</li> <li>3 農作物の防疫に関すること</li> <li>4 災害用食料の確保及び配分に関すること</li> <li>5 被災農家の災害融資に関すること</li> <li>6 災害地における農作物種苗及び生産資材などの斡旋に関すること</li> <li>7 その他の応急農業対策及び他班に属さないこと</li> <li>8 牧野、牧野施設及び家畜、家畜施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること</li> <li>9 家畜の防疫に関すること</li> <li>10 家畜飼料及び飼料作物種子の調査、斡旋に関すること</li> <li>11 被災農家の災害融資に関すること</li> </ol>
	林業・シビエ・再生エネルギー推進室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 林産物、林道、林業用施設及び治山施設などの被害調査、報告並びに必要な対策に関すること</li> <li>2 林産物被害に対する技術的指導に関すること</li> <li>3 貯水、流木の災害対策に関すること</li> <li>4 災害用木材の調達及び払下げに関すること</li> <li>5 災害地における林業種苗及び生産資材などの斡旋に関すること</li> <li>6 被災林業家の災害融資に関すること</li> </ol>
	地域整備係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設及び町内施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること</li> <li>2 道路交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制に関すること</li> <li>3 避難所、応急仮設住宅などの建設に関すること</li> <li>4 その他の応急土木対策及び他班に属さないこと</li> </ol>
	上下水道・住宅・地籍推進室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防活動の総括に関すること</li> <li>2 上水道、簡易水道、終末処理場などの被害調査及び必要な対策に関すること</li> <li>3 建設機械及び建設資材の調達に関すること</li> <li>4 公営住宅など建築物の被害調査、報告及び必要な対策に関すること</li> <li>5 建築資材の調達及び斡旋に関すること</li> </ol>

教育班	教育委員会事務局次長	教育委員会事務局 総務学校教育係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること</li> <li>2 児童・生徒の避難に関すること</li> <li>3 教科書、学用品などの調達及び配分に関すること</li> </ol>
		教育委員会事務局 生涯学習係 公民館 人権同和政策室 ふれあい交流センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること</li> <li>2 災害復旧活動に協力する婦人団体、青年団体の連絡に関すること</li> <li>3 災害時の文化財の保護に関すること</li> <li>4 地域住民の避難救助などに利用される場合の必要な措置に関すること</li> </ol>
		給食センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校給食施設、設備の被害調査、報告及び必要な対策に関すること</li> <li>2 災害時の学校給食に関すること</li> <li>3 避難場所への炊き出しなどに関すること</li> </ol>

消防班	消防団長	消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>第1分団</li> <li>第2分団</li> <li>第3分団</li> <li>第4分団</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防に関すること</li> <li>2 水防活動に関すること</li> <li>3 町内巡回警戒に関すること</li> <li>4 その他本部長が指示する災害応急対策に関すること</li> </ol>
-----	------	-----	--	---

## 第2 配備及び動員

### 1 配備計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、次の基準により防災活動を推進する体制をとります。

本部	配備体制		配備基準	警戒・被害の状況	任 務
	注意準備体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>気象に関する注意報が発表され、災害の発生が予想される事態まで時間的余裕のある場合</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集・伝達</li> <li>関係機関への情報連絡</li> <li>被害予想及び対応策の検討</li> <li>準備体制への移行</li> </ul>
	警戒体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象に関する警戒報が発表され、災害の発生が予想されるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の冠水・小規模土砂災害の発生が予想される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集・伝達</li> <li>危険箇所の巡視</li> <li>住民等からの通報に基づく現地確認及び対応措置</li> <li>警戒体制への移行準備</li> </ul>
警戒本部	警戒体制	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風が接近するなど嚴重な警戒が必要なとき</li> <li>相当規模の災害が予想されるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住家の浸水・土砂災害の発生が予想される</li> <li>住民が自主的避難を開始する</li> <li>避難準備等の避難を促す必要が生じたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒活動</li> <li>情報の収集・伝達</li> <li>住民の自主的避難の支援</li> <li>災害対策本部設置準備</li> </ul>
災害対策本部	非常体制	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別警報が発表されたとき</li> <li>台風や集中豪雨等により被害の発生がほぼ確実であるとき</li> <li>町内全域でなくても、甚大な被害の発生が発生したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告・指示を行うとき</li> <li>人的被害が発生したとき</li> <li>町内全域に及ぶ災害が発生したとき</li> <li>全庁的な緊急対策が必要になったとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告・避難指示等</li> <li>避難所の開設・運営</li> <li>被災者の救助・救出</li> <li>災害応急対策のすべての活動</li> </ul>

(備考) 1 上記の基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、町長が必要と認めたとき。

2 水防本部の配備体制は、若桜町水防計画の定めるところによります。

3 注意準備体制は、町担当課内においての配備体制とします。

### 2 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次の動員計画により動員を行います。

#### (1) 職員の動員計画

課	配備動員構成			防災連絡責任者		連絡方法
	第一配備	第二配備	第三配備	正	副	
総務課	○	○	全員	総務課長	参事	電話・口頭
ふるさと創生課		○	全員	ふるさと創生課長	課長補佐	電話・口頭
税務課		※	全員	税務課長	課長補佐	電話・口頭
町民福祉課	※	○	全員	町民福祉課長	参事	電話・口頭
にぎわい創出課		○	全員	にぎわい創出課長	課長補佐	電話・口頭
農林建設課	○	○	全員	農林建設課長	参事	電話・口頭
出納室		※	全員	会計管理者		電話・口頭
議会事務局		○	全員	議会事務局長		電話・口頭
教育委員会		※	全員	教育委員会事務局次長	次長補佐	電話・口頭

○第一配備・第二配備の※印は、状況により参集することとします。

○防災連絡責任者（副）については、各課長等の次席とします。

## ア 職員数の増減

各課長は必要と認める範囲内において総務課長と協議のうえ動員数を適宜増減することができます。なお、各課長は、あらかじめ職員の内から、配備要員を指名しておきます。

## イ 防災連絡責任者の任命及び責務

(ア) 各課ごとに防災業務連絡の責任者を確定

(イ) 防災連絡責任者の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報指示などの発受に関する連絡

(ロ) 防災連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨を総務課長まで届出

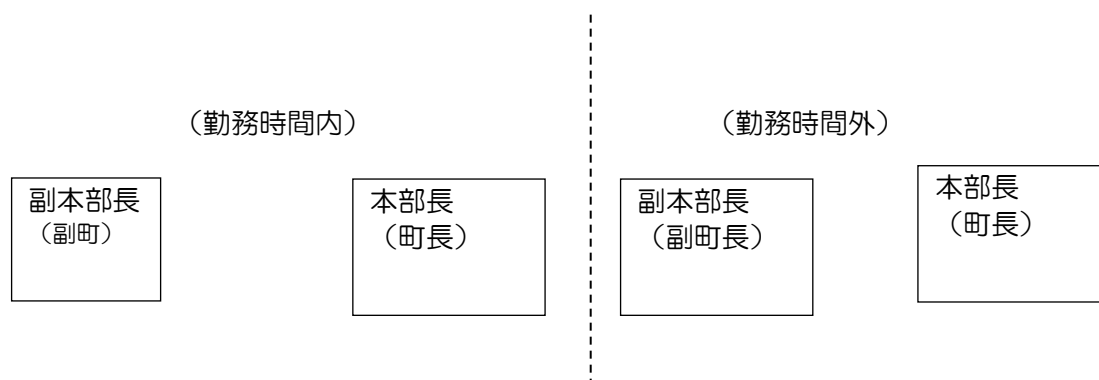
## (2) 消防団の動員計画

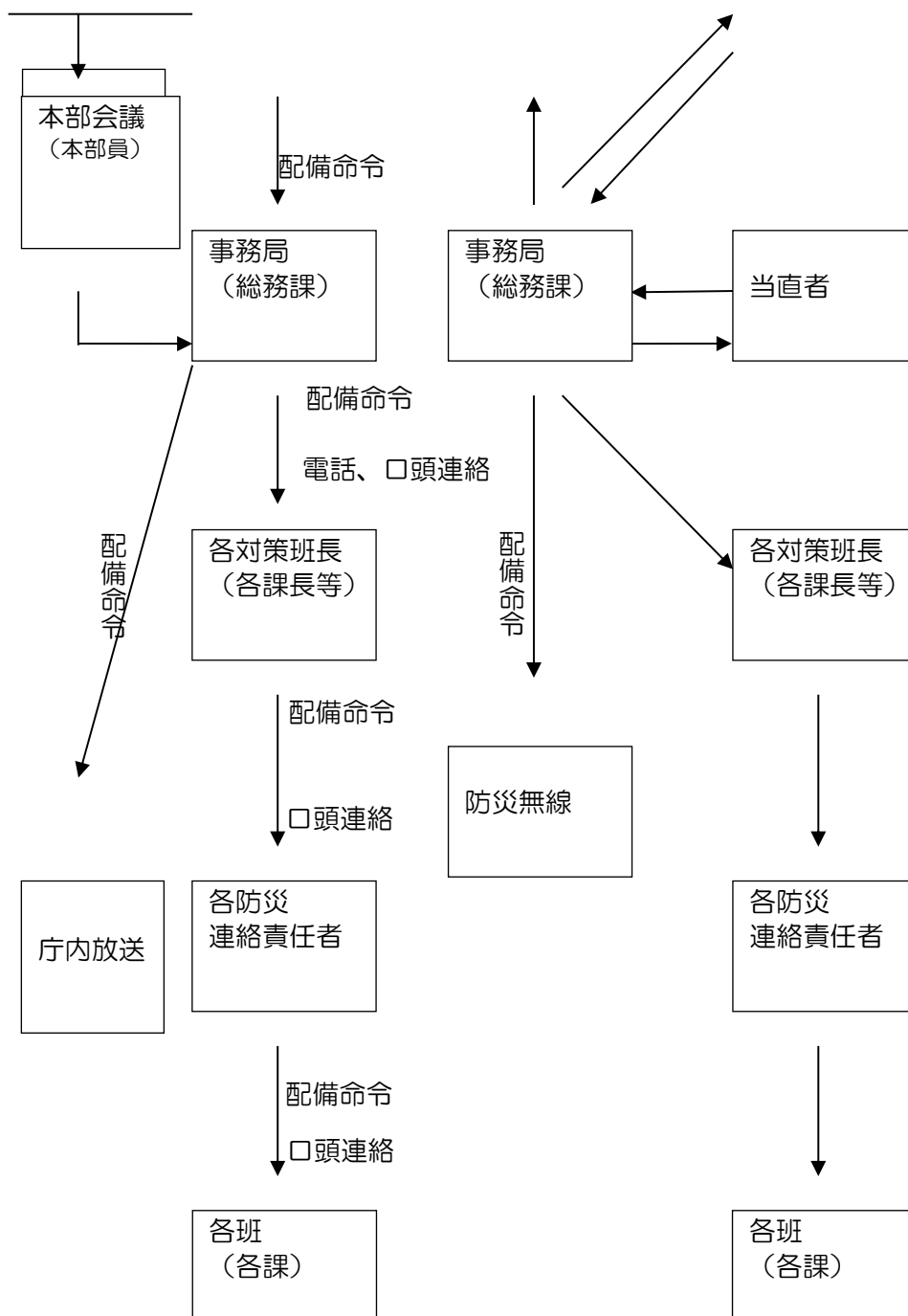
消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とし、災害の態様、災害応急対策状況などに応じて、本部長（町長）は消防団長に命令することがあります。

## (3) 動員配備などの伝達系統及び方法

職員の動員配備は、次の系統で伝達しますが、防災連絡責任者は平素から関係者に対する連絡方法などを考慮しておくこととします。

なお、勤務時間外の動員指示については、電話によるものを第1とし、その他については迅速かつ的確な方法により行いますが防災無線を使用する場合があります。





(4) 職員の待機

職員は、常に気象情報などに注意し、その状況に応じ防災連絡責任者からの連絡を待

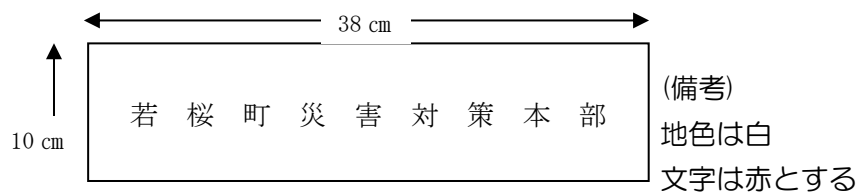


たず、積極的に登庁するよう心がけます。

## (5) 標識

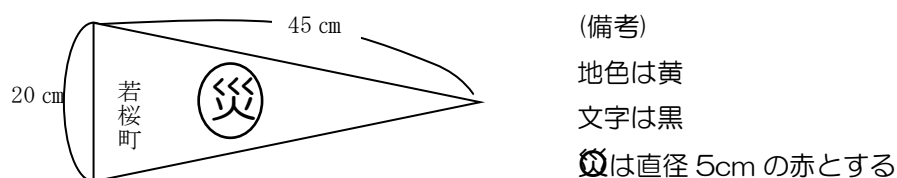
### ア 腕章

災害時において防災活動に従事するときは、規則などにおいて別段の定めがある場合のほかは、次の腕章を帯用します。



### イ 標旗

災害時において使用する町本部の車両には、規則などにより別段の定めがある場合のほかは、次の標旗を帯用します。



## 第3 職員派遣

### 1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者などの動員については本部長（町長）が行います。

### 2 労務者などの確保

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保については、次の措置により行います。

- (1) 各対策部の常備労務者及び関係業者などの労務者の動員
- (2) ハローワーク鳥取などの斡旋供給による労務者の動員
- (3) 関係機関の応援派遣による技術者などの動員
- (4) 緊急時などにおける従事命令などによる労務者などの強制動員

### 3 労務者などの雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇用し災害応急対策にあたります。

(1) 雇用手続

各対策本部が労務者を必要とする場合、次の事項を明示し商工対策部を通じて、関係機関に依頼し雇用します。

- ア 雇用の理由
- イ 所要職種別人員
- ウ 作業内容
- エ 雇用期間
- オ 就労場所
- カ 賃金の額
- キ 労務者の輸送方法
- ク その他必要な事項

(2) 賃金の支払い

賃金の基準については、原則として同地域における同種の職種に支払われる額を基準とし、災害の特殊事情を考慮のうえ本部長（町長）が決定します。

その支払いについては各対策部が負担し、日々作業終了後現地で支払います。

#### 4 労務者などの応援要請

町内での動員では労務者が不足する場合は、次の事項を明示し、県あるいは隣接町村に応援の要請を行います。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 所要職種別人員数
- (3) 作業内容
- (4) 作業期間
- (5) 就労場所
- (6) 賃金の額
- (7) その他必要な事項

#### 5 知事及び防災関係機関に対する職員の派遣要請

災害応急対策に必要な技術者などの確保が困難な場合は、知事及び防災関係機関に対し次の事項を明示し、技術者などの応援派遣あるいは斡旋の要請を行います。

(1) 指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続き

本部長（町長）が、指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書で要請します。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 知事に対する職員の斡旋要求手続き

本部長（町長）が、知事に対して指定地方行政機関、他の市町村の職員派遣の派遣斡旋要求をする場合は、次の事項を記載した文書で要求します。

- ア 派遣の斡旋を求める理由
- イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

## 6 従事命令などによる労務者などの強制動員

(1) 災害応急対策のための緊急に必要な場合には、各法律に基づく強制命令により労務者の確保を図ります。

各法律に基づく命令の種類、執行者などは次のとおりです。

命令区分	執行者	根拠法律	対象作業	対象者
従事命令	知事	災対法第71条第1項	災害応急対策事業	1 災対法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策及び救助作業）
//	町長	// 第2項	〔災害救助法に基づく救助を除く応急措置〕	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師
協力命令	知事	災対法第71条第1項		(2) 保健師、助産師又は看護師
//	町長	災対法第71条第2項	災害救助作業	(3) 土木技術者又は建築技術者
従事命令	知事	災害救助法第24条	〔災害救助法に基づく救助〕	(4) 大工、左官、とび職
協力命令	//	災害救助法第25条		(5) 土木業者、建築業者及びこれらの従業者
従事命令	町長	災対法第65条第1項	災害応急対策作業（全般）	(6) 自動車運送業者及びその従業者
//	警察官	// 第2項		2 災対法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策及び救助作業）救助を要する者及び近隣の者
//	消防吏員	消防法第29条	消防作業	町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
//	消防団員	第5項		火災の現場付近にある者
従事命令	水防管理者（町長）	水防法第17条	水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
//	水防団長			

命令区分	執 行 者	根拠法律	対象作業	対 象 者
II	消防機関の 長			

(2) 従事命令などの執行

- ア 従事命令などの執行に際しては、必要最少限度による。
- イ 従事命令などの執行に際しては、法令などに定める令書を交付します。

(3) 損害補償

従事命令又は協力命令によって災害応急対策に従事し、そのことによって死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者又はその遺族などに対しては次の各法律に基づき損害補償を行います。

- ア 消防法 第 36 条の 3
- イ 災害救助法 第 29 条
- ウ 水防法 第 34 条
- エ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和 27 年法律第 245 号）
- オ 災対法に基づく 「災害応急措置の業務に従事した者などに係る損害補償に関する条例」（昭和 40 年 3 月 26 日鳥取県条例第 7 号）

7 労務供給に伴う記録

労務者の動員、職員の派遣及び従事命令などにより応急対策要員を確保したときは、資料編第 3 章資料 3 により正確に記録します。

## 第2節 情報通信広報計画

### 方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、気象注意報及び警報等災害関係情報を迅速的確に伝達し、被害の軽減及び防止を図ります。

### 第1 気象情報の伝達

#### 1 気象警報などの種類及び発表基準

##### (1) 気象警報などの種類及び発表基準

鳥取地方気象台が発表する注意報及び警報の種類並びに発表基準は、次のとおりです。

#### ア 注意報

種類	発表基準	
強風注意報	強風によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で 12m/s 以上と予想される場合	
風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で 12m/s 以上と予想される場合（雪を伴う）	
大雨注意報	大雨によって災害に起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次のいずれか以上と予想される場合	
	雨量基準 (mm)	土壌雨量指数基準
	1 時間雨量=40	93
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12 時間の降雪の深さが 25cm 以上と予想される場合	
雪崩注意報	雪崩によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 積雪が 30cm 以上あり、降雪の深さが 40cm 以上になると予想される場合 又は山沿の積雪が 60cm 以上あり、次のいずれかになると予想される場合 1. 最高気温 8℃以上 2. かなりの降雨	
濃霧注意報	濃霧によって交通機関に著しい支障が生じるおそれがある場合 視程が陸上 100m 以下が予想される場合	
雷注意報	落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合	

種類	発表基準	
乾燥注意報	空気が乾燥し、被災の危険が大きいと予想される場合 最少湿度が40%以下で実効湿度が65%以下が予想される場合	
着雪注意報	着雪によって、通信線や送電線等に被害を受けるおそれがあると予想される場合 気温-2℃～2℃の条件下で12時間降雪の深さ25cm以上が予想される場合	
霜注意報	10月31日までの早霜及び4月1日以降の晩霜等により農作物に著しい被害を受けるおそれがあると予想される場合 最低気温3℃以下が予想される場合	
低温注意報	低温によって農作物又は、水道管や道路の凍結等に著しい被害が予想される場合 最低気温が-4℃以下、ただし、山間部では-6℃以下になると予想される場合	
地面現象注意報	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合（標題を出さないで、気象注意報に含めて行う）	
浸水注意報	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合（標題を出さないで、気象注意報に含めて行う）	
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には雨量が次のいずれか以上と予想される場合	
	雨量基準 (mm)	流域雨量基準
	1時間雨量=40	八東川流域 22.5

## イ 警報

種類	発表基準		
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で20m/s以上と予想される場合	
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で20m/s以上と予想される場合（雪を伴う）	
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次のいずれか以上と予想される場合	
		雨量基準 (mm)	土壌雨量指数基準
	1時間雨量=60	118	
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 12時間の降雪の深さが40cm以上と予想される場合		

地面現象警報	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合（標題を出さないで、気象警報に含めて行う）		
浸水警報	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合（標題を出さないで、気象警報に含めて行う）		
洪水警報	雨量基準（mm）	流域雨量基準	複合基準
	1時間雨量=60	八東川流域 28.2	表面雨量指数 10,流域雨量指数 28.2 の組み合わせ

- (注) 1.注意報・警報の発表は二次細分区域（市町村等）の単位による  
2.大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。  
3.基準の数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係から決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

#### ウ 特別警報発表基準

特別警報名		発表基準
気象特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨等により数十年（50年）に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 48時間降水量 372ミリ、3時間降水量 121ミリ 土壌雨量指数 227
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 <50年に一度の積雪深> 鳥取 107cm 智頭 113cm 等
地震動特別警報		地震動による著しく重大な災害の警告。発生した断層運動による地震動に限る。緊急地震速報として発表されている。
火山現象特別警報		噴火、降灰などによる著しく重大な災害の警告。現在は噴火警報のみが運用されている。
地面現象特別警報		大雨、大雪等に伴う山崩れ、地滑り等による著しく重大な災害の

	警告。実務上は他の警報に付随し、独立して発表されることはない。
--	---------------------------------

- (注) 1 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。
- 2 48時間降水量、3時間降水量、土壌雨量指数いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- 3 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の地村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

## (2) 気象情報

気象情報は、注意報・警報・特別警報と組み合わせて有機的に活用することによって防災効果を格段に高める機能を有しており、その機能は次の2つの機能に大別される。

### ア アラーム的機能

注意報・警報・特別警報を発表するには時期尚早であるが、注意報・警報・特別警報に相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関・報道機関あるいは公衆に伝達することが防災上非常に有効であると判断される場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風シナリオ等）。

### イ 補完的機能

注意報・警報・特別警報文では十分に説明できなかった重要な気象現象の状態や防災上の注意事項等を具体的に説明するために発表する気象情報、あるいは注意報・警報・特別警報の解除に際し、後遺症的災害が発生する可能性の有無について言及する場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風情報、大雨情報等）。

## (3) 記録的短時間大雨情報

大雨警報を発表して警戒を呼びかけている最中に、数年に一度しか現れないような1時間雨量が観測されたとき、重大な災害に結びつく場合が多いことから、「ある地域で記録的な大雨が降っている」という趣旨で発表され、より一層の警戒を喚起するものである。

ア 発表官署 鳥取地方気象台

イ 発表基準 1時間雨量 90mm 以上

## (4) 指定河川洪水予報

風水害等対策編第3章「水防計画」を参照。

## (5) 土砂災害警報情報

ア 鳥取地方気象台及び県は、大雨警報中において、大雨による土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判断し、土砂災害の危険度が高まり厳重な警戒を市町村等へ呼びかける必要があると認められる場合には、両者協議の上、共同で土砂災害軽快情報を市町村単位で発表しま



す。その際、市町村は、住民への情報の伝達について特に留意することとされています。

イ 県は、土砂災害警戒情報を補足する危険度情報等を、インターネット等で市町村や地域住民に迅速に提供することとされています。

対象とする土砂災害	土砂流及び集中的に発生する山崩れ、がけ崩れ
発表単位	市町村ごと（鳥取市は「鳥取市北部」と「鳥取市南部」に分割、伯耆町は「伯耆町岸本地域」と「伯耆町溝口地域」に分割）
発表	大雨警報発表後に実況値及び数時間先までの降雨予測を基に作成した指標（60分積算雨量と土壌雨量指数を組み合わせたもの）が発表基準に達した場合 ※なお、地震により地盤のゆるみが生じた場合等は、必要に応じ「鳥取県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき発表基準を引き下げるものとする。
解除	実況値が発表基準を下回りかつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合及び警戒基準を下回らないが無降雨状態が長時間続いている場合
発表対象市町村	鳥取県内 19 市町村のうち、対象とする土砂災害が発生するおそれのある 17 市町村（境港市及び日吉津村以外の市町村）

#### (6) 竜巻注意情報

鳥取地方気象台は、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況にあるとき、雷注意報を補足する情報として、竜巻注意情報を発表する。

発表官署	鳥取県気象台
発表単位	鳥取県
発表条件	観測結果及び指標による総合判断で、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況と判断したとき
情報の有効期間	発表時刻から約 1 時間後（継続が必要な場合は、改めて情報を発表）

#### (7) 注意報・警報の発表・解除及び気象情報の発表

ア 注意報・警報の発表・解除及び気象情報の発表は、鳥取地方気象台が行う。ただし、鳥取地方気象台が甚大な災害等により機能しない場合は、広島地方気象台が代行します。なお、気象情報のうち土砂災害警戒情報については、県（県土整備部）と鳥取地方気象台が共同して発表されます。

イ 二種以上の注意報又は警報を行った後において、これらのうちの一部の注意報事項又は警報事項を継続する必要がある場合は、その注意報又は警報を新たに行って切り替えるものとされています。

ウ 一種又は二種以上の注意報又は警報を行った後において、これらの全部若し

くは一部の注意報事項又は警報事項を継続するとともに、新たに注意報事項又は警報事項を追加する必要がある場合は、継続するものとを併せて二種以上の注意報又は警報を新たに行って

切り替えるものとされています。

## 2 注意報・警報及び気象情報の地域細分

### (1) 注意報・警報の発表

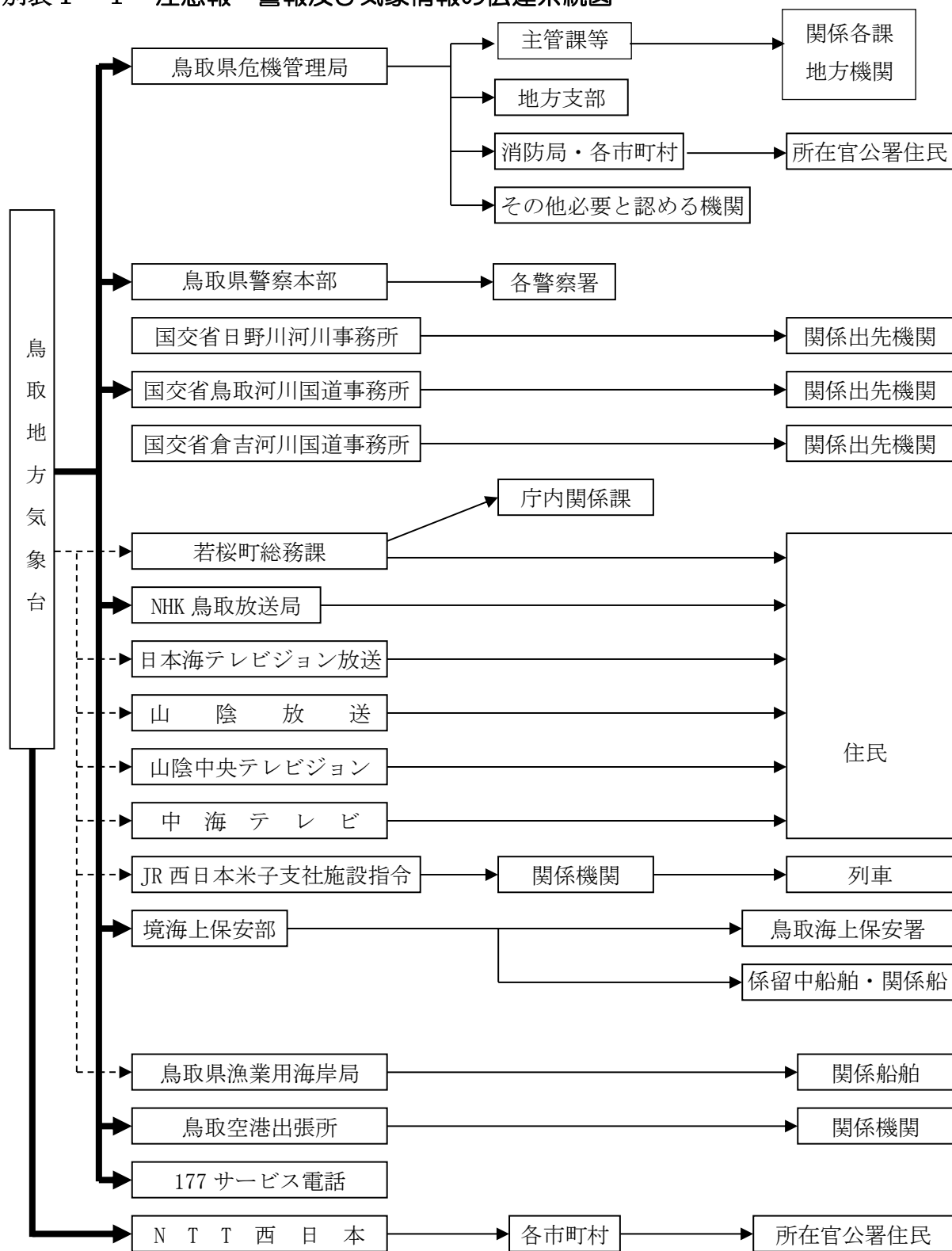
注意報・警報は市町村ごとに発表する。ただし、発表する情報量が多くなることから地域を完結に表示する目的で「府県予報」「一次細分区域」「市町村等をまとめた地域」を用いる場合があります。

一次細分区分	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村等）
東部	鳥取地区	鳥取市北部（鳥取市南部の区域を除く区域）、岩美町
	八頭地区	鳥取市南部（鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町） 若桜町、智頭町、八頭町
中・西部	倉吉地区	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
	米子地区	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町
	日野地区	日南町、日野町、江府町

## 3 注意報・警報・特別警報及び気象情報等の伝達系統

注意報・警報・特別警報及び気象情報等の伝達系統は別表1-1及び1-2のとおりとする。

別表1-1 注意報・警報及び気象情報の伝達系統図



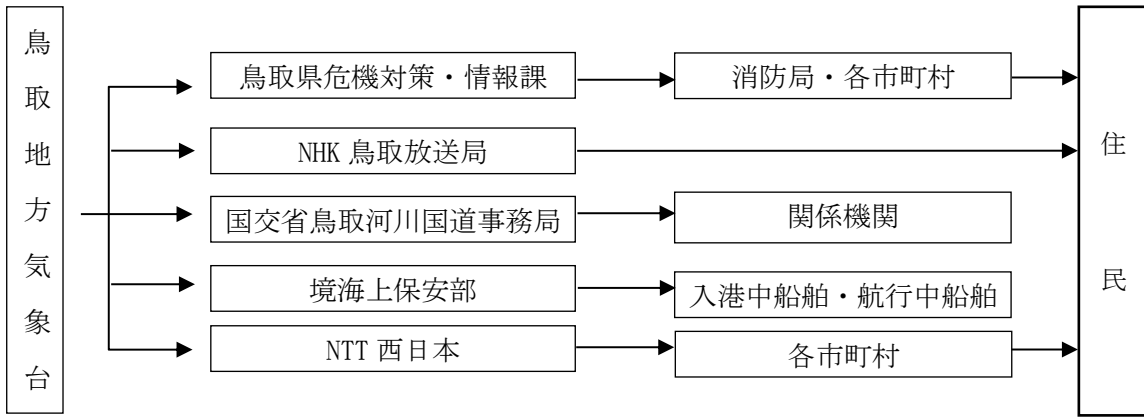
(備考)

1 「＝：二重線」は専用線等での接続、「…：破線」はインターネット接続を表す。

2 気象業務法第15条による警報の伝達の追加的な補助的経路として、県、市町村等、防災上重要な機関に対しては伝達先からの申請により、インターネットによる防災情報提供を行う。

3 太い矢印の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を表す。

## 気象警報の伝達系統図（通常の伝達が行えない場合の住民への伝達）



（備考）通常の伝達が行えない場合は、加入FAX、防災行政無線、使送等適切な手段により通知する。

## 4 気象警報等の伝達方法

気象警報等の警報の受信体制、伝達系統及び住民に伝達する場合の伝達方法は、次のとおりとする。なお、火災警報及び水防警報は、別に定められています。

### (1) 気象警報等の受信体制

ア 気象台等から通報される気象警報等は、常時総務課において受信します。なお、休日、夜間等の勤務時間外の気象警報等の受信は、当直が直ちに総務課長にその旨を伝達するものとします。

イ 総務課は、気象警報等を受信したときは、直ちに町長（町本部設置後は本部長）、副町長（町本部設置後は副本部長）に連絡し、その指示を受けるとともに、必要に応じて、(2)の伝達系統及び伝達方法により、町の各機関、消防機関及び防災関係機関等並びに住民に伝達するものとします。

### (2) 気象警報等の伝達系統及び伝達方法

ア 気象警告等を受信した後の町の各機関、消防機関及び防災関係機関等への伝達系統並びに住民に広く伝達します。

イ 町は、気象警報等を住民に伝達する場合は、防災行政無線、IP告知端末（テレビ電話）等により伝達に努めるとともに、防災機関、報道機関、防災関係機関等の協力を得て、迅速かつ的確に住民に周知を図ります。協力依頼を受けた消防機関、報道機関、防災関係機関等は、有線放送施設、広報車、サイレン、鐘、口頭等の手段を講じ、より迅速かつ的確に住民に伝達することに努めます。これらの協力体制は、あらかじめ消防機関、報道機関、防災関係機関等と協議し、連絡体制を確保して置くように努めます。

## 5 水防警報の伝達系統

水防法16条の規定に基づき発表される水防警報の伝達系等々は、第3章水防計画に記述します。

## 6 土砂災害発生の危険性に関する情報の伝達

### (1) 土砂災害の前兆現象などの情報伝達

- ア 県又は住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに周辺住民への情報伝達を行う。
- イ 町又は県（県土整備事務所・総合事務所県土整備局）に情報が入った場合は、県及び町で情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を実施する。
- ウ 町は、必要に応じて避難勧告等を発令する。

## 7 異常現象発見時における措置

### (1) 異常現象の種別

- ア 竜巻 農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- イ 強い降ひょう 農作物等に被害を与える程度以上のもの
- ウ なだれ 建造物又は交通等に被害をあたえる程度以上のもの
- エ その他異常なもの

### (2) 通報手続き

- ア 異常現象を発見した者は、速やかに町長、警察署又は消防署に通報する。
- イ 住民等から通報を受けた町は、直ちに次の機関に通報する。
  - (ア) 警察署・消防署
  - (イ) 鳥取地方气象台
  - (ウ) 鳥取県東部地域振興事務所東部振興課・八頭県土整備事務所
  - (エ) 当該災害に関係ある隣接町
  - (オ) その他必要と認める関係機関

## 8 火災気象通報の伝達

鳥取県地方における火災気象通報は、鳥取地方气象台が県（危機対策・情報課）に通報する。

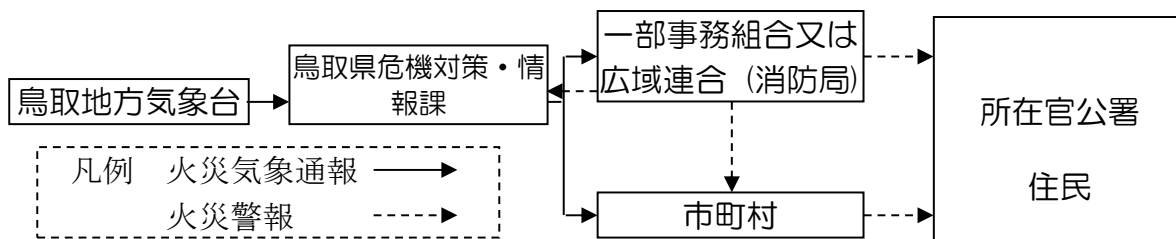
県は、鳥取地方气象台からの通報を受けたときは、直ちにこれを各一部事務組合又は広域連合並びに各市町村に対し通報する。

### 【火災気象通報の通報基準（気象官署予報業務規則第 60 条）】

種類	発表基準
火災気象通報	気象官署において、実効湿度 60%以下で、最少湿度 40%を下がり、最大風速が 7 m/s を超える見込みのとき。 平均風速 10m/s 以上の風が、1 時間以上連続して吹く見込みのとき。 (ただし、降雨、降雪時は通報しないこともある。)

## 9 火災警報の発令

- (1) 一部事務組合の管理者又は広域連合長は、前項の火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。
- (2) 火災警報の発令は、自ら又は市町村の防災行政無線等を通じて周知する。
- (3) 火災気象通報及び火災警報等の伝達系等は、次のとおりである。



(4) 火災警報の発令中、その区域にあるものは、火災予防条例に定めるところにより次のとおり、火の使用を制限される。

- ア 山林・原野等において火入れをしないこと。
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- オ 残火（たばこの吸い殻を含む。）取灰又は火の粉を始末すること。
- カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

## 10 気象情報等に基づく対応等

町は、警報・注意報及び気象情報等が発表されたときは、住民への伝達に努めると共に、危険性を勘案して避難勧告等の発令を行うものとする。特別警報が発表されたときは、直ちに住民へ周知するための措置をとるとともに、重大な災害の危険性が著しく高まっていることを勘案して避難勧告等の発令を行うものとする。

## 11 雨量、水位などの収集計画

雨量、水位などの情報については、国、県及びその出先機関、気象台、建設省河川情報、あるいは隣接市町村の協力を得て、観測記録の収集に努め、関係のある河川の状況を把握します。雨量計及び水位計などが現在のところ設置されていないため、今後災害が予想される地区においては、必要に応じ設置を検討します。

## 第2 災害情報の収集及び伝達

### 1 被害状況などの調査及び収集

被害状況の把握及び災害応急対策の実施状況などの調査及び収集に当たっては、原則として各対策部が直接収集します。

ただし、やむを得ない場合は総務班（事務局）長を通じ消防署長（消防団長）に依頼できることとします。収集及び報告系統は次図のとおりで、その取りまとめは総務班（事務局）が行います。

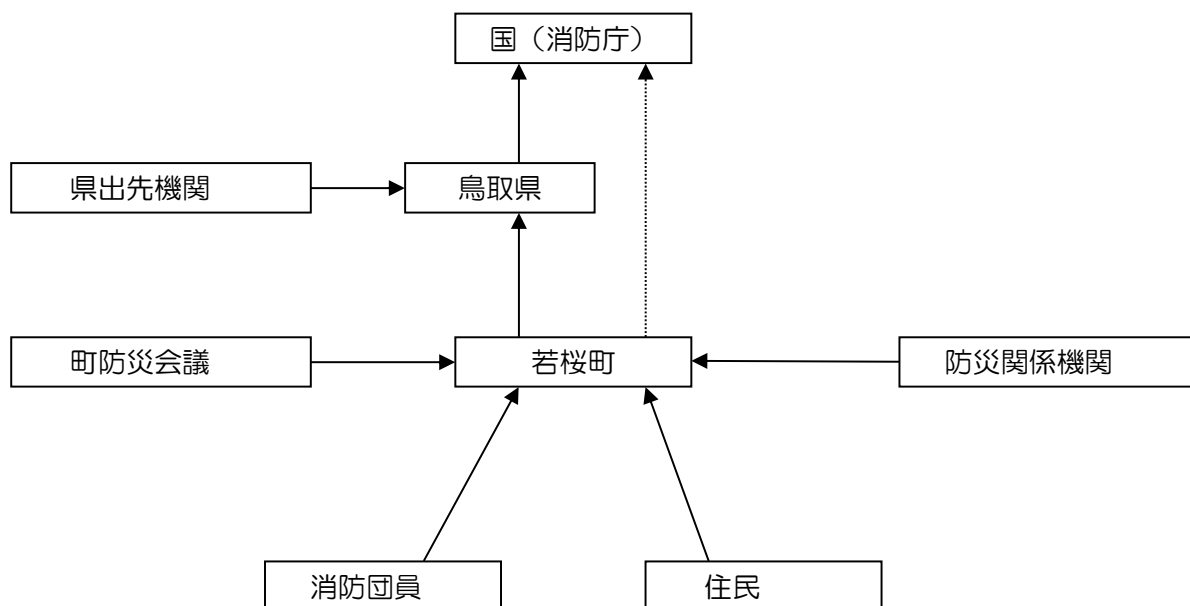
なお、この計画では総括的報告の処理について定め、各課における各種被害報告の処理は、関係法令などによる報告制度によります。

### 2 県及び関係機関への被害状況の報告

1によって取りまとめた被害状況などを鳥取県地域防災計画に定めるところにより県に報告するとともに、必要なときは、その他の防災関係機関に通報します。

県への報告は、事務局が危機管理局（県本部事務局）に行い、消防防災課に報告することができない場合の被害状況などの報告は、国（消防庁）に行います。

消防庁連絡先（NTT回線）  
TEL 03-5574-0119  
FAX 03-5574-0139



### (1) 報告の種類及び時期

#### ア 速報

災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに県危機管理局（県本部事務局）へ電話、防災行政無線又は電報により報告します。

#### イ 中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を毎日 10 時、4 時の 2 回報告します。

なお、報告回数及び時間については、県と協議のうえ変更することができます。

#### ウ 確定報告

当該災害に係る被害などの最終調査を終了したときは、速やかに文書をもって報告します。

### (2) 報告事項及び報告様式

被害状況などの報告事項及び報告様式については、資料編第 3 章資料 7 のとおりです。

### 3 町における被害状況などの収集報告

各対策部長は、本章第 1 節「組織体制計画」の事務分担に従い、被害状況を収集し総務班（事務局）に報告します。報告に当たっては、災害現場の写真を可能な限り撮影し、添付することとします。

報告の種類及び報告様式は、次のとおりです。

## (1) 報告の種類

### ア 速報

各対策部は災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況、その措置方法などを報告する。総務班（事務局）はこれを速やかに取りまとめ、県及び町防災会議、関係機関などに報告するとともに、その写しを各対策部に配布します。

### イ 中間報告

各対策部は、被害状況及びその措置の概要を毎日9時及び3時現在で取りまとめ、報告します。

総務班（事務局）はこれを取りまとめのうえ、県及び町防災会議、関係機関などに報告するとともに、その写しを各対策部に配布します。

なお、報告回数及び時間については、総務班（事務局）と協議のうえ変更することができます。

### ウ 確定報告

各対策部は当該災害にかかる被害などの最終調査を終了したのち、速やかに報告します。

総務班（事務局）はこれを取りまとめのうえ、県及び町防災会議、関係機関などに報告するとともに、その写しを各対策部に配布します。

## (2) 報告事項及び報告様式

被害状況などの報告事項及び報告様式は、資料編第3章資料1，2及び7のとおりです。

## 第3 広報・広聴

### 1 実施責任者

情報班は、各対策部から報告のあった被害状況などを中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関、各種団体及び施設などにも情報の提供を求め、次の関係機関に対し広報活動を行います。

対象機関	方法
報道機関	口頭、文書、電話
各関係機関	電話、広報車、無線放送
一般住民、被災者	広報車、防災行政無線、IP告知端末（テレビ電話）
庁内各課	庁内放送、防災行政無線
その他必要とするもの	状況に応じて判断

### 2 広報資料の収集

#### (1) 災害資料

通常は、本章第2節「通信情報広報計画」によりますが、必要により被災現地に調査員を派遣し収集に努めるほか、各関係機関などにおいても積極的に協力することとします。



## (2) 災害写真

大規模又は特異な災害若しくは長期間にわたり日常生活に影響する災害が発生した場合などの写真は、各関係機関で積極的に収集するとともに、住民の撮影した写真にも留意することとします。

## 3 広報事項

各機関に発表する事項は、次のとおりです。

### (1) 災害対策本部の設置又は廃止

### (2) 災害の状況

ア 災害の種別及び発生日時

イ 災害発生場所

ウ 被害状況及び規模

### (3) 災害応急対策の実施状況

### (4) 写真などによる災害現地の状況

### (5) 住民に対する避難の勧告、指示の実施状況

### (6) 一般住民及び被災者に対する協力要請並びに注意事項の徹底

### (7) その他必要な事項

## 4 広報の方法

### (1) 報道関係に対するもの

報道機関への発表に際しては報道する事項について本部会議に諮ったうえ、本部長（町長）、副本部長（副町長）あるいは総務班長又は本部長から特に指名された者が発表します。

発表の時期については適宜行いますが、時期などについてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て行います。

### (2) 各関係機関に対するもの

特に必要がある場合、地域内の公共的機関、各種団体及び重要な施設の管理者などに対し災害情報を連絡します。

### (3) 一般住民、被災者に対するもの

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行などの状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報します。

また、平成22年度に整備した全国瞬時警報システム（J-ALERT）からの緊急情報は、自動的に防災無線により速やかに住民に伝達されます。

#### J-ALERT（全国瞬時警報システム）

緊急地震速報など、対処に時間的余裕がない事態が発生した場合に通信衛星を用いて情報を送信し、同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム

(4) 庁内各課

災害情報及び被害状況などを一般職員にも周知させるとともに、必要に応じ各対策部に対して措置すべき事項及び伝達事項についても連絡します。

5 災害発生前の広報

災害が発生するおそれがある場合、災害の規模、動向、今後の予想などを検討し、これに対処するため、被害の防止などに必要な注意事項を取りまとめ、必要な関係機関及び一般住民に周知します。

## 第4 通信の確立

### 1 加入電話又は電報の優先利用

(1) 通話、通信内容

天災、地震その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる非常通話及び非常電報については、他の通話及び電報に先だって接続及び伝送、配達を行います。

ア 気象機関相互間で行う気象に関する報告又は警報

イ 水防機関相互間で行う災害に関する報告若しくは警報又は予防のため緊急を要する事項

ウ 消防機関又は災害救助機関相互間で行う災害の予防、救援で緊急を要する事項

エ 輸送の確保に直接関係ある機関相互間で行う交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保のため緊急を要する事項

オ 通信の確保に直接関係ある機関相互間で行う通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項

カ 電力供給の確保に直接関係ある機関相互間で行う電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項

キ 警察機関相互間で行う秩序維持のため緊急を要する事項

ク 災害に関する異常現象発見者が、災害関係機関に通報するもの

(2) 非常通話及び非常電報の取扱い

ア 非常通話

あらかじめ電話取扱局の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則としますが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話によります。

通話を請求するときは「非常」の旨及びその必要な理由を電話取扱局に申し出ることとします。

イ 非常電報

通信するときは「非常」と朱書します。

### 2 その他の専用通信設備の利用

町長が行う警報の伝達及び警告並びに応急措置の実施に必要な通信で緊急通信を必要とする場合に、上記の通信システムを利用することが不可能なとき、又は著しい遅延など特別な理由により利用困難なときには、各機関が設置する通信設備等を利用します。

### **3 非常無線通信の利用**

災害その他諸種の事由により、有線通信及び防災行政無線の利用が困難な場合には「中国地区非常無線通信協議会」加入の各機関が設置している無線局を利用します。

### **4 放送機関に対する放送要請**

町長は、災対法第 57 条の規定に基づき災害が発生し、又は発生するおそれのある場合について、その通信のため特別の必要があるときは、知事を通じ放送機関に対し放送を行うことを求めます。

## 第3節 防災関係機関の連携推進

### 方針

大規模災害により著しい被害が発生した場合において、町内外の防災関係機関の応援を求め、災害応急対策の推進を図り、必要な資機材の現況把握、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施します。

### 第1 応援活動の調整

#### 1 実施担当機関 本部総務対策班（総務課）

#### 2 要請に関する事項

町は、次の事項を可能な限り明らかにして要請します。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を必要とする理由
- (3) 援助を必要とする物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段及び経路
- (4) 援助を必要とする人員の活動内容、職種、人員、要請場所、派遣の期間及び交通手段
- (5) その他要請措置内容、要請場所及び期間等

#### ア その他の応援要請

長期にわたる職員の派遣の要請又は派遣は、地方自治法第252条の17の規定により、また、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第30条第1項の規定によることとします。

#### (ア) 県に対する応援要請

- a 市長からの知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
- b 市町相互間の応援に対する必要な指示、調整（災害対策基本法第72条）
- c 町長の事務の代行（町が事務を出来ない状態にある場合）

#### (イ) 他の市町長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事にあっせんについては、災害対策基本法第29条から第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定によることとします。

## 第2 資機材の調達及び受援

### 1 実施責任者

町及び町内の建設業者などが保有する建設機械などの現況把握及び調達は、本部長（町長）が行います。

### 2 現況把握

町及び町内の建設業者などが保有する建設機械などの現況を把握するため若桜町建設業協会からの情報提供を求め、情報交換を図ります。

### 3 緊急使用のための調達

一時的には町保有のものを利用しますが、機械力が不足することが予想される場合は、建設業者などの保存する建設機械などの借上げを行います。

このため、あらかじめ借上げ順位、手段及び費用負担などについても建設業者などと協議しておきます。

### 4 応援要請

町だけで建設機械の充分なる確保が不十分な場合は、県あるいは他の市町村に次の事項を明示し、応援の要請を行います。

なお、その状況によっては自衛隊の災害派遣要請（本節第5「自衛隊災害派遣要請」参照）も考慮します。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 機械の種別、性能、台数
- (3) 作業内容
- (4) 就労予定期間（時間）
- (5) 運転操作員の有無
- (6) その他必要な事項

## 第3 自治体の広域応援

### 1 災害発生時の町への応援及び応援の要請

- (1) 応援の種類
- (2) 応援要請の方法
- (3) 緊急を要する場合の自主応援

### 2 連携備蓄の応援

## 第4 消防活動

### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合には、実施責任者は知事が行いますが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が行います。

ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請します。

## 2 救出の方法

救出活動は、消防機関を主体にした救出班を編成し、救出に必要な車両その他の資機材を準備して、それぞれの状況に応じた救出作業を行います。

## 3 関係機関などへの要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため消防機関又は一般協力者の動員のみでは救出困難な事態の場合は、県、警察、隣接市町村に次の事項を明示し協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣（本節第5）について知事に要請します。

- (1) 協力日時
- (2) 集合場所
- (3) 協力人員
- (4) 搜索範囲
- (5) 搜索予定期間
- (6) 携行品
- (7) その他必要となる事項

## 4 警察との連絡

り災者の救出に当たっては、特に警察に連絡し協力を要請するとともに町、消防機関、郡家警察署の3者は常に緊密な連携のもとに救出にあたります。

## 5 救出活動に伴う記録

救出活動を実施した場合、その要した費用などについて災害救助法施行細則で定める資料編第3章の様式により正確に記録します。

## 6 災害救助法による救出の実施

### (1) 救出を受ける者

ア 災害のため現に生命・身体が危険な状態にある者

- (ア) 火災の際に火中にとり残されたような状態にある者
- (イ) 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような状態にある者
- (ウ) 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点にとり残されたような状態にある者
- (エ) 地滑り、崖崩れなどにより生き埋めになったような状態にある者

イ 災害のため生死不明の状態にある者

- (ア) 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
- (イ) 行方はわかっているが、生命があるかどうか明らかでない者

### (2) 救出の実施期間

災害発生の日から3日以内とします。ただし特別基準として、災害の状況により、知事に申請し厚生労働大臣の承認を得て救出期間を延長することができます。

### (3) 救出のための費用

#### ア 費用の範囲

##### (ア) 借上費

舟艇その他救出に必要な機械器具の直接搜索及び救出に使用した期間中の借上費

##### (イ) 修繕費

救出のため使用（借り上げ使用を含む。）した機械器具の修繕費

##### (ウ) 燃料費

燃料器具を使用する場合のガソリン若しくは石油、搜索若しくは救出作業を行う場合の照明用の灯油又は救出した者をそ生させるために必要な採暖用燃料などの代金

#### イ 国庫負担の対象となる限度

上記アの経費の実費

## 第5 自衛隊の災害派遣要請

### 1 実施責任者

災害派遣要請は、本部長（町長）が知事に対して行いますが、町長不在の場合には副町長、副町長不在の場合は教育長、教育長不在の場合は総務課長、総務課長が不在の場合にはその場における最高責任者が要請を行います。

ただし、緊急時若しくは県知事への連絡が不能な場合は、本部長が直接部隊へ災害の状況を報告し、事後知事へ報告します。

### 2 災害派遣要請基準

部隊などの災害派遣要請に当たっては、人命救助及び財産の保護のために行い、概ね次の基準のとおりです。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 町内で大規模の災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (5) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

なお、予防のための派遣については災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、事情によりやむを得ないと当該部隊などが判断したときのみ行われます。

また、応急対策の措置については緊急度の高い公共的なもので最小限の応急措置のみを行い、その後の一般的な措置は行われません。

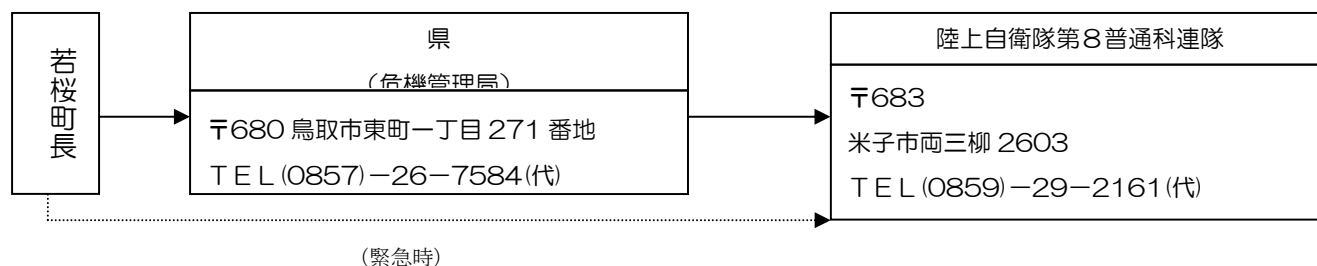
### 3 災害派遣の要請手続き

- (1) 本部長（町長）は、災害派遣を必要とするときは、資料編第3章資料9に定める部隊などの災害派遣要請申請書により、知事（危機管理局）に部隊などの派遣要請をします。

ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話などで通知し、事後速やかに申請書を提出しなければなりません。

なお、災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認めるときは、県知事の要請あるいは自衛隊単独の判断で部隊などを派遣することができます。

## (2) 災害派遣要請手続き系統



## 4 部隊などの活動内容

派遣された部隊などは、主として人命又は財産の保護のため本部長（町長）と緊密に連絡、協力して、以下の支援行動を行います。

- 人命の救助
- 消防・水防
- 救護物資の輸送
- 道路又は水路の応急啓開
- 応急の医療
- 防疫
- 給水
- 入浴の支援

また、災害地の整理、復旧などをすべて行うものではなく、概ね次の基準により活動を行います。

- (1) 部隊などの活動は、人命救助を第一義的に行います。
- (2) 部隊などは、緊急度の高い施設などの最小限の応急復旧のみを行い、その後の一般的な復旧は行いません。
- (3) 部隊などの活動は、公共的な施設などの応急復旧作業に従事し、個人的な整理、復旧作業は行いません。

## 5 部隊などの受入れ措置

### (1) 受入れ準備の設立

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置します。

#### ア 宿泊所などの準備

派遣部隊などの宿泊所あるいは野営施設、車両、機材などの保管場所の準備

#### イ 連絡責任者の指名

本部長（町長）は連絡責任者を指名し、派遣部隊など及び県から派遣された職員と



の連絡にあたらせ、部隊などの活動に支障をきたさないようにします。

#### ウ 作業計画の樹立

応援を求める作業の内容、所要人員、応急措置に必要な資機材の確保その他必要事項について作業計画をたて、派遣部隊など到着後速やかに作業開始ができ得る体制を整えておきます。

応急措置に必要な資機材は、例えば次のようなものです。

- (ア) 器具類 スコップ、ツルハシなど土木工具
- (イ) 設備類 夜間照明設備、給水用水そう又はドラム缶、ポリエチレン容器など
- (ウ) 資材類 金網、鉄線、カスガイ、かます、麻袋、木杭、標識資材など

#### (2) 派遣部隊など到着後の措置

派遣部隊などが到着した場合、連絡責任者は派遣部隊などを目的地に誘導するとともに、派遣部隊などの責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な措置をとります。

なお、作業に当たっては、地元住民が積極的に協力するよう指導します。

### 6 費用の負担区分

災害派遣に際し要した経費の負担区分は、次のとおりとします。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、町及び自衛隊が協議して、その都度決定します。

- (1) 町及び県は災害予防、災害応急対策及び災害復旧などに必要な資機材、施設の借上料及び損料、入浴料、消耗品、電気、水道、くみ取り及び通信に関する経費並びにその他の経費を負担します。
- (2) 自衛隊は、露營、給食、装備、機材及び被服に関する経費並びに災害地への往復などに要する経費を負担します。

### 7 派遣部隊などの撤収

本部長（町長）は派遣の必要がなくなると認めるときは、資料編第3章資料10に定める部隊などの撤収要請申請書により知事に派遣部隊などの撤収要請を申請します。ただし、文書による報告に日時を要するときは電話などで要請し、その後文書を提出します。

なお、知事あるいは部隊自らの判断で派遣の必要がなくなると認める場合は撤収することがあります。

### 8 派遣部隊などに関する報告

本部長（町長）は派遣部隊など到着後、次の事項について知事あて報告するとともにその後についても部隊などの活動状況を逐次知事に報告します。また、部隊などが撤収した後速やかに報告書によって知事に報告します。

- (1) 派遣部隊などの長の官職氏名
- (2) 隊員数
- (3) 到着日時
- (4) 従事している作業の内容及び進捗状況
- (5) その他参考となる事項

## 9 自衛隊航空機が行う災害活動に対する諸準備

### (1) 災害地における空中偵察機に対する信号

記号を使用して信号を送る方法についてはいろいろありますが、次の場合以外は状況により、その都度規制して航空機から通信筒（通信文を入れたもの）などを投下し空対地の連絡を実施します。

- ア 病人が発生し救助を必要とする場合－赤旗
- イ 食料が欠乏し救助を必要とする場合－黄旗
- ウ その他緊急に救助を必要とする場合－白旗

### (2) ヘリコプター発着場の設定

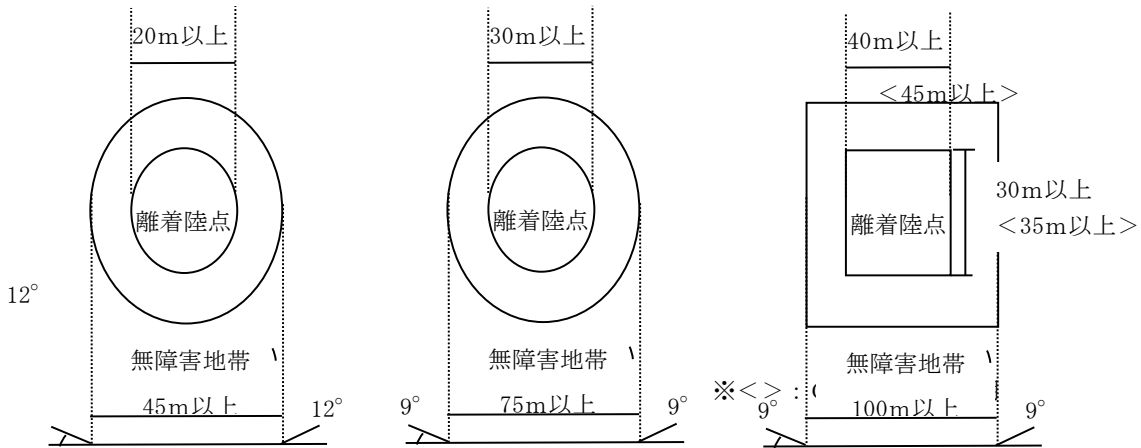
ア ヘリコプターの離着陸のための適地としては次のとおりです。

- (ア) 地盤が堅固で平坦地（こう配 $4^{\circ}$ ～ $5^{\circ}$ 以下）であること。
  - (イ) 無障害地帯（基準カ項）
  - (ウ) 回転翼の回転によってあまり砂じんなどが舞い上がらない場所
  - (エ) 大型（CH-47）離着陸場の設定地は、コンクリート・芝地で、250m以内に天幕など飛ばされる物がないこと。
  - (オ) 積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪又は、踏み固めるなどの準備が必要
  - (カ) 単機着陸のために必要な広さ

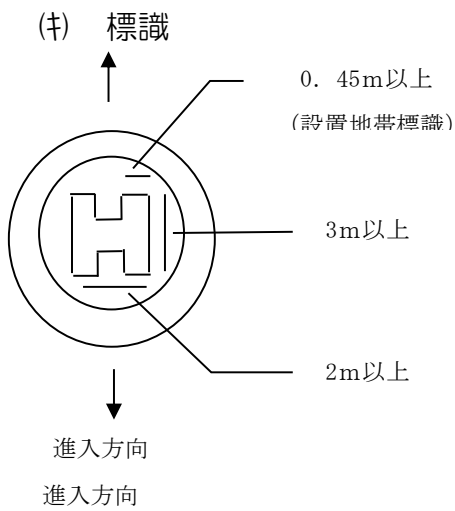
小型(OH-6)

中型(UH-1H  
及びUH-60J)

大型(V-107  
及びCH-47J)



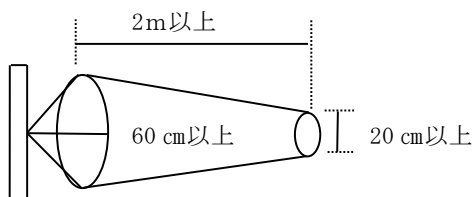
- 離着陸点とは、安全で容易に接地できるように準備された地点
- 無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域



半径 2m 以上で石灰標示

積雪時は墨等で明瞭に標示

(ク) 吹き流し (風向指示器)



色は背景と反対色

大きさは基準であり

緊急の場合は異なってもよい

イ 危険防止の留意事項

- (ア) 離着陸時は、風圧などによる危険防止のため、子どもなどを接近させないこと。
- (イ) 着陸点付近に物品など異物を放置しないこと。
- (ウ) 現地に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること。

## 第4節 避難対策計画

### 方針

災害時における町長などが行う避難の指示、勧告等の基準及び要領を定めて危険区域内の住民及び滞在者等を適切に避難させ、人的被害の軽減を図ります。

### 第1 避難の実施

#### 1 実施責任者

災害による避難の勧告、指示などについてはそれぞれの法律に基づき次の者が行いますが、町長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施します。

なお、若桜学園の児童・生徒の集団避難は、町長などの避難措置によるほか、町教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の指示により、学校長が実施します。ただし、緊急を要する場合、学校長は、教育長の指示を待つことなく実施できます。

指示などの区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
勧告	町長	災対法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	避難のための立ち退きの勧告 (知事に報告)
指示	町長	災対法第60	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示 (知事に報告)
	警察官	災対法第61条	災害全般について	1 同上において町長が指示できないと認めるとき。 2 同上において町長から要求があったとき。	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示 (知事に通知)

指示などの区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
	知事(その命を受けた県職員、水防管理者(町長))	水防法(昭和24年法律第139号)第22条	洪水について	洪水により危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域内的の居住者に避難のための立ち退きを指示(水防管理者(町長)のときは、当該区域を所轄する警察署長に通知)
	知事(その命を受けた職員)	地すべりなど防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき。	同上(当該区域を所轄する警察署長に通知)
	警察官	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合。	関係者に警告を発し、管理を命ずるなど、また危害を受けるおそれのある者を避難させる。(公安委員会に報告)
	自衛官	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条	災害全般について	同上的場合において警察官がその場にはいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が準用されるとき。	関係者に警告を発し、管理を命ずるなど、また危害を受けるおそれのある者を避難させる。(公安委員会に報告)

指示などの区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
立入制限 退去命令	町長	災対法第63条第1項	災害全般について	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき。	災害応急対策従事者以外の者の立入制限禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官	災対法第63条第2項	災害全般について	同上の場合において 1 町長又は委任を受けた町の吏員が現場にいないとき。 2 町長が要求したとき。	同上（町長に通知）
	水防団長 水防団員 消防吏員	水防法第14条第1項	洪水について	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき。	区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法第14条第2項	洪水について	同上の場合において水防団長などが現場にいないとき、又は水防団長などの要求があったとき。	同上（町長に通知）
	消防吏員 消防団員 警察官	消防法第28条第1項	火災について	火災について消防警戒区域を設定したとき。	同上（町長に通知）
立入制限退去命令 火気使用禁止	消防長 消防署長 警察署長	消防法第23条の2第1項	ガス、火薬危険物の漏えい、飛散、流出について	火災の発生のおそれがあり、又は発生した場合に人命及び財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき。	区域への立入禁止制限又は区域からの退去命令及び区域内の火気使用禁止

## 2 避難勧告、指示の区分

### (1) 事前避難

警報などが発令され、若しくは災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に事前の避難準備あるいは事前に安全な場所へ避難させる必要があるとき。

## (2) 緊急避難

地震など事前避難のいとまがない場合又は雪崩、火災、洪水、地すべりなどにより危険が目前に切迫していると判断され、所定の安全場所へ緊急に避難させる必要があるとき。

## (3) 収容避難

現に利用している避難場所が危険となり、他の安全な場所へ緊急避難する、又は救出者を安全な場所へ避難させる必要があるとき。なお、避難に際しては輸送用の車両を用意するなどあらゆる手段を講じて収容避難させること。

### 3 避難の勧告、指示の基準

避難勧告等の発令基準に基づき、町長が発令します。

地域内の地域条件、各種災害の想定に基づく危険区域の状況などを消防団員からの巡視報告に応じて適宜措置しますが、一般的な例示としては次のような事態を考えることができます。

- (1) 気象台から大雨、洪水などの災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断される時。
- (2) 防災関係機関から大雨、洪水などの災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断される時。
- (3) 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれのある時。
- (4) 河川の上流地域が水害を受け下流地域に危険がある時。
- (5) 地すべりあるいは雪崩により著しい危険が切迫していると認められる時。
- (6) 大規模な火災で拡大するおそれがある時。
- (7) 大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがある時。
- (8) 有毒ガスの流失など突発的事故が発生した時。

### 4 避難の勧告、指示の伝達及び報告

#### (1) 関係住民への伝達

##### ア 伝達方法

町長は避難の勧告、指示を迅速かつ確実に次の最も適当な方法により関係住民に対しその旨伝達します。

- (ア) 避難の勧告、指示の関係世帯に対して周知徹底を図るため、防災行政無線、IP告知端末（テレビ電話）により伝達します。
- (イ) 日本放送協会その他民間放送局に対して避難の勧告、指示を行った旨を通報します。
- (ロ) 関係住民に伝達すべき事項を提示し、放送など協力を依頼します。  
なお、この場合事情の許す限り県（危機管理局）を經由して行います。
- (ハ) 町、郡家警察署、消防機関などの広報車により巡回を行います。
- (ニ) 緊急避難を要する異常事態の場合に避難の勧告、指示の関係世帯に対して完全に



周知徹底を図るため、必要により消防団員などが戸別訪問により伝達します。

(オ) その他警鐘、サイレンなどをならして伝達、周知させます。

#### イ 伝達事項

(ア) 区域の範囲

(イ) 想定される危険の種類

(ウ) 避難場所

(エ) 避難場所に至る避難路

(オ) 避難の勧告、指示などの伝達方法

(カ) 避難場所にある設備、物資など及び避難場所において行われる救護の措置など

(キ) 避難に際しての注意事項

a 戸締り及び火の始末

b 家屋の補強、家財道具の安全場所への移動

c 食糧、水筒、タオル、ティッシュ、簡単な着替え、救急用品、懐中電灯、携帯ラジオなど、必要最小限度の物品の携行

d 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具の携行

(2) 避難の指示などについての留意すべき事項

町長は、町における災害の発生状況、危険箇所などの調査を行い、避難の勧告及び指示を発する場合の伝達方法などをあらかじめ講じます。

(3) 県に対する報告

町長は避難の勧告、指示を行ったときは、次の事項を直ちに県（危機管理局）に報告します。

ア 避難の勧告、指示の別

イ 勧告、指示を行った者

ウ 勧告、指示を行った日時

エ 避難の理由

オ 避難の対象地区名、世帯数、人員

カ 避難先

(4) 関係機関への連絡

町長は避難の勧告、指示を行ったとき、又は警察官などからの勧告、指示を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じ次の関係機関に連絡し協力を求めます。

ア 鳥取県八頭総合事務所県民局長

イ 郡家警察署、町内駐在所

ウ 避難予定の施設の管理者など

エ 隣接市町村

オ 八頭消防署若桜出張所、町消防団

## 5 避難の勧告、指示の解除

町長は避難の勧告、指示のあった後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了

したと判断したとき、避難の勧告、指示の解除を行います。解除の伝達方法については避難の勧告、指示に準じて行います。

なお、町長以外の者が実施したのものについては、勧告などの状況をあらかじめ察知するよう努めるとともに、その解除についてもよく協議します。

## 6 避難所及び避難経路

### (1) 避難所及び避難経路

各地区別及び災害別避難所は、各自治会と協議のうえ指示した資料編第2章資料19のとおりです。

本町は、町内全域にわたり山間部の谷沿いに集落が点在しているため、避難所が急傾斜などの危険指定地域内及びその付近となっています。

このため、避難所が必ずしも安全な場所とは限らないので、各種災害など発生しそうな場合は、自治会、消防機関、警察及び役場などと迅速な判断のもと指定避難所以外の場所へ避難する場合があります。その場合、防災無線などを活用し、住民に対し周知を行います。

### (2) 避難の誘導

避難の誘導は町職員、警察官及び消防団員その他集落の長などが行います。

### (3) 避難所及び経路の表示

避難所及び経路を当該住民に徹底させるため機会あるごとに広報するほか、要所ごとに標札などにより標示するとともに避難経路マップの整備を図ります。

### (4) 避難の順位及び移送の方法

#### ア 避難の順位

(ア) 避難させる場合は老人、幼児、傷病者及び婦女子を優先します。

(イ) 災害の種別、災害発生の時期などを考慮し、客観的に判断して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するよう努めます。

#### イ 移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中の危険が予想される場合、あるいは診療所などの患者その他施設の老人、子どもの避難については車両、ロープなどの資機材を利用します。

#### ウ 老人、傷病者など災害弱者への対応措置

##### (ア) 独居老人

日本赤十字社奉仕団及び自治会長、地域住民などが訪問し、自家用車又は人力などで避難地へ誘導する。

##### (イ) 社会福祉施設利用者

必要により町有自動車（マイクロバス）及び定期バスなどを借り上げ、施設職員及び周辺住民の協力を得て避難地へ誘導します。

#### エ 知事及び隣接市町村への応援要請

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において処置できないときは、町長は、知事に避難者移送の要請をします。

なお、事態が緊迫しているときは、町は隣接市町村、郡家警察署などと連絡して実施します。

## 7 事業所、社会福祉施設、診療所などにおける避難対策

社会福祉施設、診療所、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の設置者又は管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実かつ安全に行うため、具体的な避難計画を立ててください。

又町長、消防機関、警察などと緊密な連絡を取り、災害に対処する体制を常に確立し、関係者に周知させめるとともに、出入者の避難のための行動を円滑、迅速に行えるよう措置しておいてください。

また、各施設ごとに次の事項を定め対策の万全を図るとともに最低年1回は、避難訓練を実施することとします。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難の指示などの伝達方法
- (4) 避難誘導責任者及び補助者
- (5) 避難誘導の要領及び措置
- (6) 避難に際しての携行品

## 8 学校などにおける避難計画

こども園及び学校における幼児、児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施します。

### (1) 実施責任者

こども園においては町民班長、町内の小・中学校においては教育長が児童生徒等の集団避難計画を作成します。又学校長、園長に対し、学校、こども園の実情に適した具体的な避難計画を作成させます。

### (2) 実施要領

ア 教育長及び町民班長の避難の指示は、町長などの指示によるほか、安全性を考え早期に実施する。

イ 避難の指示などに際しては、災害の種別、災害発生の時期などを考慮し、危険のせまっている学校（こども園）から順次指示します。

ウ 児童・生徒などの避難順位は、低学年、疾ぺい障がい者などを優先して行います。

エ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において、児童・生徒などをその保護者のもとに誘導し、引き渡します。

### (3) 留意すべき事項

ア 教育長及び町民班長の学校（こども園）への通報、連絡は、迅速・確実に行われるよう連絡網を整備しておきます。

イ 学校長（園長）は、概ね次の事項を計画しておきます。

- (ア) 災害の種別、程度、場所に応じた避難指示などの伝達方法
- (イ) 避難場所の選定

- (ウ) 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者など
  - (イ) 災害種別に応じた児童・生徒などの携行品
- ウ 校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておきます。
- エ 児童・生徒などが家庭にある場合における連絡網を整備します。
- オ 学校長（園長）は、災害種別に応じた避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡体制について平素から全教職員へ理解を深めておきます。

## 9 土砂災害危険区域・浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び避難体制

### (1) 土砂災害危険区域・浸水想定区域内の要配慮者利用施設

溪流番号・箇所名	河川名	溪流名	住 所	施設名
(土石流危険箇所) I-1-1-12-63	三倉川	幟立谷	若桜町若桜 1247-1	地域福祉センター・ドリーミー 若ざくらふれあい作業所
			若桜町若桜 1238	特別養護老人ホームわかさあすなろ (浸水想定区域内の施設)
II-1-1-12-44	八東川	車堂谷川	若桜町浅井 289	若桜学園 小学校・中学校
(急傾斜地危険箇所) I-1298 若桜C			若桜町若桜 732-2	わかさこども園(保育園・幼稚園)

### (2) 避難確保計画の作成と報告

土砂災害防止法により土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられています。

また、作成した避難確保計画は、様式1により町長へ報告し、点検・指導を受けますこととなっています。(資料、避難確保計画参照)

### (3) 要配慮者利用施設に係る水防上上の義務

- ・ 町は施設所有者又は管理者へ洪水予報等の伝達方法を定めます。(水防法 15②)
- ・ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、訓練の実施と自衛水防組織を設置します。(水防法 15-3①⑤⑥)

## 第2 避難所の設置運営

### 1 避難所の設置

#### (1) 実施責任者

避難所の開設及び収容並びに収容者の保護は、災害救助法が適用された場合は知事が行いますが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合は本部長（町長）が行います。

また、島根原発災害発生時においては避難地域からの住民の受入れに努めます。

(2) 避難所開設

避難所開設に当たっては、第1の7の(1)の避難所を優先的に使用します。

(3) 避難所の仮設

避難所に適する施設のない地区又は避難所が使用不能となった場合あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、町長は早急に仮設避難所又は天幕を設営するなど応急の措置をとります。

(4) 避難所の実態把握

ア 連絡員の駐在

避難所を開設し、避難住民を収容したとき町民班長は、直ちに各避難所ごとに連絡員として所属職員を派遣し、駐在させ、避難住民の管理にあたらせます。

また、必要と認めるときは避難所の開設、管理、その他について消防団と協議のうえ連絡員に団員を委嘱することができます。

イ 避難状況及び本部との連絡

連絡員は、避難住民の実態を把握し、その保護にあたるとともに、絶えず本部と情報連絡を行います。

ウ 自治組織の確立

避難所の開設が長期間になることが予想される場合あるいは避難人員が多数にのぼる場合は、避難所の維持、管理あるいは運営などのための補助者として、避難住民からなる自治組織をつくり協力を得るように努めます。

(5) 報告及び記録

ア 県知事に対する報告

避難所を開設したときは、町長は次の事項について速やかに知事に報告するとともに後日文書をもって確定報告を行います。

なお、報告事項に変更があった場合は、その都度報告します。

(ア) 避難場所開設の日時

(イ) 場所及び施設名

(ウ) 収容状況及び収容人員

(エ) 開設期間の見込み

(6) 避難所開設に伴う記録

避難所を開設した場合、連絡員はその維持、管理などのための災害救助法で定める資料編第3章資料14の様式による正確な記録をします。

(7) 避難及び避難所開設の基準

避難所の開設については、次の基準のとおりとします。

ア 収容するり災者

(ア) 災害によって現に被害を受けた者

a 住家が被害を受け居住の場所を失った者

b 現実に被害を受けた者（例えば自己の住家被害とは無関係な地区内の宿泊者、通行人など）

(イ) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

#### イ 避難所開設の期間

災害の発生の日から7日以内を原則とします。ただし、災害救助法が適用され継続実施の必要がある場合は、開設期間中に知事あて期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得ることとします。

(8) 費用の限度

避難所設置のために支出する費用の限度は、災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）に規定された額以内とします。

## 第3 孤立発生時の応急対策

### 1 被害状況の把握

通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生などに係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされるおそれが生じます。

こうした場合には、以下の情報伝達手段を確保して対処します。

- 防災行政無線
- IP告知端末（テレビ電話）
- 消防無線
- 衛星携帯電話などの通信手段
- 職員の派遣
- 消防団や自主防災組織など人力による手段

また必要に応じ、県の消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害情報の提供を受けます。

### 2 救助の実施

(1) 救助の実施

人命の救助を最優先し、負傷者、病人などに対してはヘリコプターを活用するなど、迅速な救急・救助活動を実施します。

(2) 物資の供給

アクセス道路が復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料をはじめとする生活必需品の輸送を状況に応じた方法で実施します。

(3) 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄状況などの情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告又は指示します。

### 3 道路の応急復旧

道路の被災情報を速やかに収集し、関係機関で共有するとともに、避難路及び緊急物資

などの輸送路を確保するため、優先度に応じ障害物の除去や復旧作業を行い、被災箇所への迅速な対応を行います。

## 第5節 医療救助計画

### 方針

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、応急的に医療及び分べんの介助等を実施し、り災者の保護を図ります。

### 第1 医療（助産）救護の実施

#### 1 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行いますが、権限を委任された場合あるいは、災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行います。  
ただし、町で対処できないときは、他市町村、県又は日本赤十字社にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請します。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、日本赤十字社鳥取県支部長は、知事の委託を受けて医療及び助産の業務を行います。

#### 2 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者

#### 3 医療及び助産の範囲

- (1) 医療の範囲
  - ア 診察
  - イ 薬剤又は治療材料の支給
  - ウ 処置、手術その他の治療及び施術
  - エ 病院又は診療所への収容
  - オ 看護
- (2) 助産の範囲
  - ア 分べん介助
  - イ 分べん前後の処置
  - ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

#### 4 実施期間

医療については、災害発生の日から14日以内（助産にあっては災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者に対して、分べんした日から7日以内を原則とします。）

なお、災害救助法が適用され、この期間内に完了することができない場合には、この期間内に知事あてに期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得ることとします。

#### 5 医療及び助産の実施

- (1) 町民班の編成



災害が発生した場合、医療及び助産は、原則として町内で編成する町民班により行います。

## (2) 医療、助産の応援要請

災害が発生し、本部長（町長）が要請すれば町民班は直ちに班編成し、医療、助産活動にあたります。又町内の町民班だけで医療、助産の実施が不十分な場合は、県をはじめ日本赤十字社鳥取県支部など医療関係機関に次の事項を明示し応援要請を行います。

なお、県及び日本赤十字社鳥取県支部などは事態に応じ町からの要請を待つまでもなく、医療、助産活動を開始します。町民班と密接な連携のもとによく協議し、円滑なる医療活動を行います。

協議及び確認事項は、次のとおりです。

- ア 医療対象地区
- イ 医療対象人口
- ウ 医療内容
- エ 町民班の数及び集合場所
- オ その他必要なる事項

## 6 救護所及び医療機関などの確保

災害の状況及び被災者の救護状況を検討し、必要に応じて、公共施設などの避難場所に救護所を開設し、医療機関と連絡を密にし医療、助産、救護活動を行います。

又救護所などによる医療、助産活動ができない場合には資料編第2章資料2-1の医療機関に搬送するか、本部長（町長）が交付する医療券若しくは助産券を持参して受診させます。

## 7 医療、助産活動に必要な医療品など資材の調達

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生資材の確保について町内で調達不可能な場合には、次の事項を明示し県、鳥取市保健所及び隣接市町村に要請します。

## 8 救護活動に伴う記録

救護活動を実施した場合は、災害救助法に定める資料編第3章の様式により正確に記録します。

## 第2 搬送の実施

### 1 消防局の救急車が確保できない際の搬送車両の確保

消防局の救急車が確保できない場合は、必要な要員や資機材の応援を県及び近隣市町村に要請します。

## 第3 搜索、遺体処理及び埋葬

### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合実施責任者は知事が行いますが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合は本部長（町長）が行います。

ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請します。

## 2 遺体の搜索

実施の方法及び実施基準などについては、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて行います。

### (1) 搜索の方法

#### ア 組織

遺体の搜索は、警察官、消防機関などの協力を得て搜索にあたりますが、被災の程度、搜索の状況により地域住民の応援を得ます。

#### イ 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されるものに対して行います。

### (2) 応援の要請

町の搜索のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を必要とする場合は、次の事項を明示し県及び関係市町村に対し、搜索の応援を要請します。

#### ア 町内での搜索

- (ア) 応援のための人員及び必要資材並びに集合、集積場所
- (イ) 搜索予定地域
- (ウ) 応援を要請する期間
- (エ) その他必要な事項

#### イ 他市町村内での搜索

- (ア) 遺体が埋没していると予想される場所
- (イ) 遺体数及び氏名、性別、容ぼう、特徴、着衣など
- (ウ) その他必要な事項

## 3 遺体の収容処理

### (1) 実施者

町が実施することを原則としますが、必要に応じ町内の住民などの協力を求めて実施します。

### (2) 遺体の届出

遺体を発見した者は、直ちに本部長（町長）に届出します。

届出を受けた本部長は、直ちに警察官に届出ます。

### (3) 遺体の処理

#### ア 遺体の洗浄、縫合、消毒などの処置

遺体の識別などのための措置として行うものです。

#### イ 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の期間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日の間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所（寺院、町民体育館などの施設の利用又

は寺院、学校などの敷地に仮設) に集めて埋葬の処理をするまで保存します。

#### ウ 検案

遺体については、県あるいは町の町民班は医師の医学的検査を受け死因その他について明らかにします。

#### エ 遺体の引渡し

遺体の身元が判明した場合は、原則として遺族、親族などに連絡のうえ検案後引渡します。

#### オ 遺体検視後処理

変死体あるいはその疑いがある場合にあっては、郡家警察署による遺体検視後処理を行います。

#### カ 災害救助法適用地域の遺体が、同法の適用されない地域に漂着した場合の遺体の処理

本町に災害救助法が適用されていない状況で、同法適用地域より遺体が漂着したときは、同法適用地域が社会的混乱のため遺体の引取りができない場合に限り、次の措置を講じます。

##### (ア) 遺体の身元が判明している場合

a 町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施し、その費用は県が負担します。

b 遺体は、発見地の町において処理され、その費用については、災害救助法第 35 条の規定により求償を受けます。

##### (イ) 遺体の身元が判明していない場合

a 遺体の身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地からのものであると推定できる場合は、(ア)と同様に取り扱います。

b 遺体の身元が判明せず、かつ、被災地からのものであるとの推定ができない場合は、本部長(町長)が「行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)」の規定により処理します。

## 4 遺体の埋葬

災害の際、死亡した者で本部長(町長)が必要と認められた場合、応急的に埋葬を行います。埋葬は原則として火葬に付し、遺骨などを遺族に引き渡します。

### (1) 埋葬を行う場合

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりです。

ア 災害の混乱時に死亡した場合(災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。)

イ 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

(ア) 緊急に避難を要するため、時間的、労働的に埋葬を行うことが困難である。

(イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難である。

(ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼなどが入手できない。

(エ) 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者などで埋葬を行うことが

困難である。

(2) 緊急火葬支援体制

ア 町長は遺体多数のため、東部広域行政管理組合のみで対応できないときは、知事に連絡し、他市町村に応援を要請します。

イ 町長は遺体の搬送について、町のみで対応できないときは、知事に応援を要請します。

(3) 埋葬の方法

埋葬は、本部長（町長）が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼなど埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供とします。なお、埋葬に当たっては、次の事項に留意します。

ア 事故などによる遺体については、郡家警察署から引継ぎを受けた後埋葬します。

イ 身元不明の遺体については、郡家警察署と連絡し、その調査に当たるとともに埋葬は土葬とします。

ウ 身元不明の遺体の取扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴などを記録します。

## 5 遺体の搜索並びに遺体の処理、埋葬の期間及び費用

(1) 期間

遺体の搜索、処理、埋葬の実施については災害発生の日から 10 日以内を原則とします。

なお、災害救助法が適用されこの期間内に実施が困難な場合には、この期間内に知事に期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得ます。

(2) 費用

ア 遺体の搜索

一定の基準額を定めるべき性質のものではありませんが、災害救助法が適用された場合、次のものが国庫補助の対象となります。

(ア) 借上費（搜索のための必要な機械、器具）

(イ) 修理費（(ア)の機械、器具の修繕費）

(ウ) 燃料費（(ア)の機械、器具などに使用したガソリン代など）

イ 遺体の処理

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒などの処理のための費用は災害救助法施行細則に規定された額以内とします。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、遺体を一時保存するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費の額とします。又既存建物を利用できない場合は、一体当たり一坪の範囲内で設置し、この場合一体当たりの費用は災害救助法施行細則に規定された額とします。

(ウ) 埋葬については、大人一体当たり、小人一体当たりの費用は、災害救助法施行細則に規定された額以内とします。

## 6 埋葬及び遺体の処理の実施に伴う記録

遺体の埋葬及び遺体の処理を実施した場合は、災害救助法に定める資料編第 3 章の様式により正確に記録します。

## 第6節 交通・輸送計画

### 方針

災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図ります。

### 第1 緊急輸送の実施

#### 1 実施責任者

災害時における輸送は、町長の指示により災害応急対策を行う各対策部が行います。ただし、配車など総合調整は総務班が行います。

また、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は自動車などの確保につき、応援を要請します。

#### 2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設などの状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行います。

- (1) 自動車による輸送
- (2) 人力による輸送
- (3) 鉄道による輸送

#### 3 人員、物資の優先輸送

##### (1) 人員の輸送

災害時において、優先輸送する人員は、災害対策本部員、消防機関の職（団）員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員、救出された災者などとなります。

##### (2) 物資の輸送

物資輸送については、災害の範囲、実態を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡、調整を行い決定しますが、緊急物資として優先輸送するものは食料及び飲料水、医薬品並びに防疫物資、生活必需品、災害復旧資材、車両用燃料などとなります。

#### 4 輸送力の確保

輸送の方法は災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに災害時の交通施設の状況を総合的に勘案し、次のうち最も適当な輸送方法により実施します。

##### (1) 自動車による輸送

道路が交通不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行います。そのため自動車の確保を次のとおり行います。

##### ア 町有のもの

(ア) 総務班が稼働可能数の掌握、配車を行います。

(イ) 配車については、各対策部が自動車を必要とするとき、総務班に要請します。

##### イ その他のもの

各対策部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務班は直ちに他の公共団体に属する自動車、バス会社などの営業用あるいは自家用の自動車の確保を図ります。

#### ウ 応援の要請

本部長（町長）は、本町内で自動車の確保が困難な場合又は輸送上他の市町村で自動車を確保することが効率的な場合は、当該市町村又は県に対し、次の事項を明示し応援を要請します。

- (ア) 輸送区間及び借上げ期間
  - (イ) 輸送人員又は輸送量
  - (ウ) 自動車の種類及び台数
  - (エ) 集合場所及び日時
  - (オ) その他必要な事項
- (2) 鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送ができないとき、又は遠隔地において物資、資材などを確保した場合などで列車による輸送が適当であるときは、総務班は若桜鉄道㈱の若桜駅に要請を行います。

(3) 人力による輸送

災害のため車両など機動力による輸送が不可能な場合は、労務者による人力輸送を行います。

## 5 緊急通行車両

公安委員会は、県内又は隣接し若しくは近接する府県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急通行を確保する必要があるときは、区域又は道路の区間を指定して、当該緊急通行を行う車両以外の通行を禁止し、又は制限する措置を講じます。これに伴う緊急通行車両であることの確認は、次により行います。

(1) 確認の実施責任者

緊急通行車両の確認は、知事又は公安委員会が行います。

(2) 確認の手続など

#### ア 公安委員会

- (ア) 緊急通行車両の確認を求めようとする者は、警察本部又は警察署に次の事項を明示した申請書（資料編第3章資料20）を提出して行います。
  - a 番号標に標示されている番号
  - b 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）
  - c 使用者住所、氏名
  - d 通行日時
  - e 通行経路（出発地、目的地）
  - f その他必要な事項
- (イ) 緊急通行車両の確認をしたときは、標章及び緊急通行車両確認証明書を当該緊急





被災者に給（貸）与する被服、寝具その他の生活必需品、炊き出し用食糧、薪炭、被災児童・生徒に支給する学用品、救助に必要な医薬品、衛生材料及び義援物資などの輸送

カ 遺体の搜索

遺体の搜索のため必要な人員及び資材などの輸送

キ 遺体の処理

遺体の処理及び検案のための町民班員など人員の輸送、遺体の処理のための衛生機材などの輸送、遺体の移動に伴う遺体の輸送並びに遺体を移送するための人員の輸送

(2) 輸送期間

輸送の期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間とします。

(3) 輸送の特例（特別基準）

輸送の範囲、輸送の期間に示す基準以外の輸送を必要と認めたときは、知事にその旨を申請し、厚生労働大臣の承認を得ます。

(4) 輸送実施に伴う記録

上記の輸送を行った場合には、災害救助法に定める資料編第3章の様式により正確に記録します。

## 第2 交通路線の確保

### 1 実施責任者

本部長（町長）は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行い、県警察と協力して交通規制を実施します。ただし、町で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請します。

### 2 応急措置

(1) 町の管理する道路

本部長（町長）は、町道が破損、決壊、橋梁損失その他交通に支障を及ぼすおそれがある場合又はその通報を受けた場合は、直ちに通行の禁止、制限などの規制措置をとります。また、応急復旧に努め、更に適当な回路のある場合には、その指示を行うなど交通の確保を図ります。

なお、通行の禁止、制限などの規制措置を実施する場合には、その内容などを郡家警察署長に通知します。

(2) 国及び県が管理する道路

本部長（町長）は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合又はその通報を受けた場合は、直ちに鳥取県八頭県土整備事務所長あてに報告します。

(3) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止などが行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動します。

(4) 措置命令など

ア 警察官の措置命令など

- (P) 警察官は、通行禁止区域などにおいて車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命じます。
- (I) 命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができます。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができます。
- イ 自衛官の措置命令など  
警察官がその場にいない場合は、車両の移動など必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとります。
- ウ 消防吏員の措置命令など  
警察官がその場にいない場合は、車両の移動など必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとります。
- (5) 標識などの設置
  - ア 道路交通法第4条第1項の規定に基づく規制（公安委員会実施）  
「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置します。  
緊急を要するときは、警察官の現場における指示により、道路標識などに相当する交通規制を行います。
  - イ 災対法第76条の規定に基づく規制（公安委員会実施）  
同法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第2条に定める標識を設置します。
  - ウ 道路交通法第5条第1項の規定に基づく規制（警察署長実施）  
同法施行令（昭和30年政令第270号）第3条の2に定める標識を設置します。
  - エ 道路法第46条の規定に基づく規制（道路管理者実施）  
同法第48条第1項及び第2項の規定による道路標識を設置します。
- (6) 応急工事実施要領
  - ア 被害が小規模で、通常の道路維持修繕費の範囲内で処理できる場合は、農林建設課長の判断で適宜工事実施を行います。
  - イ 被害が中程度で、早急に対策を要すると認められるときは、農林建設課長は総務課長、企画財政課長と協議のうえ財政措置の確認を得たうえ実施します。
  - ウ 被害の規模が、復旧工事費30万円を超える場合であって公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が適用されない場合の応急対策は、イにより実施します。又適用される場合は、事前に知事を経て国土交通大臣の内諾を得て、仮工事を実施します。
- (7) 応急対策実施順位
  - ア 救助実施に緊急を要する路線
  - イ 定期バス路線
  - ウ 官公署、学校、診療所、郵便局、停車場などの公共的施設と通じているもの
  - エ その他民生の安定上必要があるもの

### 3 応援の要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合あるいは大規模な対策を必要とするときは、

県あるいは他の市町村に応援の要請を行います。

#### 4 応急対策用資機材の確保

- (1) 応急対策用資機材の確保は、町土班が行います。
- (2) 業者の負担に付して工事を行うときは、支給材料を除きすべて請負業者に確保させます。

### 第3 交通規制の実施

#### 1 交通規制

交通規制の実施責任者は次の状況において交通規制を実施します。

町土班は町道の危険箇所の交通規制を行うとともに、被害状況について警察に通報します。

実施者	規制種別	規制理由など	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	災害による道路の損壊など危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両など	道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第4条第1項
		周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策に必要な物資などの緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急自動車 以外の車両	災対決第76条
警察署長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1箇月未満のものについて実施する。	歩行者 車両など	道路交通法 第5条第1項
警察官	同上	災害発生時などにおいて、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う。	同上	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法 第46条第1項

#### 2 交通規制情報の収集・周知

町土班は警察署から、交通規制の実施状況などの情報を収集し、災害対策本部を通じ、各班に伝達します。また、交通規制の実施の報告を受けたときは、災害対策本部に連絡し、総務班は、直ちにその内容を報道機関の協力を得て周知するよう努めます。

## 第7節 食糧・物資調達供給計画

### 方針

災害地における被災者及び災害応急対策従事者などのため食糧の確保をします。

## 第1 食糧の供給

### 1 実施責任者

食糧供給の実施は本部長（町長）が行います。ただし、町で対処できないとき町長は、他市町村又は県に応援を要請します。なお、災害救助法が適用された場合は、炊き出しなどについては知事が行いますが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行います。

### 2 応急供給の措置

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、本部長（町長）が炊き出しなどによる食糧供給の実施が必要と認める場合は、「応急用米穀割当申請書」を鳥取県東部農林事務所長を経由して知事に提出します。

#### (1) 供給の取扱い

##### ア 供給の対象

供給は、次に掲げる場合に行います。

- (ア) 被災者に対して、炊き出しによる給食を行うとき
- (イ) 災害地における救出作業、急迫した災害の防止作業及び緊急復旧事業に従事する者に対して給食を行う必要があるとき
- (ウ) 特殊な災害（ガス施設の爆発など）の発生に伴い被災者に対して給食を行う必要があるとき

##### イ 供給品目

- (ア) 米穀類
- (イ) 乾パンその他

供給品目は原則として米穀とするが、消費の実情に応じては乾パンとします。（乳幼児については、粉ミルク）

##### ウ 供給の基準

主食の1人当たりの供給量は次のとおりである。（乾パン及び小麦粉製品の精米換算率は100%とします。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。）

- (ア) 炊き出し用として給食する場合  
1人 1食当たり 200 精米 g
- (イ) 通常の供給機関を通じないで供給する場合  
1人 1日当たり 400 精米 g
- (ウ) 救助作業用として給食する場合

1人 1食当たり 300 精米 g

## (2) 供給の方法

- ア 避難所に収容された者に対する供給  
避難所ごとに駐在している連絡員は、主食、副食などの必要量を的確に把握し、本部に要請し供給を受けます。
- イ り災者に対する供給・給食  
町が直接供給・給食の措置を行います。
- ウ 救助作業従事者に対する供給・給食  
アに準じ、それぞれの責任者を通じて行います。

## 3 調達方法及び経路

### (1) 米穀

- ア 本部長（町長）は、知事の指示に基づき、知事の指定する米穀取扱者から購入します。
- イ 災害救助法が適用された場合は、アによるほか、本部長（町長）は、知事が食糧事務所長から直接買い付けた米穀の引渡しを受け供給します。ただし、この場合においては、原則として通常供給は行わないとし、米穀販売業者及び消費者に対し、その旨を周知します。
- ウ 災害の規模が大きく、災害救助法が適用された場合で、交通及び通信の途絶などによって本部長（町長）が知事の指示を受けられない場合は、次のとおり緊急措置を講じて引渡しを受けます。
  - (ア) 本部長（町長）は、中国四国農政局鳥取農政事務所又は保管倉庫の責任者に対して緊急引渡しを要請します。
  - (イ) 本部長（町長）は、前項の措置を実施した場合は、連絡がつき次第、速やかに知事に対して当該引渡しを受けた日別、倉庫別及び米穀の類別、など級、数量などを知事に報告します。

### (2) 乾パンなど

本部長（町長）は、被災者などに対して給食を行うため乾パンなどを必要とする場合は、米穀の申請方法に準じて知事に申請します。

## 4 炊き出しの方法

### (1) 炊き出し対象者

- ア 避難所に収容されている者
- イ 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、山くずれなどのため炊事ができない者
- ウ 旅行者、一般家庭の来訪者などで、食料品の持ち合わせがなく調達できない者
- エ 被害を受け一時縁故先などに避難した者で、食料品をそう失し持ち合わせのない者については食品の給与を行います。

### (2) 炊き出し責任者

炊き出しなどを実施する場合には、各炊き出し現場にそれぞれ責任者を配置します。

責任者には、町民班員その他適当な者を本部長（町長）が指名します。

なお、避難所内での炊き出しで少人数の場合には、避難所の連絡責任者をもってあてられることもできます。また、その実施に当たっては婦人会などの協力を得て行います。

(3) 応急食糧

炊き出しを行う場合、献立は栄養価などを考慮して作らなければなりません。被災の状況により食品などが確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰などの簡易なものを用意します。

(4) 衛生管理

炊き出しに当たっては、次のように常に食品の衛生に心がけます。

ア 炊き出し施設に飲料適水を供給します。

イ 必要な器具、容器をできる限り確保します。

ウ 炊き出し場所に皿洗い設備及び器具類の消毒設備を設けます。

エ ハエその他害虫の駆除に充分留意します。

オ 原料は新鮮なものを仕入れ、保管にも充分留意します。

(5) 業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認めるときは、炊き出し基準などを明示し、業者から購入し供給します。

(6) 炊き出しの実施期間及び費用の限度

ア 炊き出しは災害発生の日から7日以内とします。なお、災害救助法が適用され継続実施の必要がある場合には、その期間内に知事あてに期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得ることとします。

イ 一時縁故先などに避難する被災者で食料品をそう失し、持ち合わせのない者に対して炊き出しの期間内において3日分の食料品を支給することができます。（大人、小人の差別なし。）

(7) 炊き出しなどのための応援要請

災害のため町内では、人的物的に炊き出しなどによる食品の給与ができないとき、又は物資の確保のできないときは、県又は隣接市町村に対し応援を要請します。

## 第2 衣料生活必需物資の供給

### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、実施責任者は知事が行いますが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合は本部長（町長）が行います。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は生活必需品の応援を要請します。

### 2 実施の方法

(1) 対象者

ア 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水した者

イ 被服、寝具その他生活に必要な最低限の家財をそう失した者

ウ 物資販売機構の混乱などにより、資力の有無にかかわらず、生活に必要な最小限度の家財を直ちに入手することができない者

### 3 給与及び貸与の方法

#### (1) 物資の購入及び配分計画

災害救助法を適用するものについては同法により、同法によらないものについては、同法に準じて行います。

町民班は世帯構成員別被害状況などを把握し、救助物資の購入及び配分計画を樹立し、これにより調達し、給与又は貸与します。

#### (2) 物資の調達

権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合には本部長（町長）が物資調達を行います。町内で調達困難な場合は県あるいは、隣接市町村に依頼し調達します。

#### (3) 物資の輸送

救助物資の輸送は、原則として知事が行います。ただし、知事が救助物資の確保場所まで引取りを指示したときは、本部長（町長）は、指示された場所で引継ぎ輸送します。

#### (4) 救援物資の集積場所

調達した物資又は県などからの救援物資の集積場所は、被災の程度、地域に応じて適宜定めます。

#### (5) 物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与については、自治会長などの協力を求めて迅速かつ的確に実施します。

#### (6) 品目

救援物資の給与又は貸与は、実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行います。

ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団など）

イ 外衣（洋服、作業着、子ども服など）

ウ 肌着（シャツ、パンツなどの下着）

エ 身回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘など）

オ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁など）

カ 食器（茶碗、皿、箸、ほ乳ビンなど）

キ 日用品（石けん、ティッシュ、歯ブラシ、歯みがき、上敷き、ござなど）

ク 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料、カセットコンロなど）

#### (7) 給貸与の期間

災害発生の日から 10 日以内に対象世帯に対する救援物資の給貸与を完了することを原則とします。

なお、災害救助法が適用されこの期間内に給貸与を完了することができない場合には、この期間内に知事あて期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得ることとしま

す。

(8) 特別基準の承認申請（対厚生労働大臣）

特別基準の承認申請は、以下のような事項があります。

- ア 季別変更
- イ 費用限度額の変更
- ウ 給貸与期間の延長

**4 義援金品の保管及び配分**

被災者用に送付された義援金品などは、町民班で受付け記録したのち保管し、り災者の実態に応じ配分します。

**5 確保及び配分のための必要事項の記録**

確保及び配分の状況を把握するため、帳簿を整理し、正確に記入し保管しておきます。

### **第3 飲料水の供給**

**1 実施責任者**

災害救助法が適用された場合は、実施責任者は知事が行いますが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が行います。

ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、給水資機材の応援を要請します。

**2 給水の方法**

給水は県、保健所などの指示に基づき消防機関、自治会長などの協力を求めて町民班が実施します。

**3 飲料水の供給**

- (1) 飲料水が汚染したと認められるときは、保健所などの水質検査を受け、浄水して供給します。
- (2) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、消毒した飲料水を容器により運搬し給水します。
- (3) 飲料水に防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、消毒剤により適切に処理して飲料水を確保します。
- (4) 給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設など緊急性の高いところから行います。

**4 給水量などの基準**

災害救助法による飲料水の供給と、伝染病予防法（明治30年法律第36号）による家庭用の水の供給関係については、災害救助法が被災者に対する応急救助を目的としています。

したがって災害救助法適用地域においては、災害発生直後、まず同法による飲料水の供給を実施します。

(1) 災害救助法による場合

- ア 対象者



災害のため飲料水を得ることができない者

イ 供給量 1人1日3ℓ以上とします。

ウ 実施期間

災害発生の日から7日以内を原則とします。なお、災害救助法が適用され、この期間内で打ち切ることが困難な場合には、この期間内に知事あて期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得ることとします。

エ 費用

飲料水の供給を実施するために支出する費用の範囲は、給水に必要な機械器具等の借上費、修繕費、燃料費、浄水用の薬品費及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とします。

(2) 伝染病予防法による場合

1人1日20ℓ（ただし、異常大災害の場合は3ℓ～5ℓとする。）

## 5 給水のための応援要請

町内で飲料水の供給が困難な場合には、次の事項を明示し、県又は隣接市町村などに対して応援要請を行います。

(1) 給水対象地区、人口

(2) 1日の必要量

(3) 水源の要請

ア 水源からの給水、運搬について

イ 取水日時及び期間

(4) 給水機材の要請

ア 品目別必要数量

イ 必要とする日時及び時間

ウ 機材の運搬について

エ 集積場所

(5) 給水全般に対する要請

ア 給水日時

イ 給水場所

ウ 地区の給水受入体制について

エ その他

(6) その他必要な事項

## 6 給水用資機材の調達及び技術者の確保

(1) 交通途絶などにより、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておきます。

(2) 給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工など技術者の確保に

努めます。

## 7 給水実施に伴う記録

給水を実施した場合、災害救助法に基づく様式により正確に記録します。

## 第8節 保健衛生対策計画

### 方針

被災後の衛生処理対策を迅速に実施し、伝染病や瓦礫などによる汚染防止対策など、保健衛生対策を講じ、被災後の生活環境を確保します。

## 第1 障害物の除去

### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合、実施責任者は知事が行いますが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合は本部長（町長）が行います。

ただし、障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去します。

また、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請します。

### 2 障害物除去の対象

実施の方法及び実施基準などについては、災害救助法の適用ある場合においては同法により、同法の適用ない場合においては同法に準じて行います。

#### (1) 対象者

- ア 障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態である者の住家
- イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができない者の住家
- ウ 半壊又は床上浸水した住家
- エ 原則として、当該災害によって住家が直接被害を受けたものに限る。

なお、対象となる住宅の選定は、本部長（町長）が民生委員その他関係者の意見を聴き決定します。（災害救助法が適用され、知事から権限の委任がない場合は調査書を知事あて提出し、その決定による。）

#### (2) 対象物

- ア 居室、炊事場及び便所など日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ります。
- イ 汚物の概念にはいるものは、一般的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定によって除去されるべきであるが、当該汚物が生活上著しく障害になっている場合には、この計画による除去を行います。

### 3 障害物除去の対象数

災害の規模により、その都度決定します。ただし、災害救助法が適用された場合に救助費支弁の対象となる数は、半壊及び床上浸水世帯の15%以内です。なお、これにより難しい場合は対象戸数の限度引き上げを知事あてに申請します。

### 4 障害物除去の方法

- (1) 除去は消防機関の協力を得て行うか、又は業者に請け負わせて実施するが、町長が行

うことができない場合は、警察官の協力を得ます。

(2) 除去は原状回復でなく応急的な除去に限ります。

(3) 道路上又は河川にある障害物については、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ除去します。

## 5 除去に必要な機械器具の確保

障害物除去に必要なロープ、スコップその他機械器具について、常に必要数量は確保しておきます。

## 6 障害物の保管などの場所

保管などの場所については次の基準により選定します。

(1) 安全な場所の選定

障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない場所

(2) 道路交通の障害とならない場所

(3) 盗難などのおそれのない場所

(4) 工作物などを保管したときは、保管を始めた日から 14 日間その工作物保管場所などを公示します。

## 7 障害物の売却及び処分方針

保管した工作物などが滅失し、又は破損するおそれがあるとき、あるいはその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その工作物を売却し代金を保管します。

売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行う。

## 8 障害物除去の期間

障害物除去の期間は、災害発生の日から 10 日以内を原則とします。

なお、災害救助法が適用され、この期間内に実施することが困難な場合には、この期間内に知事あて期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得ることとします。

## 9 障害物除去に伴う記録

障害物の除去を行った場合は、災害救助法に定める様式により正確に記録します。

## 10 清掃計画

(1) 実施責任者

被災地における清掃業務は、本部長（町長）が実施します。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員及び資機材について応援を要請します。

(2) 清掃班の編成

清掃作業を効率的に実施します。

また、必要に応じ作業員については、奉仕団の活用又は労務者の雇い上げなどを考慮します。

(3) 県及び隣接市町村に対する応援要請

本部長（町長）は、町の能力のみで実施困難と認められるときは、鳥取市保健所長あるいは他の市町村に次の事項を明示し応援を要請します。

- ア 清掃業務の種別
- イ 清掃を必要とする地域
- ウ 応援要請期間
- エ 応援のための人員及び機材並びに集合、集積場所
- オ その他必要な事項

#### (4) 清掃の方法

- ア じんかい、ごみ処理

食物などの腐敗性のものは別に廃棄場所を定め、収集に当たっても優先的に行う。収集したじんかい、ごみの処理は原則として焼却場で焼却しますが、やむを得ない場合は埋立て、野天焼きなど環境衛生上支障のない方法で行います。

## 第2 トイレ対策

### 1 被害発生時のトイレ確保対策の実施

災害時には、道の駅わかさのマンホールトイレ等、避難所等におけるトイレの確保に努めるとともに、衛生的な環境保持に努めます。

### 2 地域内のトイレ設置状況のマップ化（トイレマップ）の推進

地域内の仮設トイレを含めたトイレマップを作成し、避難所等に掲載し、避難者への周知を図ります。

### 3 被災地のし尿収集及び処理

#### (1) し尿の処理

- ア 処理の方法

し尿の処理は、原則としてし尿処理施設で行いますが、やむを得ない場合は、臨時的に地下投棄など環境衛生上支障のない方法で行います。

- イ 汲取り制限

被災地域での処理能力が及ばない場合は、応急措置として2割～3割程度の汲取りを全戸に実施し、各戸の便所の使用を可能にするよう配慮します。

- ウ 収集不能地域に対する対策

汲取車、運搬車により処理できない場合にあっては、共同便所の仮設などの対策を講じます。なお、仮設便所の設置については、地下水などが汚染しない場所を選定し、その閉鎖に当たっては、消毒を完全に実施した後埋設します。

### 4 仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレの備蓄を計画的に推進します。

(2) 災害時に一般開放することが可能な公共施設のトイレについて、事前に把握を行います。

### 5 携帯トイレの調達及び配布

町は、携帯トイレを調達し、避難者に対し配布します。

## 6 し尿処理及び災害用トイレ調達に関する応援要請

し尿処理業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等と連携し、仮設トイレ等の調達・確保体制を整備します。

# 第3 防疫の実施

## 1 実施責任者

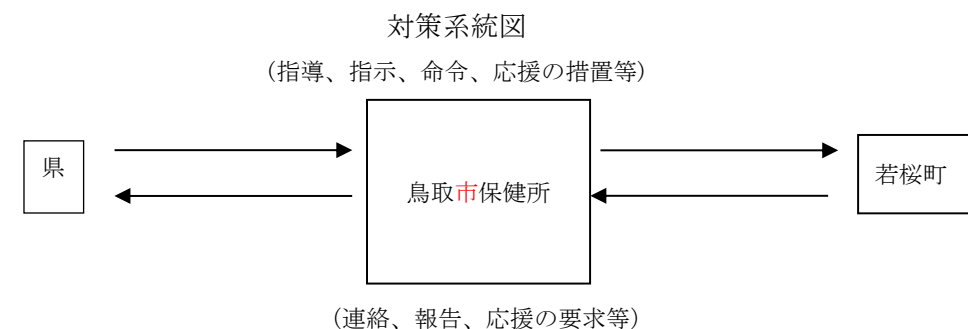
- (1) 災害時における防疫は本部長（町長）が実施します。ただし、伝染病予防法又は予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による代執行は知事が行います。
- (2) 被害が甚大で町のみで対処できない場合は、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請します。

## 2 防疫の実施

災害対策本部未設置の場合は、町防疫対策本部を設置し、これに次の各係を設けます。なお、災害対策本部が設けられた場合は、これを本部に吸収しますが、この場合にあっても未設置の場合に準じて実施します。

- (1) 総務記録係
- (2) 情報連絡係
- (3) 資材係
- (4) 消毒係
- (5) 給水清掃係（水質検査）
- (6) 検疫調査係

（備考） 係の編成に当たっては、業務の重複を避けるため適宜兼務とすることができま



## 3 防疫の種別及び方法

### (1) 検査及び健康診断

鳥取市保健所を主体とし、伝染病患者の発生状況を把握し、下痢、有熱患者が現に発生している地域あるいは避難所、浸水地域その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、その必要度に応じ順次実施します。

更に検査の結果必要と認める地域の住民に対して、伝染病予防法第19条第1項第1号の規定により知事が健康診断を行います。町の担当員もその実施に当たって協力します。

## (2) 臨時予防接種

災害地の伝染病発生を予防するため必要に応じ、種類、対象、期間などを定め県と共同して予防接種を実施します。

## (3) 消毒方法

### ア 公的機関による消毒

知事の指示に基づいて速やかに消毒活動を実施します。

消毒回数など詳細については、被害の状況、消毒場所の地制的条件を考慮のうえ適宜定めます。

消毒箇所としては概ね次の場所とします。

- (ア) 浸水家屋、下水その他不潔な場所
- (イ) 避難所の便所、ごみ捨て場その他不潔な場所
- (ウ) 井戸
- (エ) 状況によってそ族、昆虫などの駆除

### イ 各世帯が行う消毒

床上（必要に応じ床下）浸水地域に対しては被災直後各戸にクレゾール、石灰などの消毒剤を配布して、床、壁などの洗浄、便所の消毒及び野菜などの消毒について実施します。必要に応じ衛生指導を行います。

## 4 患者などに対する措置

### (1) 収容隔離

災害地に伝染病患者が発生し、又は病原体保菌者が発見されたときは、速やかに収容隔離の措置をとります。

隔離病舎に収容することが困難な場合には、鳥取市保健所長と協議し適当な場所に臨時の施設を設けて収容します。

### (2) 自宅隔離

適当な隔離施設がない場合あるいは隔離措置をとることができない保菌者などに対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理などについて厳重に指導します。

## 5 避難場所の防疫措置

### (1) 避難所の防疫の徹底

本部長（町長）は避難所を開設したときは、伝染病などの集団発生を防ぐため避難所における防疫の徹底を図ります。

### (2) 避難者の検査

避難者に対しては、発病を防ぐため随時検査を実施し防疫の安全を図ります。

### (3) 衛生消毒剤の散布などの指導

避難場所及び被災地について、衣服の日光浴、クレゾールなどによる消毒、殺虫剤散布、手洗いの励行などその予防措置の指導を行います。

### (4) 給食従事者の健康診断

避難所などへの給食作業に従事する職員については必ず健康診断を実施します。

## 6 食品衛生

食中毒の発生を防止するため、県から派遣される食品衛生監視員などと協力し、その指導にあたります。主な指導事項は次のとおりです。

### (1) 避難所に対するもの

- ア 手洗いの励行、食器の消毒など一般的注意事項の喚起を行います。
- イ 被災者の手持食品、見舞食品について衛生監視を行います。
- ウ 腐敗食品など不良食品の処分方法について適切な指導を行います。

### (2) 炊き出し施設に対するもの

- ア 給食用施設の点検
- イ 給食に用いる原材料、食品の検査

### (3) 営業施設に対するもの

- ア 被災地における営業施設全般の実情を適確に把握するとともに在庫食品の検査、製造施設の点検などを厳重に行い、不良食品の供給を防止します。
- イ 浸水、倒壊、焼失など直接被災した営業施設の再開については、食品衛生監視員の検査を受けた後、開業するよう指導します。

## 7 家畜防疫

- (1) 災害発生に伴う家畜伝染病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、鳥取家畜保健衛生所に協力し検査、注射、薬浴又は投薬などの処置を行います。
- (2) 町長は、患畜が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、通行しゃ断、殺処分などの方法により伝染病のまん延防止に努めます。

## 8 飼い犬管理対策

犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員などと協力し、放浪犬などを収容するとともに、飼い主に対し犬の管理方法を指導します。

## 第4 入浴支援

### 1 内容

#### (1) 仮設風呂の設置

状況に応じて避難所に仮設風呂を設置する。設置に当たっては、事業所又は自衛隊などに要請します。

#### (2) 入浴施設の確保

市内の大型浴槽を有する施設などに協力を求め入浴を提供します。

#### (3) 公衆浴場の斡旋

町内の公衆浴場管理者と協議し、公衆浴場の斡旋を行います。



## 第5 動物の管理

### 1 避難所でのペット受入体制の整備

### 2 死亡獣畜の処理計画

#### (1) 実施責任者

ア 死亡獣畜の処理は、所有者が町の許可を受けて行います。

イ 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは町が実施します。

#### (2) 処理の方法

ア 移動し得るものは適当な場所に集め、埋設、焼却などの方法で処理します。

イ 移動し得ないものは、環境衛生上支障のない方法で適宜処理します。

## 第9節 共助協働推進計画

### 方針

各種民間団体等の組織的活動要請、活用方法等を定め、災害応急対策の円滑なる実施を図ります。

### 第1 民間との協力体制の推進

#### 1 実施責任者

被災者における隣保互助、民間団体などの協力要請は、本部長（町長）が行います。ただし、町で要請実施できない場合は、県に必要な措置を要請します。

#### 2 対象団体など

対象となる民間団体などは、次のとおりです。

- (1) 日本赤十字社奉仕団
- (2) 自治会
- (3) 婦人団体
- (4) 自衛消防団
- (5) アマチュア無線機所有者
- (6) その他の民間団体

#### 3 協力要請

- (1) 災害応急対策の実施について民間団体などの協力を必要とする場合は、民間団体などの責任者を通じ、協力要請する。更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村長を通じ当該市町村内の民間団体などに協力を求めます。
- (2) 日本赤十字社奉仕団の協力を必要とする場合は、本部長（町長）は知事（県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課）にその要請を行い協力を求めます。
- (3) 各民間団体などに協力を要請する場合には、次の事項を明示し行います。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 作業内容
- ウ 従事場所及び就労予定時間
- エ 所要人員
- オ 集合場所
- カ 携行品など
- キ その他必要な事項

#### 4 協力活動の内容

災害の規模などにより異なるが、概ね次のとおりです。

- (1) 被災者及び災害応急対策作業員などに対する炊き出し
- (2) 被災幼児の託児、保育

- (3) 被災者の救出
- (4) 救援物資の輸送、被災者に対する配給
- (5) 清掃、防疫活動の応援
- (6) 避難所の応援
- (7) 通信困難地域との情報伝達
- (8) その他災害応急措置の応援

## 第2 ボランティアとの協働

災害応急対策の実施に当たり救援活動要員が不足し必要なときは、次の方法により要員を確保します。

### 1 ボランティアの確保

あらかじめボランティアとして登録している民間団体や個人に対し、救援活動への協力を依頼します。

#### (1) 一般ボランティア

テレビやラジオなどの報道機関を通じて一般ボランティアの募集を行い、ボランティアを必要とする避難所などへ派遣します。

#### (2) 専門的ボランティア

専門的技能を有するボランティアの要請があったときは、活動内容、期間、派遣場所などを明らかにしてボランティアを確保します。

ア 救急・救助

イ 医療（医師・看護師・歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士・薬剤師・理学療法士・作業療法士）

ウ 介護

エ 建物判定

オ 手話通訳

カ 情報通信

キ ボランティアコーディネート

ク 輸送

### 2 ボランティアの受入れ体制

ボランティアの受入れは、社会福祉協議会が、ボランティアセンター及び県との連携を図りながら受付窓口となります。社会福祉協議会内に事務局を設置し、活動内容や派遣場所などを勘案の上、受入れ及び派遣調整を行います。

### 3 ボランティアの活動内容

#### (1) 炊き出し

ア 避難所などにおける炊き出しに従事

イ 炊き出しのための物資の調達

#### (2) 物資の仕分け

- ア 救援物資集積所における物資の受入れ
- イ 物資の数量、品目種類などの整理、把握
- ウ 必要物資・数量の把握及び被災者への配付

(3) 物資の搬送

救援物資集積所から避難所などへの配送

(4) 避難所での活動

- ア 避難者の実態把握
- イ 避難者の自立のための情報提供・援助

(5) 救護所での活動

医療関係者への協力、医療物資の搬送など

(6) 医療・治療

- ア 救護所・避難所での負傷者などの治療
- イ 医療機関などへの支援など

(7) 介護

避難所・救護所などの負傷者の介護

(8) 情報伝達

避難所などの被災者に対する情報の伝達

(9) 情報収集

- ア 被災実態及び不足物資の調査
- イ 避難所内及び災害発生地域での被災者情報などの収集

#### 4 ボランティア・コーディネーター

災害時に部署別に、ボランティアを統括できるボランティア・コーディネーターを県及び町のボランティア登録者の中から募ります。

## 第10節 住宅対策計画

### 方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備・物件などについて、必要な限度において事前に予防措置を指示し、又は必要な対策を施すことにより災害の拡大を未然に防ぎます。

### 第1 宅地・建物の被災判定の総則

#### 1 指示者

設備又は物件の占有者・所有者又は管理者に対し事前措置の指示は町長が行います。なお、町長の要求に基づいて郡家警察署長はこの事前措置の指示ができることとします。

#### 2 事前措置の対象

災害を拡大させるおそれのあると認められる設備又は物件は、次のとおりです。

##### (1) 設備

危険物貯蔵所、火薬庫、高圧線、ネオン看板など広告物、崖崩れのおそれのある土地、農業用ため池その他不動産的なもの

##### (2) 物件

材木、石油、ガスなどの危険物、その他の設備以外の動産的なもの

#### 3 事前措置の内容

災害の拡大を防止するため必要な限度において当該設備又は物件の除去、補強及び保安その他必要な措置を行うものです。

(1) 設備 補修、補強、移転、除去、使用の停止など

(2) 物件 処理、整理、移動、撤去など

#### 4 事前措置の指示基準

##### (1) 時期

事前措置の指示を行う時期は、予警報発表中及び具体的に災害の発生が予想される場合並びに被害が拡大しつつある場合に限り、限ります。

なお、事前措置の指示を行う場合は、平素からその実態を把握し、対象の設備、物件の所有者などに対してあらかじめ予告又は警告を行うなどして注意を喚起しておき、災害に際して自主的に措置を行い得るよう事前の指導を行います。

##### (2) 実施方法

原則として、通知をもってあらかじめ指示の予告をしておきますが、緊急やむを得ないときは口頭による指示も行うことができることとします。

なお、事前措置の措置結果については必要に応じ報告の提出あるいは現地調査により確認します。

## 第2 建築物の応急危険度判定

### 1 被災建築物の応急危険度判定の実施

#### (1) 建築物の応急危険度判定の実施

町は、県と協力して、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、地震発生後、可能な限り速やかに被災建築物の応急危険度判定を実施し、所有者、管理者並びに付近の通行者等に周知します。

#### (2) 応急危険度判定実施本部の設置

判定の実施にあたっては、災害対策本部の中に応急危険度判定実施本部を設置し、県や応急危険度判定コーディネーターの指導・支援のもとで実施します。

#### (3) 判定結果の表示及び周知

応急危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）に対処方法を記載し、建物の入口など見やすい場所に貼り付けることとします。

#### (4) 危険と判断された建物の所有者等への対応

応急危険度判定により「危険」と判断された建築物の所有者・管理者からの相談を優先して対処し、修理、復旧を促進します。

## 第3 被災宅地の応急危険度判定

### 1 被災宅地の応急危険度判定の実施

#### (1) 被災宅地危険度判定の実施

地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）による被災宅地危険度判定を実施し、被害状況の迅速かつ的確な把握と二次災害の発生を防止・軽減し、住民の安全を図ります。

#### (2) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

判定の実施にあたっては、災害対策本部の中に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県に対し宅地判定士の派遣を要請します。

#### (3) 判定の結果の表示及び周知

被災宅地危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：青色）を当該宅地の所有者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示します。

#### (4) 危険と判断された宅地の所有者等への対応

応急危険度判定により「危険」と判断された宅地の所有者・管理者からの相談を優先して対処し、修理・復旧を促進します。

## 第4 被害認定及び罹災証明の発行

### 1 被害認定に関わる現地調査の実施

### 2 罹災証明の発行

(1) 罹災証明の目的（資料編第3章資料24）

罹災証明は、地方自治法第2条に定める自治事務として、町が被災状況の現地調査などを行い、確認した事実に基づき発行する証明書です。

各種の被災支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、町税、保険料の減免など）の適用を受けるに当たって必要とされる家屋の被害程度について証明するものです。

また、自治体間の応援業務の円滑化という趣旨に鑑み、罹災証明書の統一様式への見直しを行っていきます。

(2) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、次のとおり証明を行います。

罹災証明の対象	被害家屋調査の実施	罹災証明を行う者
全壊、流失、大規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、準半壊に至らない（一部破損）、床下浸水	総務課	町長
火災による全焼、半焼、水損	消防署	消防署長

(3) 罹災証明書の発行

ア 被害家屋調査の実施

被害家屋を対象に、外観目視による調査を実施します。

イ 罹災台帳の作成（資料編第3章資料25）

固定資産課税台帳をもとに、罹災証明書の発行に必要な被害情報により、罹災台帳を作成します。

ウ 罹災証明書の発行

罹災証明書の発行は、申請のあった被災者に対し、罹災証明書を原則として1世帯あたり1枚発行します

(4) 再調査の申し出と再調査の実施

罹災証明発行後、以下のような場合には、被災者からの申し出により、再調査を実施します。

ア 被災者などが罹災証明の判定結果に不服であった家屋

イ 周囲の被災状況により被害家屋調査が物理的にできなかった家屋

(ア) 再調査の受付及び実施

罹災証明の受付窓口とあわせて、再調査の受付窓口を開設します。受付後、被災者立会いのもと、再調査を実施します。

(イ) 判定委員会

再調査において、判定困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、

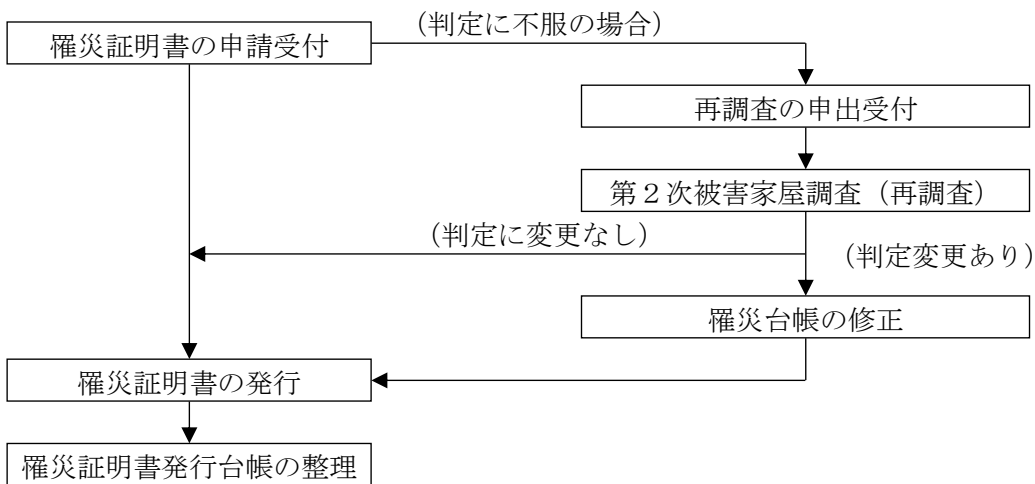
判定委員会の意見を踏まえて町長が判定します。

なお、判定委員会の構成は専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者などから3名の委員を町長が委嘱します。

#### (5) 罹災証明に関する広報

罹災証明手続を円滑に行うため、相談窓口を設置するとともに、広報紙などにより周知を図ります。

【罹災証明書の発行の流れ】



## 第5 応急仮設住宅の建設

### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、実施責任者は知事が行いますが、権限を委任された場合あるいは、災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行います。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請します。

### 2 応急仮設住宅

#### (1) 建設戸数

災害の規模によりその都度決定します。ただし、災害救助法が適用された場合に救助費支弁の対象となる戸数は全壊、全焼、流失世帯の3割以内です。なお、これにより難しい場合は設置戸数の限度引上げを知事あて申請します。

#### (2) 対象者

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力をもってしても、住宅を確保することができない者

#### (3) 入居者の決定

災害救助法が適用された場合は、入居者の決定は知事が行いますが、権限を委任され



た場合あるいは、災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行います。

本部長（町長）は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象者順位を定め、知事に入居選定のための調査書を提出します。

#### (4) 建設用地の選定

ア 用地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地などから優先して選定し確保します。

イ 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定します。ただし、私有地の場合には、後日問題がおこらないよう十分協議のうえ選定します。

ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通しなどについても考慮します。

#### (5) 応急仮設住宅の規模及び費用の限度

1戸当たり29.7㎡（9坪）を基準とし、費用については1戸当たり災害救助法施行細則に規定された額以内とします。

#### (6) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工することを原則とします。ただし、20日以内に着工できないときは、知事に申請し、厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長します。

#### (7) 管理及び供与期間

管理は本部長（町長）が行い、災害救助法適用の際も知事の委託を受け本部長（町長）が行います。

被災者に供与できる期間は、その工事が完了した日から2年以内を原則とし、供与に当たっては、本部長は入居者から入居期間などを記入した入居誓約書を提出を受けた後に入居を許可します。

入居中も住宅の斡旋などを積極的に行い、早期に他の住宅へ転居するよう措置します。

## 第6 住宅の応急修理

### 1 住宅の応急修理

#### (1) 対象者

ア 住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では応急修理のできない者

#### (2) 実施方法

ア 災害救助法が適用された場合は、知事が行いますが、権限を委任された場合あるいは、災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行います。

本部長（町長）は、民生委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定め

て、調査書を知事に提出します。

イ 修理箇所は、居室、炊事場、便所など日常生活に欠くことのできないものを対象とします。

(3) 対象戸数

災害の規模によりその都度決定します。ただし、災害救助法が適用された場合に救助費支弁の対象となる戸数は半壊、半焼世帯の3割以内です。なお、これにより難しい場合は修理対象戸数の限度引上げを知事あて申請します。

(4) 費用の限度

住宅の応急修理のため支出できる費用の限度は、一世帯当たり災害救助法施行細則に規定された額以内を原則とします。

なお、同一住宅に2つ以上の世帯が居住している場合は1世帯とみなします。

(5) 応急修理の期間

災害発生の日から1箇月以内に完成することとします。なお、災害救助法が運用され、この期間中に実施困難な場合には、この期間内に知事に延長を申請します。

(6) 住宅の応急修理に伴う記録

住宅の応急修理を行った場合、災害救助法に定める事項により正確に記録します。

## 第 11 節 文教対策計画

### 方針

災害により文教施設が被災し、又は児童・生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置します。

#### 1 実施責任者

- (1) 若桜学園の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、教育長が行います。
- (2) 文教施設の被災は、直接児童・生徒の教育上に重大な影響を及ぼすので、各学校ごとの当面の応急措置については、学校長が具体的な計画をたて実施するとともに町長に提出します。

#### 2 災害に関する予報、警報及び警告などの把握、伝達

災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビなどの放送に留意し災害に関する情報の把握に努めます。

#### 3 避難措置について

学校において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、本章第5節に定める避難対策計画に基づいて、速やかに避難します。

また、町から避難所などの開設の要請を受けた学校では、町と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力することにより、大規模災害発生時の対策を総合的かつ具体的に策定しておきます。

#### 4 応急教育対策

##### (1) 休校措置

###### ア 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される場合、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じ休校措置をとります。帰宅させる場合は、必要な注意事項を十分に徹底させるとともに次の安全措置をとります。

- (ア) 地区別の班編成などによって上級生の引率などによる集団下校を行います。なお、必要に応じ教職員がこれに付き添うなどの措置をとります。危険箇所の明示及び下校路の指定などの措置をとります。

###### イ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話連絡網、防災行政無線、広報車の利用など確実な方法で各児童・生徒に徹底させます。

##### (2) 教育施設の確保

授業実施のための校舎などの確保は、災害の規模、被害の程度によって概ね次の方法によります。

###### ア 校舎の一部が利用できない場合

簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行います。また、被災のため

使用できない教室に代えて特別教室、体育館、講堂などを利用し、応急教育を行います。

#### イ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

被害が甚大で教育施設が使用できない場合は、収容人員を考慮のうえ、公民館など公共施設を利用するほか、隣接学校の校舎などの利用又は民有施設の借上げを行います。

#### ウ 激甚な災害の場合

広範囲にわたる激甚な災害により前記ア又はイの措置がとれない場合にあっては、応急仮校舎を建設します。

#### エ 教育施設の斡旋依頼

町に、適当な施設がない場合は次の事項を明示し、県あるいは隣接市町村に対して斡旋を要請します。

(ア) 通学範囲

(イ) 生徒数

(ウ) 就学期間

#### (3) 応急教育の方法

被災状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業などの措置を講ずるとともに、極力規定授業時間数の確保に努めます。

#### (4) 教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、その状況により、児童・生徒の教育に障害を及ぼすおそれのあるときは、県教育委員会とも緊密な連絡をとり、近接学校から応援あるいは臨時教員の任用など教員の確保に努めます。

### 5 児童・生徒の災害援助に関する措置

実施の方法及び実施基準などについては、災害救助法の適用ある場合においては同法により、同法の適用ない場合においては同法に準じて行います。

#### (1) 教科書及び学用品の給与

教育班は教育委員会及び学校長の協力を得て、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、知事あてに報告するとともに、教科書などの斡旋を要請します。

その他の学用品についても必要数量を調査のうえ、確保を図ります。また、必要に応じ町内あるいは隣接市町村の学校に対して使用済みの教科書などの供与についても依頼するよう考慮します。

#### (2) 支給対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により教科書及び学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。）に対して支給します。

#### (3) 支給品目

ア 教科書

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条に規定する教科書

イ 教材

教科書以外の教材で教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

ウ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下じき、定規など

エ 通学用品 運動靴、かさ、かばん、風呂敷、長靴など

オ その他の品目においても、り災状況、程度など実情に応じ適宜調達支給します。

(4) 支給の方法及び期間

教育班は、学校長を通じ対象者に支給します。

支給の期間については、災害発生の日から教科書は 1 箇月以内、文房具及び通学用品については 15 日以内にその手続きを完了することを原則とします。

なお、災害救助法が適用され、この期間内に実施困難な場合は、この期間内に知事あて期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得ることとします。

(5) 費用

災害救助法が適用された場合にあってはそれによって行います、その限度額を超える部分あるいは災害救助法が適用されなかった場合には有償を原則とします。

(6) 学用品の給与に伴う記録

学用品の給与を行った場合には、災害救助法の定めにより、記録します。

## 6 学校給食対策

給食施設が被災したときは、次の事項に留意し適切な措置を行うとともに早期の開始に努力します。

- (1) 被害状況（調理関係職員、給食施設設備、給食用保管物資など）を早期調査し、把握するとともにその対策を行うこと
- (2) 災害地に対する学校給食用物資の補給調整
- (3) 衛生管理、特に食中毒、伝染病発生などの事故を防止
- (4) 状況によっては給食の一時中止の措置をとる

## 7 児童・生徒、教職員の健康管理

学校の保健衛生については次の事項に留意し、適切な措置を行います。

- (1) 校舎内外の清掃、消毒
- (2) 飲料水の検査
- (3) 伝染病の予防接種や健康診断の励行
- (4) 児童・生徒の保健管理及び保健指導

## 第12節 農林業災害対策計画

### 方針

災害時に農作物等に関する被害が発生し、又は発生したおそれがある場合の対策を定め、農業被害を最小限に留め、その安定生産につとめます。

### 第1 農業災害応急対策

災害による農地、農業用施設、農作物、家畜及び林産物等に対する被害防除について定めます。

#### 1 農業用施設及び農作物に対する応急措置

##### (1) 農地及び農業用施設に対する措置

農業協同組合等、農業団体の協力を得て、河川の氾濫等により農地が冠水した場合の排水作業、排水ポンプ等、排水施設の保全、ため池の警戒及び応急措置並びに用排水路の取水樋門立切の操作等の応急措置を行います。

なお、状況によっては、応急工事の実施のための資機材の確保等に努めその万全を期すこととします。

##### (2) 農作物に対する措置

気象状況を事前に察知し、各農業団体に通報し、災害に対する防災措置を指導します。災害発生後は速やかに農業団体の協力を得て、状況を把握し、直ちに実態に即した作物別の技術対策を立て、広報活動、団体指導及び必要に応じ、個別指導を行います。

また、種苗、資材の斡旋等の措置を講ずるよう指導します。

#### 2 家畜等に対する応急措置

農業及び畜産関係諸団体の協力のもとに、被災地の家畜等の処置及び飼養管理について現地指導を行うとともに、防疫指導及び汚染地域の消毒等防疫の万全を期すこととします。

また、緊急を要する飼料等は、状況により県に対して放出又は斡旋を依頼します。

#### 3 凍霜害対策

気象台から発表される霜に関する注意報、情報を受領したときは、各農業団体、関係者に通報し、農家の注意を喚起し、事前に必要な措置を講じます。

#### 4 林業に対する措置

森林所有者に対し、県と協力して倒木の処理及び病虫害の防除について技術指導等を行うとともに、林業施設等の安全管理、防災措置、被害箇所の早期復旧に努めます。

また、県とともに林道治山施設などの安全管理、防災措置、被害箇所の早期復旧を行います。

#### 5 森林火災に対する措置

##### (1) 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火等による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導します。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点への誘導を行い、消防隊と協力して消火活動に当たります。

(2) 消防本部の活動

消防隊は、消防ポンプによる消火活動のほか、ジェットシューター等を使った人海戦術による消火、県消防・防災ヘリコプター等の要請による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努めます。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止します。

(3) 広域応援要請

ア 消防相互応援協定等に基づく応援要請

消防本部の消防力では、十分な対応が困難と判断される場合には、消防相互応援協定に基づき、県内の他の消防本部に対して応援を要請します。

イ 他県等のヘリコプター、緊急消防援助隊の出動要請

県消防・防災ヘリコプターだけでは対処できない場合には、県に対し、他県等の消防・防災ヘリコプターの派遣要請や緊急消防援助隊の要請を依頼します。

## 第13節 被災者支援計画

### 方針

災害発生後速やかに被災者の相談窓口を開設し、必要に応じて他の関係機関と連携のうえ、被災者の相談業務を実施します。

### 第1 生活再建対策

#### 1 被災者の生活相談

発災後速やかに被災者の相談窓口を開設し、必要に応じて他の関係機関と連携のうえ、次に示す事項を主とした相談業務を実施します。

- (1) 罹災証明に関する事項
- (2) 環境衛生に関する事項（ごみ処理、家屋などの消毒、汲み取りの実施など）
- (3) 住宅に関する事項（片付け、補修、解体など）
- (4) 生活安定に関する事項（税、保険料の徴収猶予・減免、制度融資・給付など）
- (5) 健康相談、災害時要援護者などの支援

#### 2 被災住民のための生活再建対策の広報、周知

町は、必要に応じて他の関係機関と連携のうえ、生活再建対策に関する情報を広報するなどの周知対策を図ります。

#### 3 罹災証明の発行

具体的内容については第10節第4の2「罹災証明の発行」を参照。

#### 4 融資、貸付その他資金などによる支援

町は、各種法令等に基づき、融資・貸付その他資金などによる支援を実施します。

### 第2 健康及びこころのケア対策

#### 1 住民への健康相談の実施

##### (1) 巡回ケアサービス

町民班及び医療救護班は、避難所及び社会福祉施設等の災害時要援護者が利用する施設において、災害時要援護者向け巡回ケアサービスを関係機関と協力して実施します。

ア 各災害時要援護者支援組織によるニーズの把握及び全般的なケアサービス

イ ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談

ウ 医師会（医療救護班を中心として）との連携・協力による健康チェック

エ ヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助

##### (2) 相談業務

町民班は、被災者相談窓口を開設し、必要に応じて福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、災害時要援護者やその家族からの総合的な相談に応じます。



(3) 広報活動の災害時要援護者への配慮

総務班の広報活動並びに町民班が開設した相談窓口では、災害時要援護者がサービスを支障なく受けられるよう次の点に留意しながら行います。

ア 視聴覚障がい者に対する配慮

イ 周囲の住民に理解を得られるような配慮

ウ 日本語を話さない外国人等への配慮

### 第3 義援金・義援物資の受入・配分

#### 1 義援金の受付・配分

義援金の受付は、県、市町村、日本赤十字社、共同募金会、報道機関などが、主な受付窓口となります。配分に当たっては、義援金配分委員会を設置し、支給対象者の範囲や配分金額などを決定します。

(1) 義援金の受付

ア 災害対策本部は、被害の程度に配慮し、積極的に義援金の受付を行うか否かを判断します。

イ 金融機関に預金口座を開設し、受付を行います。

ウ 受付先の口座番号などを県に報告するとともに、報道機関などを通じて広報します。

エ 寄託者から義援金を受領したときは受領書を発行し、義援金受付簿に記録します。

(2) 義援金配分委員会の設置と交付内容などの検討

ア 町民班は、義援金を募集、配分するための義援金配分委員会を設置します。

イ 義援金配分委員会では、被害の程度や受付額を考慮し、支給対象者の範囲、配分額を設定します。

ウ 避難所や被災地に居住する住民に対し、義援金の配分項目、配分要領などについて広報します。

(3) 義援金申請書類の受付・交付

ア 被災者の提出する申請書類について、義援金配分委員会の定めた交付対象基準に適合していることを確認し、義援金を交付します。受付・交付に当たっては身分証明書の提示を原則とします。

イ 支給者を正確に記録することにより重複支給を避けます。

## 第14節 ライフライン対策計画

### 方針

災害時におけるライフライン機関相互の調整をします。

### 第1 ライフライン応急対策の調整

#### 1 水道施設

- (1) 災害時に備えた施設・設備の整備を促進し、漏水の未然防止を図ります。
- (2) 応急給水及び応急復旧活動に関する方策を作成します。
- (3) 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備します。
- (4) 管路の多重化などによりバックアップ体制を構築し、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- (5) 近隣市町村と災害時相互応援協定を締結するなど、相互協力体制を整備します。
- (6) 緊急時に対応可能な浄水・給水場の整備を図ります。
- (7) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄及び整備を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備します。

#### 2 下水道施設

- (1) 特に重要な管路については、施設の複数化や雨水管渠の活用などバックアップ機能を検討、導入します。
- (2) 処理場、ポンプ場、幹線管渠などの根幹的施設について、被災時にも機能を保持する構造化を目指します。
- (3) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- (4) 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保します。
- (5) 施設、設備などの管理図書の分散、保管を図ります。
- (6) 公共下水道事業などを推進し、下水道普及率の向上に努めます。

#### 3 電力施設

- (1) 水力発電設備、送電設備、変電設備、配電設備などについては、平時から災害を考慮した対策を講じます。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- (3) 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車など）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備します。
- (4) 避難施設、公共機関、診療所などへの優先復旧について計画を策定します。
- (5) 施設、設備などの管理図書の分散、整備を図ります。

#### 4 電気通信施設

- (1) 電気通信設備などについては、平時より災害を考慮した対策を講じます。
- (2) 災害時非常通話を確保し、システムの整備に努めます。

## 5 ガス施設

- (1) LPガス容器について、流出及び転倒防止措置を実施します。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。

## 第2 LPガス応急対策

### 1 被害状況の調査

LPガス供給業者は、震度5弱以上の地震が発生した場合は直ちにLPガス設備の被害を調査します。

### 2 応急対策

LPガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、危険予防措置を講じるとともに関係機関への通報並びに住民への広報を行います。

### 3 応急復旧対策

LPガスの災害復旧については、応急修繕を行い安全を確認の上、LPガスの供給を再開します。

## 第3 水道施設応急対策

### 1 災害発生直後の対応

#### (1) 応急対策人員の動員

災害発生後直ちにあらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、災害対策を実施します。

#### (2) 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施します。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行います。

#### (3) 県などへの応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに支援の要請や、県を通じて県内市町村、厚生労働省、他府県及び日本水道協会など関係団体に対する広域的な支援の要請を行います。

### 2 復旧過程

#### (1) 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行います。

外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示します。

#### (2) 施設毎の復旧方法

ア 貯水、取水、導水並びに浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行います。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処します。

#### イ 送・配水施設並びに給水管

配水場・ポンプ場については、(1)と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進めます。

##### (ア) 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施します。

管路の被害が大きく送水が困難な場合、又は復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消します。

##### (イ) 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施します。

#### (3) 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況などについて、日報・記録写真などを整えます。

#### (4) 復旧作業の現状と見通しなどの伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報などを防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供します。

## 第5 下水道施設応急対策

### 1 被災の想定と緊急措置

#### (1) 管路施設

##### ア 管路の損傷などによる路面の障害

交通機関の停止、通行人の事故防止などの緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じます。

##### イ マンホールなどからのいっ水

排水路などとの連絡管きょ、複数配管している場合の他の下水道管、又はループ配管などを利用して緊急排水します。

可搬式ポンプを利用して他の下水道管きょ・排水路などへ緊急排水します

##### ウ 吐き口などにおける護岸やゲート損傷による浸水

河川などの管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水などの措置をとります。また、浸水区域では、マンホールの蓋が外れている場合が多いので、住民に注意を喚起するとともに、その確認を急ぎます。

#### (2) ポンプ場及び処理場施設

##### ア ポンプ設備の機能停止

損傷箇所などの点検・復旧を実施するとともに、浸水などの場合には緊急排水・浸水防止などの措置を講じます。

##### イ 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度などを確認のうえ、自家発電設備などの活用をはかるとともに、損傷箇所の復旧に努めます。

##### ウ 自動制御装置の停止

現場の手動操作によって運転することとなるが、平素から操作要領の策定・習熟に努めておくことが望ましい。

##### エ 燃料タンクなどからの危険物の漏洩

危険物を扱う設備については、地震発生後速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合は、速やかに緊急措置を講じます。

### 2 被害状況の把握と緊急措置の実施

災害の発生に伴い、下水道施設には1のような被害が想定される。処理場・ポンプ設備のみならず管路などを含むシステム全体について速やかに被害状況を把握し、次の事項に留意のうえ、緊急措置・施設の復旧などを実施します。

#### (1) 被害状況の調査と点検

災害発生後、速やかに被害状況の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害の恐れのあるものについては、並行して応急対策を施さなければなりません。また、調査・点検に当たっては、次の事項に留意します。

ア 二次災害の恐れのある施設など緊急度の高い施設から、順次重点的に調査・点検を行います。

イ 調査・点検洩れの生じないように、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施しま

す。

ウ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録しておきます。

(2) 応急復旧計画の策定

被災箇所の応急復旧に当たっては、その緊急度などを考慮し、工法・人員・資機材などを勘案のうえ、全体の応急復旧計画を策定して実施します。

(3) 防災体制の整備

緊急措置を迅速・効果的に実施するため、下水道の管理機関は、平素から次の事項について整備に努めます。

ア 防災組織・配備体制の確立

イ 応急対策用資機材の整備

ウ 応急対策用資機材の確保などのため、民間企業との協力体制の確立

エ 他の地方公共団体との相互応援体制の整備

## 第 15 節 水防計画

### 目的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 4 条の規定に基づき、鳥取県知事から指定された指定水防管理団体たる若桜町が、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき、若桜町の地域にかかる河川の洪水、土砂崩れ等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とします。

### 1 水防事務の処理

洪水等に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第 10 条第 3 項による水防警報の通知等を受けたときから、洪水による危険が除去される間、この水防計画に基づいて、水防事務を処理するものとします。

### 2 水防の定義と責任

#### (1) 定義

##### ア 水防本部

本町における水防を統括するために設置し、本部事務局を若桜町役場内に置く。

##### イ 水防本部長

町長

##### ウ 消防（水防）機関の長

消防団長

#### (2) 責任

水防法により、次のとおり水防の責任を果たさなければなりません。

##### ア 水防本部の責任

町内の水防態勢の確立を図るとともに、水防能力の育成に努めなければなりません。

##### イ 消防機関の長

水防本部長より出動を要請された消防機関の長は、洪水などの被害が拡大しないように努めなければなりません。

##### ウ 地元住民の責任

水防本部長又は消防機関の長から水防法第 24 条の規定に基づく水防に従事することについて要請があったときは、進んでこれに協力しなければなりません。

### 3 水防組織と機構

水防本部は、水防法第 10 条の規定による気象状況等の通知を受けたときは、本節「別表第 1 若桜町水防本部組織系統図」及び「通報系統図」、並びに「別表第 2 若桜町水防本部事務分担表」により事務及び配備体制を処理します。

### 4 水防配置と出勤

水防本部長の要請等により、水防本部員は常時勤務から水防配備体制への切り換えを確実迅速に行い、各々分担する事務に従事します。

(1) 第1非常配備（準備態勢）

始期：大雨注意報又は洪水注意報が発令されたとき、並びにその他水防本部長（町長）が必要と認めたとき。

終期：注意報が解除され、その必要がなくなったとき。

ア 情報連絡班

4～5名がこれにあたり、主として情報連絡活動にあたる。事態の推移によって直ちに関係者の招集並びに各係、消防団などに指示ができる準備を進めます。

時間外のときは、宿日直員がこれにあたり、情報連絡係は外出をさけ、また居所を明確にしておきます。

(2) 第2非常配備（警戒態勢）

始期：大雨警報又は洪水警報が発令されたとき。

終期：警報が解除され、その必要がなくなったとき。

ア 情報連絡班

情報機関と連絡を密にし、準備態勢を整え、事態の推移によっては第3非常配備の情報連絡班をして重要水防区域を巡視点検します。巡視中異常を認めたときは、住民などの協力を得て適切な処置をとるとともに、直ちに水防本部に連絡し指示を受け対処します。

時間外のときは、情報連絡班は本部に出動し、その他の係員は外出をさけ、いつでも出動できる態勢を整えます。

イ 資材班

準備態勢（資機材の点検）

ウ 輸送班

準備態勢（出動態勢）

エ 現地指導班

準備態勢（出動態勢）

オ 現地工作班

準備態勢（出動態勢）

(3) 第3非常配備（非常態勢）

始期：事態が切迫し甚大な被害が発生するおそれがあり、また一部被害が発生した場合並びに鳥取県災害対策本部が設置され水防本部長が指示したとき。

終期：警報、注意報が解除され、被害の発生もなく、その必要がなくなったとき。

ア 情報連絡班

水防本部長の指示により、第2非常配備に引き続き、情報収集をし、異常を認めたときの適切な処置、現状を水防本部長並びに現地指導係長に連絡し、迅速な対応処置をします。

イ 救護班

水防本部長の指示により直ちに出勤し係長、班長の指揮の下、迅速な対応処置をします。

ウ 会計班

水防本部長の指示により直ちに出勤し係長、班長の指揮の下、迅速な対応処置をします。



工 資材班

水防本部長の指示により直ちに出勤し係長、班長の指揮の下、迅速な対応処置をします。

才 輸送班

水防本部長の指示により直ちに出勤し係長、班長の指揮の下、迅速な対応処置をします。

カ 現地指導班

水防本部長の指示により直ちに出勤し係長、班長の指揮の下、迅速な対応処置をします。

キ 現地工作班

水防本部長の指示により直ちに出勤し係長、班長の指揮の下、迅速な対応処置をします。

## 5 重要水防区域

### (1) 重要水防区域判定基準

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高流下能力	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所	
法崩れすべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施行の箇所	1 法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所 2 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配などからみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施行の箇所	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施行の箇所	1 漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所 2 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施行の箇所	

水衝・洗掘	<p>1 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘しているがその対策が未施行の箇所</p> <p>2 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固めなどが洗われ一部破損しているが、その対策が未施行の箇所</p> <p>3 波浪による河岸の決壊などの危険に瀕した実績があるが、その対策が未施行の箇所</p>	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施行の箇所	
工 作 物	<p>1 河川管理施設など応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所</p> <p>2 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高などが計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所</p>	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高などと計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切りなどにより本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡・旧川跡			<p>1 新堤防で築造後3年以内の箇所</p> <p>2 堤防跡又は旧川跡の箇所</p>
溢水	河積が狭小でたびたび溢水、氾濫の実績があり、危険が予想される箇所	河積は暫定的に確保されているが溢水、氾濫のおそれが十分ある箇所	
侵食	天然海岸及び既設護岸が著しく侵食されているか、あるいは過去において侵食された実績があり危険が予想される箇所	侵食に対して暫定的に対策が講じられている箇所及び侵食のおそれが十分ある箇所	

※鳥取県にて重要水防区域を判定して各市町村に情報提供される。

## 6 水防用資機材の備蓄

- (1) 水防用資機材は、出水時水防に使用するため、水防倉庫に備蓄し、一朝有事の際には、これら資材をもって最も効果的に水防活動に使用しうるようにしておかなければなりません。
- (2) 水防倉庫内の備蓄資機材は、随時厳重に調査・点検し、緊急の際充分に役立つよう整備しておきます。
- (3) 備蓄資機材の現在数量

(資料編第2章資料14)

## 7 水防信号等

- (1) 水防信号は、鳥取県水防計画に定める水防信号によるとともに、町防災行政無線・IP告知端末・電話等により、出動・避難等要請を行います。

### ア 出動信号

消防団員全員出動

### イ 危険信号

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせます。

種 類	打 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
出動信号	○—○—○ ○ ○—○—○ ○ 3点と1点の斑打	○— ○— 10秒 10秒 10秒
危険信号	○—○—○—○—○—○ ○—○—○—○—○—○ 5連打	○— — ○— — 30秒 30秒 30秒

## (2) 消防団の活動

ア 洪水に際し、水害を警戒し、及びこれによる被害を軽減するため出動信号を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間水防活動をします。

イ 水防活動区域を次のとおり定めます。

地図番号	区 域	担当分団
1-A 7	八東川のうち旧若桜（高野～根安）地内 糸白見川 8 根安川	第1分団
1-B 11	八東川のうち旧池田（須澄～落折）地内 落折川 10 加地川	第3分団
9	吉川川	第3分団
6	つく米川	第4分団
5	屋堂羅川	第1分団
2	来見野川 3 角谷川	第2分団
4	三倉川	第2分団

※1ただし、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることがあります。

※表中の重要水防区域番号は資料編第2章資料13に対応しています。

## 8 公用負担

- (1) 水防法第 21 条に定める公用負担の権限を行使した場合には、次の証票 2 通を作成し、その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるものに手渡すとともに他の 1 通を水防解除後取りまとめ、町長に提出します。

第 号				
公 用 負 担 命 令 書				
負担者住所				
氏名				
物 件	数 量	負担内容 (使用、収用処分)	期 間	摘 要
年 月 日				
命令者氏名				印

- (2) 水防本部長（町長）は、公用負担行使に関する権限を当該地区について担当分団長に委任することができます。
- (3) 前記委任をした場合には、下記権限証を提示しなければなりません。

公 用 負 担 命 令 権 限 証	
所属氏名	
上記の者に	区域における水防法第 21 条第 1 項の権限行使を委任したことを
証明する。	
年 月 日	
水防本部長若桜町長	
印	

- (4) 上記の権限によって損失を受けたものに対して、水防管理団体は時価によりその損失を補償します。

## 9 水防解除

水防本部長は、水位が通報水位以下に減じかつ危険がなくなったときは水防解除を命じ、これを一般に周知するとともに鳥取県八頭県土整備事務所にその旨を報告します。

## 10 避難計画

洪水の氾濫により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条の規

定により水防本部長は、必要と認める区域の居住者に対し、準備又は避難を指示する。

町長は、郡家警察署長と協議のうえ事前に避難計画を作成し、予定避難先及び経路等を調査し、必要なる措置を講じておくものとします。

### 1.1 水防顛末報告

水防が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて様式第1・様式第2により鳥取県八頭県土整備事務所長に提出します。

### 1.2 水防計画

(1) 水防計画は、水防法(昭和24年法律第193号)第33条第2項により、若桜町防災会議の調査審議を経た後、速やかに県知事に届出なければならない。

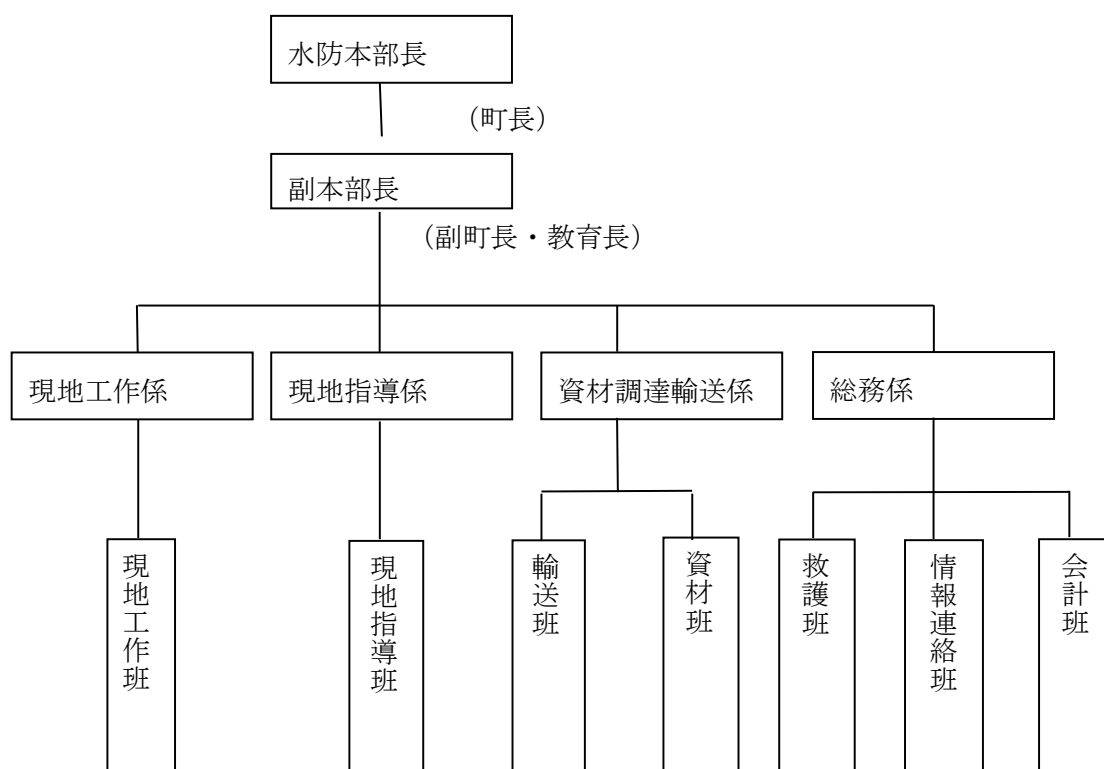
2 審議した水防計画は、郡家警察署長その他関係機関及び団体に通知する。

### 1.3 水防協議会

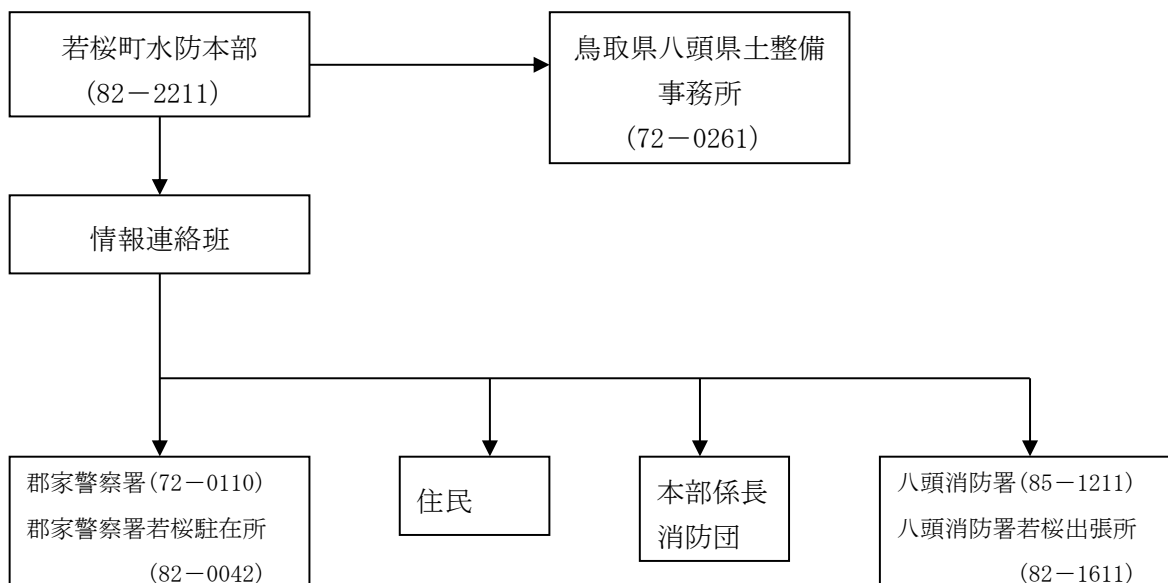
若桜町水防協議会は、鳥取県水防計画の見直し等があった場合は、速やかに若桜町水防計画の内容を審議し決定します。

別表第 1

(1) 若桜町水防本部組織系統図



(2) 通報系統図 (水防本部長が水防本部を設置したとき。)



(注) 住民への情報は防災無線、IP 告知端末 (テレビ電話) による広報

## 第4章 復旧・復興計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど将来の災害に備える事業対策の計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後、被害の程度を充分検討して作成し、早期実施を図ります。

### 第1節 公共施設の災害復旧

災害復旧対策として町で実施するものは、概ね次の計画による。

#### 1 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)

- (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備災害復旧事業計画
- (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (4) 道路公共土木施設災害復旧事業計画

#### 2 農林水産業施設災害復旧事業計画

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

#### 3 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

#### 4 並びに清掃施設など災害復旧事業計画

(水道法(昭和32年法律第177号)、下水道法(昭和33年法律第79号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

#### 5 社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障がい者福祉法(昭和24年法律第283号)、精神薄弱者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、売春防止法(昭和31年法律第118号))

#### 6 公立学校施設災害復旧事業計画

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号))

#### 7 公営住宅災害復旧事業計画

(公営住宅法(昭和26年法律第193号))

#### 8 公立医療施設災害復旧事業計画

(医療法(昭和23年法律第205号)、伝染病予防法)

#### 9 治山事業関係災害復旧事業計画(各事業の実施要綱、要領による。)

- (1) 林地崩壊防止事業計画
- (2) 災害関連山地災害危険地区対策事業計画
- (3) 県単独治山事業計画

## 第2節 災害復興計画

### 第1 公共事業に対する資金計画

災害復旧についての資金需要を迅速に把握し適切、効果的な資金の融資、調達を行うため必要な措置を講ずします。

措置の概要は、次のとおりです。

- (1) 災害関係経費にかかる資金需要を迅速的確に把握
- (2) 一時借入金及び起債の前借りなどにより災害関係経費を確保
- (3) 地方交付税の繰上げ交付を国へ要請
- (4) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期すこととします。
- (5) 激甚災害が発生した場合には、災害状況を速やかに調査・把握し、激甚災害に対処するための特別の財政援助などに関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害にかかる財政援助措置を受けられるよう、早期に激甚災害として指定されるための資料の整備、関係機関への要望などその措置を行います。

### 第2 資金融資計画

#### 1 農林業者対策

町は、被災農林業者に対してその経営の安定化を図るため、次の措置をとります。

- (1) 農業協同組合などの金融機関が被災農林業者又はその団体に対して行う経営資金などのつなぎ融資の指導斡旋
- (2) 天災による被害農林業者などに対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）による経営資金などの融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- (3) 農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）に基づく災害復旧資金の斡旋
- (4) 自作農維持資金融通法（昭和30年法律第165号）による自作農維持資金の融資斡旋
- (5) 農林漁業金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金の既往貸付資金にかかる貸付期限の延期などの措置

#### 2 商工業者対策

被災商工業者に対してその経営の安定を図るため、次の措置をとります。

- (1) 中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要などについて速やかに把握し、政府及び一般の金融機関に対し、協力融資につき依頼する。
- (2) 地方銀行などに対し、町の資金を預託し、貸付条件の円滑化を図るように努める。

#### 3 一般住宅対策

- (1) 住宅金融



災害により住宅に被害を受けた者に対しては、住宅金融公庫資金の斡旋などを行います。

#### (2) 災害復興住宅資金

被災地の滅失及び一部破損家屋の状況を調査し、災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは被災者に対し、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、借入を促進します。

#### (3) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が10戸以上となった場合は、融資の希望者、被害程度などその実態を把握したうえで、災害特別貸付制度による融資を住宅金融公庫に申し出るとともに、被災者に融資制度の内容を周知せしめるなど必要な処置をとり、借入申込みに当たってはその手続上の指導を行います。

#### (4) 地すべり関連住宅資金

地すべりなど防止法（昭和33年法律第30号）第24条第3項の規定により、知事の承認を受けた関連住宅を移転又は建設しようとするものに対する融資の斡旋については、町は災害復興住宅資金と同様の措置を講じます。

#### (5) 住宅緊急改良資金の貸付

町は被害を受けた住宅の復興を図るため、住宅の改良・補修に要する資金の融資の斡旋します。

### 4 生活確保に対する資金対策

町は災害を受けた生活困窮者などの再起に必要な事業資金その他小額融資を確保するため、世帯更生資金、母子及び寡婦福祉資金などの導入に努めます。また、被害地域の民生を安定させるため、被災者に対して次の対策を講ずるべく努めます。

#### (1) 被災者に対する職業の斡旋

#### (2) 町税の徴収の猶予及び減免の措置

#### (3) 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金など預金者に対する非常払渡し、郵便はがきなどの無償交付など

#### (4) 公営住宅の建設

#### (5) 生活必需物資の確保

## 第3節 損害補償

### 1 目的

人的公用負担などに関わる損害補償を規定し、損害を受けた者などを補償します。

### 2 災害応急対策活動従事者の損害補償

以下の法に基づき、損害補償を行います。

#### (1) 災害対策基本法第84条第1項に基づく損害補償

#### (2) 消防法第36条の3に基づく損害補償

## 第4節 激甚災害の適要

大規模な災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助などに関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定を早期に受けられるよう措置し、災害の早期復旧に努めます。

### 1 激甚災害指定手続

激甚災害指定は、大規模な災害が発生した場合において、内閣総理大臣が県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断するもので、町は、被害を受けた施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、県に報告します。

### 2 激甚法に定める事業

激甚法の適用対象事業は資料編第1章資料3のとおり。なお、激甚の指定を受けた場合には速やかに関係調書などを作成し、県の関係部局に報告を行います。

### 3 激甚災害指定基準

激甚災害及び局地的激甚災害の指定基準は資料編第1章資料3のとおり。

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設など及び農地、農業施設などに関するものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、災害の翌年から指定される。

# 震災対策編

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の概要

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、若桜町防災会議（以下「町防災会議」という。）が作成する計画です。若桜町に係る震災対策に関して、町がやらなければならない事柄を中心に、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定めています。、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的に実施することで、住民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図ることを目的としています。

### 2 計画策定機関

若桜町防災会議とします。

### 3 計画の構成

この計画は、町域において想定される災害に対して、町域内の関係機関の協力業務を含めています。また、一般対策編、震災対策編及び資料編によって構成されています。

震災対策編は、震災対策について、総合的かつ基本的な対策を行うため、本町が行う各種対策を「予防」、「応急対策」、「復旧・復興」の時系列ごとに構成しています。

本計画の全体構成及び内容は次のとおりです。

#### (1) 総 則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱、本町が行う地震災害対策に関する計画の方針について定めます。

#### (2) 災害予防計画

地震災害が発生した場合に、その被害を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定めます。

#### (3) 災害応急対策計画

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、これを防御し、応急対応を実施するなど、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な措置について定めます。

#### (4) 災害復旧・復興計画

被災者の生活支援や自立復興の促進など、住民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧に当たっての基本方針を定めます。

#### (5) 一般対策編の準用

地震による災害は、風水害とは発生要因が異なりますが災害対策上必要な施策の内容はほぼ同様です。

そこで、本編の「震災対策編」では、具体的な施策については、「一般対策編」の施策を準用することとし、地震災害対策として特有な施策内容についてのみ記述しました。

### 4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正します。

### 5 計画の周知・習熟

本町及び防災関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務を十分果たせるように、住民への周知を図り、災害対策の対応能力を高めるように努めます。

## 第2節 地震被害想定

鳥取県地震防災調査研究報告書によると、鹿野・吉岡断層の地震、倉吉南方の推定断層の地震、鳥取県西部地震断層の地震を想定した調査結果が報告されています。

いずれの地震も結果は同じで地震動は5弱以下、液状化は極めて低く、建物、ライフライン、人的被害、社会機能支障はないと予測されています。

しかしながら、近隣には山崎断層、雨滝・釜戸断層があり、また想定外の震災の可能性も考慮して備える必要があります。

## 第3節 若桜町防災会議

---

具体的な内容については、資料5「若桜町防災会議条例」参照。

## 第4節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

---

具体的な内容については、一般対策編第1章第5節「町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱」に準じます。

## 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

---

- (1) 建築物、構造物の耐震化
- (2) 避難地、避難路の整備
- (3) 地域防災拠点施設の整備
- (4) 消防用施設及び消防用資機材等の整備
- (5) 消防活動を確保するための道路の整備
- (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (7) 町立の保育所、小・中学校、公民館等の改築又は耐震補強
- (8) 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池の耐震補強
- (9) 通信施設の整備
  - ア デジタル同報系防災行政無線の新設
  - イ デジタル移動系防災行政無線の新設
- (10) 老朽住宅密集住宅地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場、その他公共空地又は建築物の整備

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 災害に強いまちづくり

#### 方針

防災の観点から、都市構造の形成を見直し円滑な災害応急対策を実施するため、災害救助の拠点となる施設や避難・救援に必要な施設については安全性の向上を図ります。

#### 1 地震に強いまちづくりの推進

- (1) 避難路、避難地、火災延焼遮断帯、防災活動の拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備を図ります。
- (2) 町域の中心部など建築物の密集した火災延焼危険率の高い地域等において、建築物の耐震・不燃化による延焼防止を図ります。
- (3) 防災に配慮した土地利用への誘導等大規模火災の防止対策を講じます。

#### 2 公共、公用施設の耐震化対策の推進

- (1) 不特定多数の人々に利用される公共施設等の耐震性等を確保に努めます。
- (2) 新耐震基準（昭和56年6月施行）制定以前に設計施工された公共施設等のうち、災害救助の拠点となる施設や避難・救援に必要な施設については、耐震診断及び耐震改修の促進を図っていきます。

### 3 一般建築物の耐震化対策等の推進

- (1) 住民に対して、新耐震基準制定以前に施工された木造住宅等への耐震診断の必要性をPRに努めます。
- (2) 建築物の災害予防知識及び建築基準法令の普及・啓発を図り、遵法精神の高揚に努めます。
- (3) 建築確認申請時等において防火上及び耐震上の指導を行うなど建築物の耐震化について啓発を推進します。
- (4) 建築設備、ブロック塀、自動販売機、窓ガラス、屋内の家具等の転倒・落下対策についても周知を図ります。
- (5) ブロック塀等の安全対策

町は、避難路・通学路沿い及び不特定の者が通行する道路（私道は除く）に面する高さ60cmを超えるコンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀等の危険なブロック塀等の倒壊による通行人への被害や避難時の通行の妨げとなることを未然に防止することを目的に撤去又は改修を行う所有者に対して補助を行い安全対策を図ります。

- (6) 平成22年3月に策定した「若桜町耐震改修促進計画」に基づいて耐震化を促進します。

### 4 屋外広告物等の落下防止

道路管理者及び屋外広告物許可権者は、災害により落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物について、設置者に対して改善措置を講じるよう指導します。

### 5 ライフライン施設の耐震化対策の推進

- (1) 地震時に備えた水道施設・設備の整備を促進し、漏水の未然防止、緊急時に対応可能な浄水・給水場の整備を図ります。
- (2) 下水道処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設は、地震等で被災した際にも機能を保持する構造化を目指します。
- (3) 電気、ガス、通信施設は、関係する各社と日ごろから情報交換を行い、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策を講じます。

### 6 火災予防対策及び防災拠点施設機能の整備推進

- (1) 住民の火気取扱いに関する啓発、家庭への消火器具の普及等出火防止対策及び初期消火対策を推進します。
- (2) 避難場所等防災拠点における収容、情報収集・伝達、備蓄、応急救護等の機能の整備及び耐震性貯水槽の整備等による消防水利の整備を推進します。

### 7 危険物施設等災害予防の推進

- (1) 危険物施設等の現況を的確に把握しておきます。
- (2) 消防本部と連携し、法令上の基準の遵守及び施設・設備等の耐震化に関する指導を徹底します。
- (3) 自衛消防組織による訓練等の充実や防災関係機関との連携体制の強化を進めます。



## 8 土砂災害予防の推進

急傾斜地等では、地震により土砂災害の発生が懸念されます。このため、被害を最小限に食い止められるよう、災害防止事業を推進するとともに、次の対策に積極的に取り組みます。

- (1) 災害危険地域の現状把握とパトロールの実施
- (2) 住民への周知

## 9 文化財の耐震化の推進

文化財を地震から保護するため、年1回以上その管理状況（転倒・倒壊対策の状況、消防設備の整備状況）を調査し、これに基づき必要な措置を講じます。

## 10 被災者支援体制（地籍調査の推進）

町は、災害発生時の境界の元の位置の確認による迅速な復旧及び紛争の軽減のため、地籍調査の実施を推進するものとする。

- (1) 地震、土砂崩れ、水害等で土地の形状が変化した場合における、元の土地の境界に関する正確な記録がないことによる復旧の遅れ等を防止する。
- (2) 地籍調査で、個々の土地境界の位置を地球上の座標値と結び付け、成果を管理することにより、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することを可能とする。

# 第2節 町の防災力の向上

## 方針

災害時において、迅速かつ円滑に災害対策が講じられるよう、環境整備や職員の動員体制の整備、情報収集・伝達手段の整備、防災関係各機関との連携強化、物資・資機材等の備蓄、消防力の充実強化、避難態勢の整備などの推進に努めます。

### 1 迅速かつ円滑な災害対策本部体制確立のための環境整備

地震発生時には、まず来庁者及び職員の安全確保を図るとともに（勤務時間中に発災の場合）、災害対策本部を迅速・円滑に立ち上げ、各種災害応急対策を遂行する環境を整えるため、あらかじめ次の点について対策を講じます。

- (1) 来庁者及び職員の避難誘導マニュアルの作成及び訓練
- (2) 庁舎内ロッカー、キャビネット、自動販売機等の転倒、落下防止対策
- (3) 本部室（会議室）の備品等の備え
- (4) 停電時の自家発電装置の備え
- (5) 職員の食糧、水、トイレ等の備え

### 2 職員の動員体制の整備

休日・夜間等勤務時間外に地震が発生した場合には、的確な初動活動のため職員を迅速に動員するため、動員配備表の配布や訓練等を通じて、動員配備基準の周知徹底を図ります。

### 3 情報収集・伝達手段の整備

地震発生直後の情報交換については、携帯電話も含め一般加入電話の輻そう、途絶も想定されます。こうした事態において、適切な情報収集、伝達が行えるよう、あらかじめ次の点について対策を講じます。

- (1) 町防災行政無線（同報系、移動系）の整備
- (2) 災害時優先電話の指定
- (3) アマチュア無線技士との協力体制の整備

#### 4 被害情報収集体制の整備

- (1) 自主防災組織等を活用し、住民から被害情報を入手する体制を整備します。
- (2) 被害情報収集マニュアルを作成するなどして適切な被害情報の収集体制を整えます。

#### 5 住民への広報体制の整備

地震後においては、二次災害防止の呼びかけ、避難勧告・指示等といった緊急情報のほか、安否情報、給水や物資配布、交通規制情報などさまざまな生活情報を住民に広報することが求められるため、住民への広報活動を適切に行えるよう、次の点について準備を行います。

- (1) 住民への情報伝達手段の充実  
防災行政無線、IP告知端末（テレビ電話）、サイレン、インターネット、広報車等複数の情報伝達手段の充実していきます。
- (2) 各学校のパソコンの整備  
防災拠点及び避難所としている各学校のパソコンの整備します。
- (3) 広報紙（チラシ）の発行体制の整備

#### 6 防災関係各機関・団体との連携強化

地震後の各種災害応急対策活動は、町及び防災関係機関・団体が連携して実施します。

防災関係機関、団体と連携した活動が適切に行えるよう、あらかじめ次の点について準備を行います。

- (1) 協定等の締結
- (2) 定期的な情報交換の実施
- (3) 防災訓練の実施

#### 7 物資・資機材等の備蓄の推進

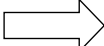

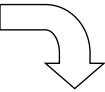
大規模地震により多数の被災者が発生した場合、飲料水、食糧、生活必需品等生活関連物資や救出・救助用資機材が必要となります。

そこで、迅速・的確に被災者への支援を行うことができるよう、公的備蓄型・流通在庫備蓄型の両面から、今後、物資の備蓄整備を推進します。

また、備蓄に当たっては、次の点に留意します。

- (1) 公的備蓄のための備蓄倉庫の整備  
 発災時に迅速な供給を行えるよう、可能な限り地域ごとに分散して備蓄倉庫を整備します。その際、水害等の危険性がないよう十分配慮します。
- (2) 流通在庫備蓄のための協定等の締結
- (3) 季節性、地域特性に配慮した備蓄（ストーブ、扇風機等）
- (4) 在宅災害時要援護者に配慮した備蓄（粉ミルク、おむつ、食べやすい食品、車イス等）
- (5) 集団生活に配慮した備蓄（プライバシーの確保のための仕切板等）
- (6) 時間の経過を考慮した備蓄（避難生活が長期化した場合に備えた生鮮食料品等の流通在庫備蓄体制の整備等）
- (7) 避難所等防災拠点を考慮した備蓄

備蓄目標基準（例）

	住民による備蓄	行政による備蓄	
		町	県
家庭・自主防災組織レベル	1人3日分 (現物を備蓄) 	被災者の1日分相当量 (現物を公的備蓄) 	
町域レベル		被災者の2日分相当量 (現物の公的備蓄又は流通在庫備蓄)	
広域レベル			現物の公的備蓄又は流通在庫備蓄
合計	3日分	3日分	

(注) 矢印は、不足が生じた場合、補完する手順を示す。

## 8 消防力の充実強化

地震時の消防活動を円滑に行えるよう、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」等に基づき、消防施設、消防水利等の充実に努めます。

また、次の観点から活動能力の向上に努めます。

- (1) 消防活動計画の整備  
 大規模地震時における消防機関の消火、救助・救急活動、広域応援活動等の消防活動計画を定めておきます。
- (2) 消防団の強化、活性化  
 現有消防力については、一般対策編第2章第10節「救助・救急体制の整備」及び第15節「消防団及び自主防災体制の整備」を参照のこと。

## 9 避難体制の整備

- (1) 地震時において、本町で避難が必要な場合としては、おおむね次の事態が想定されます。
  - ア 家屋密集地で火災が発生し、延焼の危険がある場合
  - イ 土砂災害や堤防、ため池の決壊等の危険がある場合
  - ウ 住家が被害を受け、住居に危険がある場合
- (2) 町は、住民が適切に避難できるよう、次の点について避難体制の整備を図ります。
  - ア 広域避難場所、避難路、避難所、福祉避難所の指定・整備
  - イ 避難所の収容機能のほか、物資備蓄機能、応急救護機能、情報収集・伝達機能等防災拠点としての機能に着目した施設の整備
  - ウ 広域避難場所、避難路、避難所、福祉避難所の住民への周知
  - エ 避難所、福祉避難所の開設・運営管理体制の整備（マニュアル作成等）

## 10 医療体制の整備

地震により負傷者が多数発生した場合、管内医療機関の稼働状況の把握、医療救護所の設置、医療救護班の派遣要請・受入れ・重傷者の後方搬送、住民への広報等様々な活動が求められます。

これらの活動を適切に行えるよう、次の観点から医療体制の整備を推進します。

- ア 医師団、医療機関との連絡体制の整備
- イ 医療救護班の派遣要請・受入体制の整備
- ウ ヘリコプターによる後方搬送体制の整備
- エ 被災医療機関への支援体制の整備（避難支援、給水等）

## 11 二次災害防止体制の整備

- (1) 二次災害を防止するために、地震後、住居や各危険箇所の危険性を把握し、必要に応じて応急措置や避難の措置を講じます。
- (2) 危険性の把握に当たっては、建築士、砂防技術者等専門技能者との連絡体制や活動体制をあらかじめ整備しておきます。

## 12 在宅災害時要援護者対策の推進

在宅災害時要援護者（在宅の寝たきり、認知症、一人暮らしの高齢者、身体障がい者、透析・難病患者、乳幼児等）が災害に見舞われると、その介護者も含めさまざまな障害に直面します。

これらの人々を支援するため、次の観点から対策を推進します。

- ア 安否確認体制の整備（台帳の作成等）
- イ 地域での避難等支援体制の整備
- ウ 福祉避難所の指定及び周知

## 13 防災ボランティア活動の活性化のための環境整備

防災ボランティア活動は、活動を通じて防災知識の習得や人的なネットワークの形成が図られるなど、自らの防災力を向上させることにも結びつくため、次の観点から、防災ボランティア活動の活性化に向けた環境整備を推進します。

ア 防災ボランティア活動に関する普及啓発

イ ボランティアの活動拠点の整備

#### 14 防災訓練の推進

町及び住民等の防災力を向上させ、防災関係機関・団体等との連携を強化し、地域防災計画の実効性の検証等防災上の課題を把握します。

このため、町は定期的に総合防災訓練、情報収集・伝達や参集等の個別訓練、図上シミュレーション訓練の実施を推進します。

訓練種目の例として次のようなものを想定して実施します。

- (1) 避難勧告等の伝達訓練
  - (2) 災害対策本部設置訓練
  - (3) 非常参集訓練
  - (4) 情報収集訓練
  - (5) 消火、救助・救急訓練
  - (6) 医療救護訓練
  - (7) 避難訓練
  - (8) 初期消火訓練
  - (9) 応急手当訓練
- } 住民を対象

## 第3節 住民等の自主防災力の向上

### 方針

地震から、最初に自らの生命・財産を守るためには自主防災力の向上が欠かせません。そのため、町では防災の啓発や効果的な防災訓練を実施し、各家庭・事業所等や地域の自主防災力の向上に努めます。

#### 1 各家庭・事業所の自主防災力の向上

町は、自主防災力の向上を図るため、啓発や防災訓練に関し効果的な手法を検討し、対策を実施していきます。

事業所については、防火管理業務の指導等も合わせ被害の発生・拡大防止を図ります。

なお、家庭に求められる自主防災力向上対策は、次のとおりです。

##### (1) 家庭での危険防止対策の実施

- ア 家具の固定
- イ 落下物の防止
- ウ 家屋の耐震化（耐震診断、補強等）・不燃化
- エ 家屋周辺の危険性の把握

##### (2) 家庭備蓄の実施

- ア 消火器、バケツ等の消火用具
- イ のこぎり、バール等の救出用具
- ウ 救急医療セット等の医療用品
- エ 食糧、水、燃料（3日分程度）
- オ 衣服、毛布等の生活用品
- カ 懐中電灯等の照明用品
- キ ラジオ等の情報収集用品
- ク 町で配布した防災袋
- ケ その他各家庭の実情に応じた品目

##### (3) 防災知識及び対処方法の理解と習得

- ア 地震の知識（発生メカニズム、「震度」と「マグニチュード」の違い、余震への対応等）
- イ 地震発生時の対処方法（初期消火、救出・救護等）
- ウ NTT災害用伝言ダイヤル（「171」）の利用方法
- エ 非常時の家族の避難場所や連絡方法の確認

#### 2 地域の自主防災力の向上

- (1) 自主防災組織の組織化を促すとともに、自主防災組織の活動能力の向上を図るため、リーダーの養成、活動マニュアルの作成、資機材の整備・備蓄場所の確保、防災訓練等に関し、積極的に支援していきます。
- (2) 日ごろの町内会活動を通じて、ビデオ、防災パンフレットの活用や研修会の実施などにより防災意識の啓発を図ります。
- (3) 地区居住者等は、地区防災計画を作成し、災害対策基本法に基づき、若桜町防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができます。(若桜町地区防災計画の運用に関する要綱参照)

### 3 在宅災害要援護者の自主防災力の向上

在宅災害要援護者（在宅の寝たきり、認知症、一人暮らしの高齢者、身体障がい者、透析・難病患者、乳幼児等）などの災害時要援護者に対し、町は、福祉関係者及び在宅要援護者自身と協働で、在宅要援護者の自主防災力の向上に向けた対策を講じていきます。

### 4 小中学校及び災害時要援護者関連施設の自主防災力の向上

児童生徒、乳幼児、要介護高齢者、身体障がい者、傷病者等が集まる小・中学校、幼稚園、保育所及び災害時要援護者関連施設の管理者等に対し、地震発生時に的確な対応が図れるよう、消防計画や防災計画の作成、見直し、防災訓練の定期的な実施について指導します。

### 5 小中学校における防災教育の推進

町は、地震災害に関する知識を深め、地震への対応力を高めるため、各教科、総合学習、特別活動の指導における副読本等教材・資料の作成、避難訓練、応急処置等、児童生徒の発達段階や学校等の実態に応じた防災教育に取り組んでいきます。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 応急活動体制

#### 第1 組織体制

# 1 災害対策本部

## (1) 災害対策本部の設置

### ア 災害対策本部の設置基準

町は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、町長が総合的な応急対策を必要とすると認めるときは、若桜町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置します。本部の設置基準は次のとおりです。

#### 若桜町災害対策本部設置基準

地震の場合
○ 震度5弱以上の地震が発生したとき
○ その他、本部を設置し、総合的応急対策を行う必要があると認めるとき

### イ 災害対策本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は町長とします。

ただし、町長による指揮・監督が困難な場合、又は町長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、次のとおり本部長の職務を代理します。

#### 町長不在の場合における本部長職務の代理順位

第1順位：副町長
第2順位：教育長
第3順位：総務課長

### ウ 災害対策本部の設置要請

本部員の命を受けている者（以下「部長等」という。）が本部設置の必要があると判断したときは、町長に本部の設置を要請することができます。非常事態においては、直ちに本部の設置を行い、事後速やかに町長の承認を得ることとします。

## (2) 事務局

災害対策本部の事務局は総務課に置きます。

災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図ります。

## (3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所を設置場所とします。また、町役場が被災した場合は、被害の状況に応じて対応します。

#### 災害対策本部の設置場所

拠点名	災害対策本部
設置場所	町役場



(4) 本部の開設及び運営上必要な資機材等の確保

(5) 標識の掲示

本部の標識を災害対策本部を設置する施設（本庁又は代替施設）の正面玄関及び本部室前に掲示します。

(6) 本部の廃止

本部長は、町の地域に災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部の廃止を決定します。

なお、災害対策本部廃止後も、継続して行う各班の災害対応事務については、平常時の事務分掌に基づいて各課への事務の引継ぎを行います。

(7) 本部の設置又は廃止についての通知

本部を設置又は廃止した場合、まちづくり推進課長は次に掲げるもののうち必要と認めたものについて、電話その他適当な方法により通知します。

#### 本部の設置又は廃止の報告・通知・公表先

報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表方法
町役場内各対策部		庁内放送・庁内電話・口頭その他迅速な方法
消防本部		電話・FAX・口頭
郡家警察署		電話・FAX・口頭
鳥取県 危機管理局・消防防 災課		鳥取県防災行政無線電話・FAX
報道機関	総務課長 (広報広聴班)	電話・FAX・口頭又は文書
住民	総務課長 (広報広聴班)	防災無線・IP告知端末・広報車・口頭・その他迅速な方法

## 2 現地対策本部

### (1) 現地対策本部の設置

本部長は、次に示す基準により、現地対策本部長を指名し、現地災害対策本部を設置します。

- 被害が局地的で、被災地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮する必要があると認めるとき
- 地震による地盤災害の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難の勧告又は指示の決定・通報並びにその他の救援・救助措置を行うために必要と認めるとき

### (2) 現地対策本部の設置場所

現地対策本部の設置場所は次のとおりです。

拠 点 名	設 置 場 所
現地対策本部	災害現場近くの公共施設及び空地等

### (3) 組 織

現地災害対策本部には、現地対策本部長、本部員及びその他の職員を置き、災害対策本部長が指名する者をもってあてます。

### (4) 委譲権限

本部長は現地災害対策本部長の指名に当たって、次の権限を委譲します。

- ア 現地災害対策本部所管地域の避難の勧告及び指示、警戒区域の設定
- イ 現地災害対策本部所管地域の人的かつ物的応急公用負担

## 3 警戒本部

町長は、次の場合に警戒本部を設置し、警戒体制を配備します。

- 町域において、震度4の地震が発生したとき

### (1) 警戒本部の組織

警戒本部の組織は次表による。

警戒本部長	警戒本部副本部長	本 部 員	活 動 員
町長	副町長	総務課 防災担当職員	定められた職員

#### ※ 留意事項

ア 体制は、所管する区域の被害発生の状態及び程度により決定するので、必ず一致するものではありません。

### (2) 警戒本部の活動

警戒本部長は、配備した要員をもって、情報の収集と連絡、住民等からの通報に

に基づき、現地確認等の警戒活動にあたります。また消防署・消防団と密接に連携し、軽微な災害が発生した場合は協力して応急措置を行います。

(3) 災害対策本部への移行

警戒本部長は、被害状況により災害対策本部の設置が必要と判断した場合、災害対策本部を及び配備体制を決定します。

(4) 本部の廃止

警戒本部長は、次の場合において、警戒本部を廃止し、その旨を各関係機関へ連絡します。

ア 町域に被害がなく、警戒の必要がなくなったと判断した場合

イ 災害対策本部が設置された場合

## 第2 災害対策本部の組織・運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法、若桜町災害対策本部条例の規定に基づき、地域防災計画の定めるところにより行います。

具体的な内容については、一般対策編第3章第1節第2「災害対策本部の組織・運営」に準じます。

## 第3 動員計画

### 1 職員の配備体制

地震が発生した場合における、町職員の配備体制及び設置基準は次のとおりです。

職員の参集・配備基準

本部	配備体制	町域の震度	非常配備基準	動員体制
警戒本部	震災第1配備	震度4	若桜町で、震度4以上の地震が発生したとき	情報の収集・伝達 関係機関への情報連絡 被害予想及び対応策の検討 準備体制への移行準備
災害対策本部	震災第2配備	震度5弱	若桜町で、震度5以上の地震が発生したとき	情報の収集・伝達 危険箇所の巡視 住民等からの通報に基づく現地確認及び対応措置 災害対策本部設置準備 警戒活動 情報の収集・伝達 住民の自主的避難の支援
	3 震災第3配備	震度6弱以上	若桜町で、震度6弱以上の地震が発生したとき	災害応急対策のすべての活動

※ 被害の状況に応じて、人員不足が生じた場合は必要な職員を招集する。

## 2 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次の動員計画により動員を行います。

### (1) 職員の動員計画

課	配備体制					連絡方法
	第一 配備	第二 配備	第三 配備	防災連絡責任者		
				正	副	
総務課	○	○	全員	総務課長	参 事	電話・口頭
ふるさと創生課		○	全員	ふるさと創生課長	課長補佐	電話・口頭
税務課		○	全員	税務課長	課長補佐	電話・口頭
町民福祉課	○	○	全員	町民福祉課長	参 事	電話・口頭
にぎわい創出課		○	全員	にぎわい創出課長	課長補佐	電話・口頭
農林建設課	○	○	全員	農林建設課長	参 事	電話・口頭
出納室		○	全員	会計管理者		電話・口頭
議会事務局		○	全員	議会事務局長		電話・口頭
教育委員会		○	全員	教育委員会 事務局次長	次長補佐	電話・口頭

○防災連絡責任者（副）については、各課長等の次席とします。

### 発災時における主要活動業務（時系列）

活動の主な時期 活動業務	活動組織
	町
※地震後 30 分以内の活動	
災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保	総務班
概括的な被害情報の収集・伝達	総務班、財務班、農林建設班
住民への注意呼びかけ	総務課、
報道機関への情報提供	総務班
※地震後おおむね 24 時間以内に開始する活動	
被害情報の収集・伝達	総務班
住民への広報・報道対応	総務班
医療救護（負傷者の発生状況及び医療機関の稼働状況の把握）	町民班

活動の主な時期 活動業務	活動組織
	町
二次災害の防止	農林建設班、産業班
重要道路の確保	農林建設班
災害時要援護者の安全確保	町民班
児童生徒の安全確保	教育班、町民班
災害救助法の適用	町民班
消防活動	消防班
救助活動	消防班
避難誘導	町民班
避難所の設置・運営	町民班
給水	町民班
食糧、生活必需品等の確保、供給	町民班
遺体の捜索	町民班
遺体の埋火葬	町民班
※地震後おおむね 24 時間以降に開始する活動	
し尿の処理及び廃棄物の収集処理	町民班
防疫及び保健衛生	町民班
文教対策	教育班
住宅対策	農林建設班
産業対策（商工・観光）	産業班
ボランティアの受入れ	町民班
生活再建支援のための情報提供・相談受付	総務班、財務班
り災証明の発行	町民班
被災者生活支援金の支給	財務班
税の減免等	総務班
公共施設等の災害復旧・復興	財務班、農林建設班

## 2 職員の動員

### (1) 招集・連絡

#### ア 勤務時間内における動員配備

町内において、勤務時間内に震度 4 以上の地震が発生した場合には、町長の指示

により配備体制を決定し、庁内放送等を通じて連絡、指示します。

【庁内放送の文例】

ただいま〇〇〇を震源地とした地震が発生しました。本町の震度は〇でした。  
震災第〇配備を設置します。職員は傷病者がいないか確認し、直ちに行動してください。  
各課長は〇〇へ至急集合してください。

イ 勤務時間外における動員配備

職員は、地震を感じたときは、ラジオ、テレビ等により本町の震度に関する情報を確認し、動員配備基準に基づいて直ちに自動参集します。職員は、参集途中の被害状況を把握し、登庁後は事務局に報告します。

(2) 勤務時間外において所定の場所に参集できない職員の対処

状 況	対 処
○ 災害の状況（道路閉塞や状況、バスの運休等）により、所定の参集ができない場合 ○ 勤務する庁舎への参集に1時間以上要すると判断される場合	最寄の町の施設（本庁、支所）に参集し、所属長の指示があるまでは、その施設の責任者の指示に従って災害対策に従事する。
○ 災害の状況（道路閉塞や状況、バスの運休等）又は本人若しくは家族の負傷等、その他やむを得ない事情により、いずれの施設にも参集できない場合	何らかの手段をもって、その旨を所属長又は最寄の町の施設へ連絡する。

(3) 配備に対する職員の心構え

ア 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分に習熟しておくようにします。

イ 職員は、地震が発生した時は、配備命令がない場合であっても、状況によっては、所属長と連絡をとり、進んでその指揮下に入るように努めます。

ウ 自らの判断で速やかに部署に自主的に参集し、防災活動に従事します。

(4) 職員の配置

各対策部長は、若桜町災害対策本部所掌事務に基づき、職員の参集状況に応じて、次の点に配慮して班組織の編成及び職員の配置を行います。

なお、災害の状況により配備体制以上の職員が必要と認められる場合は、各対策部長は各班長を通じて職員を招集し、配置します。

【職員配置を行う上での配慮事項】

- 災害に対処できる配置であること
- 災害対応の長期化に備え、職員の交代勤務などの措置が考慮されていること
- 非常配備体制に移行できる措置であること
- 総務課を通して、他部への応援の要請、派遣を行うこと

### 3 労働力の確保

災害応急対策を実施するに当たって、町職員の動員のみでは労力的に不足する場合、次のとおり労働力を確保します。

#### (1) 従事協力命令

町長は、災害応急対策実施のため人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、住民等に従事命令・協力命令及び保管命令を発し、労務の提供を求めることができます。

対象事業	区分	執行者	根拠法令
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	町長	災害対策基本法第65条第1項
		警察官	災害対策基本法第65条第2項
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	知事	災害救助法第24～25条
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	知事 (町長)	災害対策基本法第71条第1項
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官	警察官職務執行法第4条
水防作業	従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条
消防作業	従事命令	消防署員 消防団員	消防法第29条第5項

#### ア 従事命令等の執行

- (ア) 従事命令等の執行に際しては、必要最小限とします。
- (イ) 従事命令等の執行に際しては、法令等に定める令書を交付します。

#### イ 損害賠償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事し、そのことによって死亡あるいは負傷し、若しくは疾病等にかかった人又は遺族に対する補償は、次の法律に基づき行います。

- (ア) 災害対策基本法第84条
- (イ) 消防法第36条の3
- (ウ) 災害救助法第29条



- (I) 水防法第 45 条
- (オ) 警察官の職務に協力援助した人の災害給付に関する法律

## 第 2 節 災害情報の収集・伝達

### 方針

地震災害発生時において応急対策を効果的に実施するため、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切な各情報等の伝達を行うための連絡体制、地震情報、被害情報その他の災害情報の収集・伝達を行うための体制について定めます。

地震災害発生時において応急対策を効果的に実施するため、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切な各情報等の伝達を行うための連絡体制、地震情報、被害情報その他の災害情報の収集・伝達を行うための体制について定めます。

#### 1 情報連絡体制の確立

町域において震度4以上の地震が発生したとき町は、直ちに電話、FAX、防災行政無線、IP告知端末等の通信機器の緊急点検を行います。

通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び、県、消防、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立します。

(1) 通信施設・設備の機能確認等

町の各対策部（各課）は、災害発生後、所管する通信施設・設備の機能回復に努めます。

ア 通信施設・設備の機能確認

- (ア) 電話・FAX等の機能確認
- (イ) 無線設備の機能確認
- (ウ) 庁内ネットワーク、IP告知端末等の通信施設の機能確認

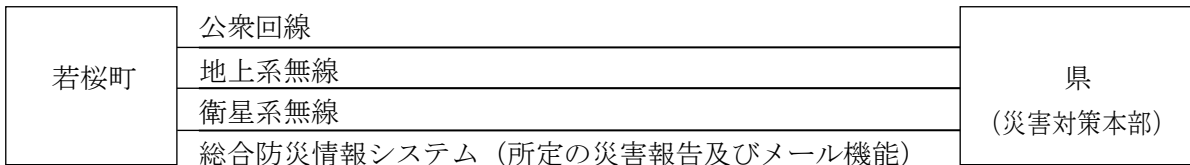
イ 一般電話・防災行政無線が機能しない場合の措置

- (ア) 衛星携帯電話の利用
- (イ) 広報車伝令による連絡

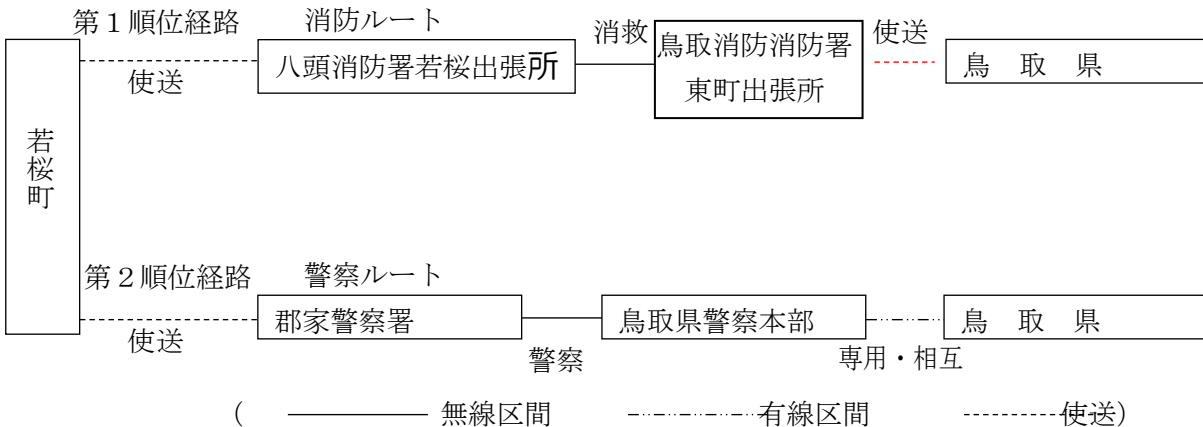
(2) 非常通信手段の活用

本町と鳥取県との間における非常通信計画は次のとおりです。

ア 通常確保されているルート



イ 非常通信ルート



ウ 関係機関電話番号

機関名	電話番号
鳥取県災害対策本部 (危機管理局)	0857-26-7950

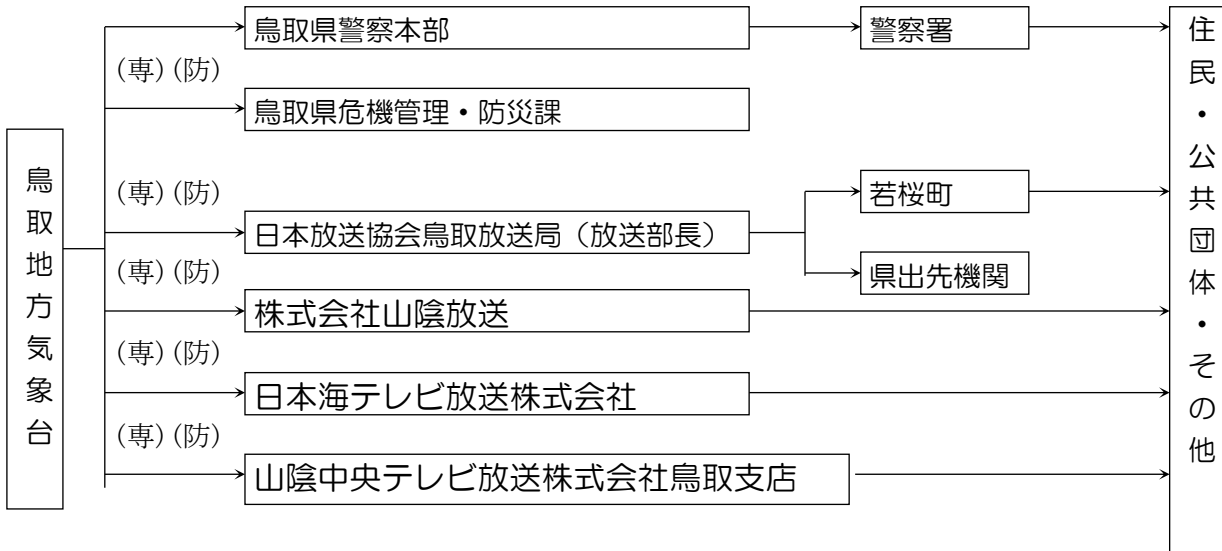
若桜町総務課	0858-82-2211
鳥取県東部広域行政管理組合 八頭消防署若桜出張所	0858-82-1611
郡家警察署	0858-72-0110
鳥取県警察本部	0857-23-0110

## 2 地震情報の伝達

### (1) 住民への地震情報の伝達

地震情報は次の通報伝達システムにより住民に周知されます。

(専)(防)



(防)：防災行政無線 (専)：専用線(Fネットを含む)

(2) 平成22年度に整備した全国瞬時警報システム(J-ALERT)からの緊急情報は、自動的に防災無線により速やかに住民に伝達されます。

#### J-ALERT (全国瞬時警報システム)

緊急地震速報など、対処に時間的余裕がない事態が発生した場合に通信衛星を用いて情報を送信し、同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム

## 3 情報の収集

(1) 地震情報の収集町域において災害の発生が懸念されるような大きな地震を感じたときは、まちづくり推進課及び各防災関係機関は、速やかに次の情報を収集します。

ア 町内で観測された震度

イ 震源位置

ウ 地震の規模

エ 震度分布状況

(2) 概況調査

各班は、地震発生後直ちに参集し、所管する施設の被害調査を実施し、本部班に報告します。本部班は得た情報を適時、県、警察署、消防署、防災関係機関に報告し、情報の共有化を図ります。

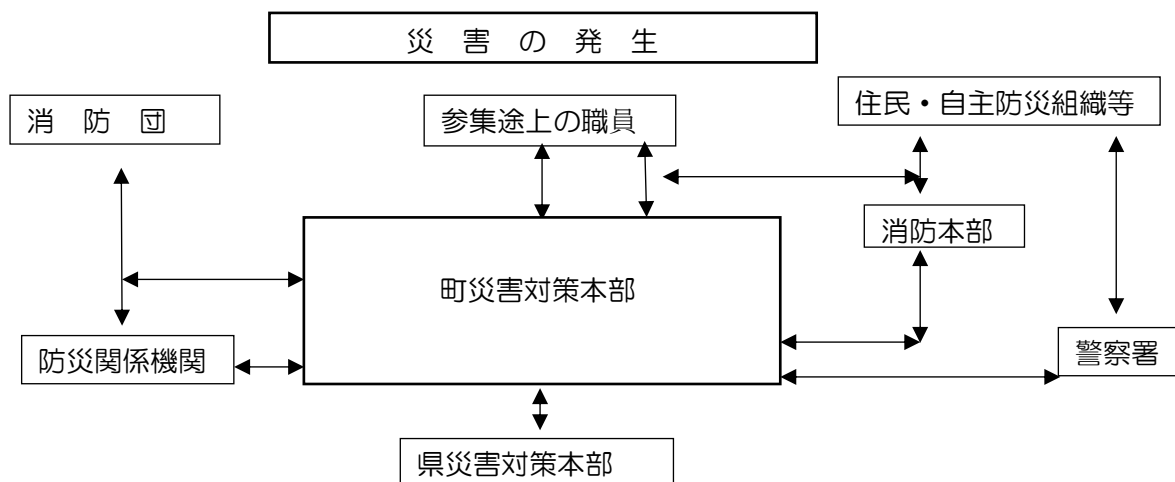
概況調査は、初動期において町が行う応急対策活動と住民等の行う自助・共助活動への情報提供を目的として実施するもので、限られた人員と時間の中で迅速に被害の概況を把握し得るよう、各班が創意工夫して実施します。

概況調査における情報収集項目

情報の種類	情報収集担当	情報の集約
人的被害	総務班	総務班
建物・農林関係被害	農林建設班	
道路・橋梁施設関係被害	農林建設班	
教育・福祉施設被害	教育班、町民班	
商工・観光関係被害	産業班	
水道・下水道施設被害	農林建設班	
電気・ガス・通信・ 鉄道施設被害	農林建設班・財務班（ふるさと創生課）	

### (3) 概況調査結果の整理・報告

災害直後の情報収集体系



#### ア 情報の集約

各対策部は、収集した情報を、①情報源別、②地域別、③被害種別等にとりまとめ本部班に報告します。

情報のとりまとめに際しては次の点に留意します。

【概況調査のとりまとめにおける留意事項】

#### (ア) 災害の全体像の把握

(イ) 被害の確認・未確認区分の明確化

(ロ) 情報の確認・未確認区分の明確化

イ 県への報告

本部班は集約された被害情報を遅滞なく県へ報告します。

(4) 各種被害調査

ア 被害家屋数の推定

被害家屋数が災害救助法の適用基準となる滅失世帯数に達すると推定される場合、迅速に災害救助法の適用を申請することが求められます。

被害調査班は、町内の震度分布、建築年が古い家屋の分布及び火災の発生状況等に基づき、サンプリング調査を実施し、被害家屋数を推定し、この結果が、災害救助法の適用基準を満たす場合は、直ちにその適用を申請します。

イ 各種被害状況等の調査

各対策部、各防災機関は、次の被害情報について調査・収集し、本部班に報告します。

情報収集の項目と担当班（詳細調査）

調査事項

調 査 事 項			情報収集の担当部・班	情報の集約
被災状況	人的被害	死者	町民班	総務班
		傷病者		
		行方不明者		
	建物被害	住家被害	農林建設班	
		非住家被害		
	公共土木施設被害 農林	道路被害	農林建設班	
		河川被害		
	教育施設被害	教育施設被害	教育班	
	福祉施設被害	福祉施設被害	町民班	
	商工・観光関係被害		産業班	
サービスの状況	医療機関の状況	町内医療機関の被害	町民班	
	ライフラインの状況	水道の被害	農林建設班	
		下水道の被害	農林建設班	
		電力供給の状況	農林建設班	
		ガス供給状況		
		通信の疎通状況	財務班（ふるさと創生課）	
	公共輸送機関の運転状況	鉄道	財務班（ふるさと創生課）	
バス				

(5) 情報のとりまとめ

本部班は、各対策部、各班、防災関係機関が調査・収集した被害情報を、次の点に留意してとりまとめます。

- ア 町全体の被害状況
- イ 現在の災害の進行状況
- ウ 被害箇所の復旧状況
- エ 未確認の情報等

## 4 被害情報の報告

町長（本部長）は、災害対策基本法第 53 条第 1 項及び消防組織法第 22 条の規定に基づき、被害の具体的な状況を県に報告します。

### (1) 報告の種類

#### ア 緊急報告

町長（本部長）は、次の区分により第 1 報を原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告します。

報告基準	報告先
鳥取県で震度 4 以上を記録した場合	鳥取県
鳥取県で震度 5 強以上を記録した場合	鳥取県、消防庁

#### 【鳥取県連絡先】

非常通信計画のとおり。

#### 【消防庁連絡先】

区分		平日 (9:30~17:45) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

#### イ 中間報告

被害の拡大に伴い被害状況を調査し、集計の都度報告を行います。

#### ウ 確定報告

応急措置が完了し、被害が確定したときにおいて、速やかに報告を行います。

### (2) 報告する事項

#### ア 災害の原因

#### イ 災害が発生した日時

#### ウ 災害が発生した場所又は地域

#### エ 被害の状況

#### オ 災害に対してすでにとった措置及び今後とろうとする措置

#### カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

#### キ その他必要な事項

## 第 3 節 災害広報

### 方針

地震発生前から生活再建時期までに、災害関連情報を住民に迅速かつ的確に伝達するため、報道機関との連携、広報誌の発行など効率的な広報活動を実施します。

## 1 広報活動

### (1) 広報体制

#### ア 防災関係機関との連携

災害対策本部は、防災関係機関と連携して、地震情報等による避難勧告・指示等、住民の身体・財産に係る緊急広報を実施します。

#### イ 災害対策本部に対する情報提供

各対策部は、定期的に災害対策本部に対して、災害情報、生活関連情報等を報告します。

#### ウ 各対策部に対する情報提供

本部班は、報告を受けた情報を整理し報道機関に対する災害報道発表資料を作成するとともに、各対策部への情報提供を行い情報の共有化を図ります。

#### エ 報道機関、各対策部に対する情報提供

広報広聴班は、報道機関への情報提供、会場及び発表時間等の調整その他報道対応全般に関することを実施します。

### (2) 広報内容

災害時に住民の求める情報は、時間の経過とともに変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化していくことから、おおむね次の区分により迅速かつ的確な広報を行います。



時期	広報の内容	主な実施機関・町担当班
初動活動期	地震情報	総務班
	災害時要援護者等対策	町民班
	避難誘導、避難の勧告・指示	総務班、町民班、産業班
	避難所の開設・運営	町民班
	被害状況や危険箇所の情報	総務班
応急活動期	巡回救護の実施	町民班
	心のケア	町民班
	緊急輸送道路及び交通規制	農林建設班
	水道の応急・復旧対策	農林建設班
	下水道の応急・復旧対策	農林建設班
	飲料水・生活用水の供給	町民班
	食糧の供給	町民班
	生活必需品の供給	町民班
	衛生・防疫	町民班
	生活ごみの処理	町民班
	建築物の修理・解体・応急仮設住宅の募集	農林建設班

### (3) 広報の方法

#### ア 報道機関との連携

災害発生直後は、主に報道関係機関と連携し、迅速な広報に努めます。

#### イ 報道機関に対する情報提供

収集した災害情報や町の対策の重要事項を報道機関に発表し、情報提供に努めるとともに、迅速的確な報道について協力を得ます。

#### ウ 広報車、防災行政無線による広報

災害の状況に応じて、必要地域へ防災行政無線や消防無線による広報を行うとともに、広報車による広報を実施し、特に必要が認められる地域に対しては、職員を派遣し広報を行います。

#### エ 広報誌等による広報

複雑な情報を被災者に的確に伝えるため、速やかに文字情報としての広報誌を作成し配布する。

#### オ 通信メディアによる広報

IP告知端末（テレビ電話）、FAX、パソコン通信、インターネット、緊急地震速報等の通信メディアによる情報伝達を可能な限り実施し、住民への広報を補完します。

#### カ 災害時要援護者への広報

災害時に迅速かつ的確な行動が取りにくい高齢者、障がい者及び外国人等に対応する広報については、各種ボランティア団体等と連携を図り、文字情報の点字化、多言語化、手話通訳によるテレビ放送等を可能な限り実施します。

## 2 広聴活動

災害時における被災者からの相談、要望、照会等や全国各地からの問い合わせ等に対応するため、速やかに広聴体制の確立を図ります。

また、国、県等防災関係機関及び関係する各対策部との連携を密にしながら広聴相談活動を実施します。

### (1) 相談窓口の設置

災害の状況により必要と認めたときは、被災者からの相談・要望を受けるため、町役所内に被災者総合相談窓口を開設するとともに、支援情報を住民に提供します。

### (2) 巡回相談の実施

災害の状況により必要と認めたときは、巡回相談（地区集会所、避難所等）を実施します。

### (3) 相談窓口開設の周知

相談窓口を開設したときは、開設の周知を積極的に行います。

## 第4節 応援要請

一般対策編第3章第3節「防災関係機関の連携推進計画」に準じます。

## 第5節 自衛隊派遣要請

一般対策編第3章第3節「防災関係機関の連携推進計画」第5「自衛隊の災害派遣要請」に準じます。

## 第6節 災害救助法の適用

大規模災害が発生し、被災者が応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を要請するための所定の手続きを行い、迅速かつ的確な災害救助業務を実施し、被災者の生活の保護と社会の秩序の保全を図ります。

### 1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定によるが、本町における具体的適用は、次のいずれかの1つに該当する場合です。

【災害救助法の適用基準】

指標となる被害項目	該当条項
① 町内の住家滅失世帯数が30世帯以上であるとき	第1項第1号
② 県内の住家滅失世帯数が1,000世帯以上の場合で、かつ、町内の住家滅失世帯数が15世帯以上であるとき	第1項第2号
③ 県内の住家滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、かつ、町域の被害状況が特に援助を必要とする状態にあったとき	第1項第3号前段
④ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき	第1項第3号後段
⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき	第1項第4号

※ 平成22年度国勢調査の数値による。

(1) 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の算定は、次のとおり。なお、住家の滅失等の認定及び世帯、住家の単位は、被害認定の算定基準の例による。

$$\text{滅失世帯} = (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼} \times 1/2) + (\text{床上浸水等} \times 1/3)$$

住家滅失世帯の算定		
①	住家が全壊、又は全焼、流出する等の世帯	1世帯
②	住家が半壊し、又は半焼するなど等しく損傷した世帯	2世帯で1世帯とみなす
③	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯。なお、床下浸水及び一部破損は換算しない。	3世帯で1世帯とみなす

(2) 住家滅失等の認定

住家の滅失等の判定に当たっての基準は次のとおり。

被害区分	判定基準
住家の被 全壊 全焼 流失	住家が滅失した場合で、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のもの

害	半壊 半焼	住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊又は焼失した部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のもの
	床上浸水	浸水がその住家の床上以上に達した程度のもので、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

## 2 災害救助法の適用

町内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当の見込みであるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告します。その場合には、次の掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請します。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする理由
- (5) 既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置

## 3 救助の実施機関

- (1) 災害救助法第 23 条の適用を受けたときは、知事が救助を実施し、知事からの権限の一部を委託されたときは、知事の補助機関として町長が救助を実施します。その場合、知事は事務の内容及び期間を町長に通知します。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助を待ついとまがないときは、町長がその状況を直ちに知事に報告し、その指示により災害救助法の規定に基づく救助に着手します。

## 4 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助があります。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 災害にかかった者の救出
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理
- (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) その他政令で定めるもの

## 5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は「救助の種類及び基準」によるが、この基準により実施することが困難な場合は、厚生労働大臣の同意を得て知事が定める基準により実施します。

## 第7節 避難対策

一般対策編第3章第4節「避難対策計画」に準じます。

## 第8節 消防活動

一般対策編第3章第3節「防災関係機関の連携推進計画」第4「消防活動」に準じます。

## 第9節 救助・救急活動

### 1 救助・救護体制の整備

災害のため、生命、身体が、危険な状態にある次の者に対する適切な救助・救護体制を整備します。

- ア 災害の際に孤立した地点に取り残されたもの
- イ 山崩れ、崖崩れ、土石流、地すべり等により生き埋めになったもの
- ウ その他、生命、身体が危険な状態にあるもの

町及び消防本部は、被害を最小限にとどめるため、消防・救助・救急体制の整備に努めます。

### 2 救助知識・技能の備え

広域的に多数発生する救助事案に対応するため、一般職員に救助知識・技能を備えさせるため、指導育成するとともに救助資機材を整備し人命救助体制の充実強化を図ります。

### 3 救助隊等の編成

災害時の救助を円滑に行うため、平常時から救助隊等の編成等について、次のとおり検討します。

- (1) 救助知識を有する職員の指導育成及び訓練施設等の整備
- (2) 消防団、自主防災組織、住民等との協力体制の充実

## 第10節 医療救護

一般対策編第2章第6節「医療救助計画」に準じます。

## 第 11 節 遺体の収容・埋葬

一般対策編第3章第5節「医療救助活動」第3「搜索、遺体処理及び埋葬」に準じます。

## 第 12 節 交通規制

一般対策編第3章第6節「交通・輸送計画」第3「交通規制の実施」に準じます。

## 第 13 節 緊急輸送

一般対策編第3章第6節「交通・輸送計画」第1「緊急輸送の実施」に準じます。

## 第 14 節 障害物の除去

一般対策編第3章第8節「保健衛生対策計画」第1「障害物の除去」に準じます。

## 第 15 節 食糧・飲料水及び生活必需品等の供給

一般対策編第3章第7節「食糧・物資調達供給計画」に準じます。

## 第 16 節 廃棄物の処理

一般対策編第2章第10節「障害物の除去」p48に準じます。

## 第 17 節 防疫・保健衛生

一般対策編第3章第8節「保健衛生対策計画」に準じます。

## 第 18 節 孤立地区対策

一般対策編第3章第4節「避難計画」第3「孤立発生時の応急対策」に準じます。

## 第 19 節 文教対策

一般対策編第3章第11節「文教対策計画」に準じます。

## 第 20 節 農林業対策

一般対策編第3章第12節「農業災害対策計画」に準じます。

## 第21節 ライフライン施設の応急対策

一般対策編第3章第14節「ライフライン対策計画」に準じます。

## 第22節 住宅の応急対策

一般対策編第3章第10節「住宅対策計画」第6「住宅の応急修理」に準じます。

## 第23節 災害時要援護者対策

一般対策編第3章第13節「災害時要援護者対策」に準じます。

## 第24節 ボランティア活動支援

一般対策編第3章第9節「共助協働推進計画」第2「ボランティアとの協働」に準じます。

## 第25節 義援金、救援物資の受付・配分

一般対策編第3章第7節「食料・物資調達供給計画」第2「衣料生活必需品の供給」に準じます。

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 復旧・復興の基本方向の決定

一般対策編第4章第1節「公共施設の災害復旧」第2節「災害復興計画」に準じます。

### 第2節 迅速な原状復旧の進め方

具体的な内容については、一般対策編第4章第1節「公共施設の災害復旧」に準じます

### 第3節 復興計画の進め方

具体的な内容については、一般対策編第4章第2節「災害復興計画」に準ずる。

### 第4節 被災者等の生活再建等の支援

具体的な内容については、一般対策編第4章第4節「被災者等の生活再建等の支援」に準じます

### 第5節 激甚災害の適用

一般対策編第4章第5節「激甚災害の適用」に準じます。